

第2次中央市環境基本計画 後期計画



令和6年度～令和10年度

平成31年3月 策定
(令和6年3月 改定)

中央市

はじめに

本市では、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2019（平成31）年度から2028（令和10）年度を計画期間とする10年間の環境施策の展開を定めた「第2次中央市環境基本計画」を策定し、環境施策を推進してまいりました。



近年、私たちは地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑や局地的な豪雨災害、生物多様性の喪失、廃棄物問題などの様々な地球規模の環境問題に直面しており、その影響は人々の身近な生活領域まで及んでおります。

そのため、このような多岐に渡る環境問題の解決に向け、将来にわたって豊かで多様な環境の恵みが享受できる、持続可能な地域社会を創っていくことが大切であり、その実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

この度、本市を取り巻く社会情勢の変化や多様化する環境問題に対応するため、環境基本計画の中間見直しを行いました。

見直しに当たっては、本市が地球温暖化に向き合う姿勢を示すために2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを表明した「ゼロカーボンシティ宣言」などを踏まえ地球温暖化対策を本計画へ内包しつつ重点的に見直すとともに、将来環境像を「快適で健やかに暮らせる持続可能な生活文化都市」とし、後期計画を策定しました。

今後は見直し後の本計画のもと、脱炭素社会の構築、生物多様性の保全、持続可能な循環型まちづくり、環境交流まちづくりなどの環境施策を総合的に展開し、その実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、環境問題は私たちの普段の生活や事業活動に密接に関わるものであり、市民・事業者の皆さまと協働して取り組むことが必要不可欠となりますので、引き続き皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、慎重なご審議をいただいた本市環境審議会委員の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民・事業者の皆さま方に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

中央市長 望月 智

目次

1 基本的事項	
1-1 計画の趣旨と見直しの背景	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の対象	3
1-4 計画の役割	4
1-5 計画期間・目標年度	5
2 中央市の概況	
■自然的状況	
2-1 位置・地勢	7
2-2 土地利用	9
2-3 森林	11
2-4 気象	12
■社会的状況	
2-5 人口・世帯	14
2-6 産業	19
2-7 自動車保有台数	26
3 中央市の環境の現状	
■生活・都市環境	
3-1 自然環境	27
3-2 生活環境	32
■地球環境	
3-3 地球温暖化の現状と影響	50
4 計画の目標	
4-1 基本理念	57
4-2 基本目標	58
4-3 施策の体系	60
4-4 施策の展開	62
基本目標1:人と自然がふれあうまち	64
基本目標2:快適で健康な生活環境があるまち	71
基本目標3:環境活動に協働で取り組むまち	79
基本目標4:2050年ゼロカーボンシティを実現するまち	83

5 計画の推進と進捗管理	
5-1 推進体制.....	91
5-2 進捗管理.....	92
5-3 進捗状況の公表.....	92
6 中央市地球温暖化対策実行計画	
6-1 市全体の脱炭素推進（中央市地球温暖化対策実行計画－区域施策編）.....	94
6-2 行政における脱炭素推進（中央市地球温暖化対策実行計画－事務事業編）.....	108
6-3 計画の推進と進捗管理.....	118
資料編.....	119

1 基本的事項

1-1 計画の趣旨と見直しの背景

中央市(以下「本市」という。)では、多様な環境問題への対応のため、2006(平成 18)年 2 月に「中央市環境基本条例」を制定し、その基本理念に沿って、2009(平成 21)年 3 月に「中央市環境基本計画」を策定し、10 年間の計画期間を経て、2019(平成 31)年 3 月には「第 2 次中央市環境基本計画」を策定しました。この間、社会情勢は変化し、異常気象の多発など環境保全に関する意識の高まりや生活スタイルの変化が進み、再生可能エネルギーへの転換や節電、省エネルギーなど、より環境に配慮した持続可能な社会への転換が求められるようになってきました。

国においては、1993(平成 5)年 11 月に環境基本法を公布・施行しました。これは、都市・生活公害や身近な自然の減少、更には地球環境問題の進行に対応するため、「公害対策基本法」(1967(昭和 42)年制定)を発展的に継承し、環境に関する分野についての国の政策の基本的な方向を示す法律です。これに基づき、政府全体の環境の保全に関する施策の基本的方向を示す計画として、1994(平成 6)年 12 月に「第一次環境基本計画」が策定されました。以降、今日までに第五次計画までが策定されており 2024(令和 6)年 4 月には第六次環境基本計画が策定される予定です。

また、本市においては、「実り豊かな生活文化都市」実現のために 5 つの「まちづくり」を基本政策に掲げた「第 2 次中央市長期総合計画」が 2018(平成 30)年 3 月に策定され、2022(令和 4)年度に中間見直しを行い、2023(令和 5)年度から 5 年間のまちづくりの指針となる「第 2 次中央市長期総合計画 後期基本計画」が策定されました。基本施策の 1 つに「安全で快適な住みやすいまちづくり」が位置付けられ、「環境に配慮した地域社会の実現」に向け、生活環境の向上、循環型社会の確立といった環境に係る施策の方向性が示されています。

第 2 次中央市環境基本計画・後期計画(以下、「本計画」という。)は、第 2 次中央市環境基本計画策定から 5 年が経過し、近年の社会情勢の変化や複雑化する様々な環境問題や深刻化する地球温暖化に対し、より効果的な対策を図るため、地球温暖化対策実行計画を包含する形で、計画期間 10 年のうち、後半期間となる 5 年を後期の計画として策定したものととなります。

1-2 計画の位置づけ

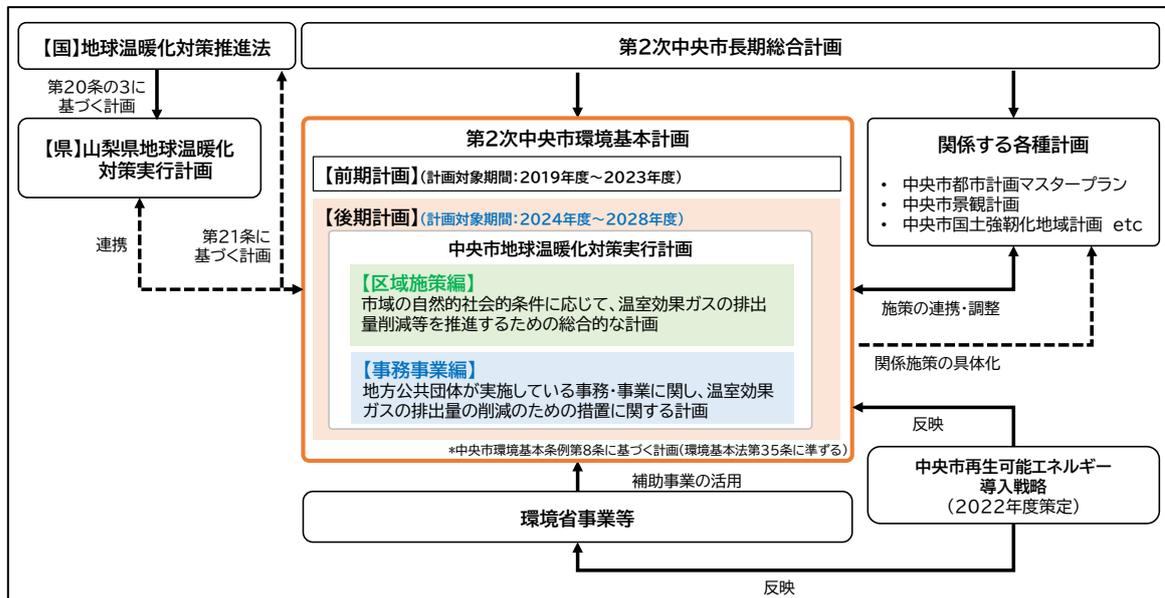
「中央市環境基本計画(以下、「基本計画」という。)」は、中央市環境基本条例第1条に基づく「市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的としています。

また、基本計画は、国や県の環境基本計画を見据えるとともに、市政の基本方針を示す「第2次中央市長期総合計画」における環境関連施策を実行するための計画として位置づけられ、市政全般において環境に配慮した事業等を展開していくための基本的な方向性を示すものとなっています。

本計画の策定にあたっては、「第2次中央市長期総合計画 後期基本計画」の改定を踏まえるとともに、国による2050(令和32)年までの脱炭素社会の実現宣言を受け、本市においても「2050年ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、その実現に向けた行動を起こす段階にあります。

そのため、本市として「2050年ゼロカーボン」の実現に向け、本計画では、基本目標の1つに位置づけ、地球温暖化対策実行計画を内包した形で施策を展開することとしました。

図表 1-1 中央市環境基本計画の位置付け



1-3 計画の対象

1-3-1 対象とする地域の範囲

本計画の対象とする地域は、本市全域を基本とします。

また、必要に応じて、河川の流域の問題など国、県及び周辺自治体との連携が必要な項目については、関係機関と協力し取り組みを進めます。

1-3-2 対象とする環境の定義

本計画の環境の定義を、図表 1-2 に示します。

図表 1-2 本計画で対象とする環境の定義

環境の定義	説明
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、エネルギー等の市全域に影響を与える地球規模の環境問題及び日常生活や事業活動に起因して生じる広域的な環境への影響に関する事項。
自然環境	市民を取り巻く環境のうち、動植物及び森林、山岳、湖沼、河川、公園など動植物の生息地。
都市環境	市民を取り巻く環境のうち、住宅・ビルなどの建造物や道路・公園などの都市基盤施設及びこれらによって構成される都市の安全性並びに歴史・文化的資源。
生活環境	市民の日常生活や事業活動により発生するごみや資源、水質汚濁や大気汚染などの問題及び居住空間・災害対策などの地域社会に関する事項

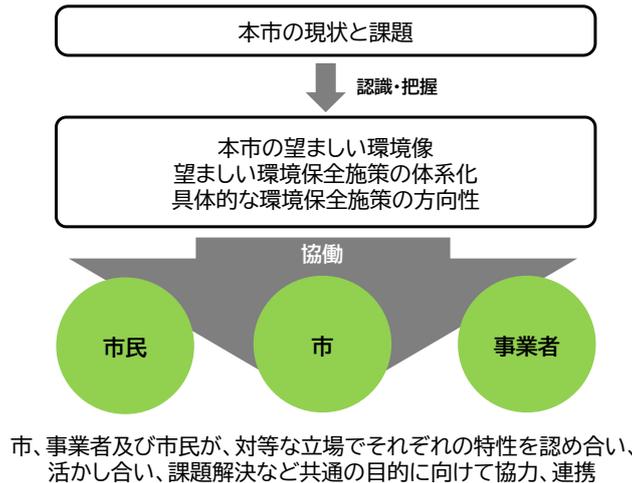
図表 1-3 上空から見た中央市



1-4 計画の役割

本計画は、本市が目指すべき環境の将来像を明らかにするとともに、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示し、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

図表 1-4 本計画の役割



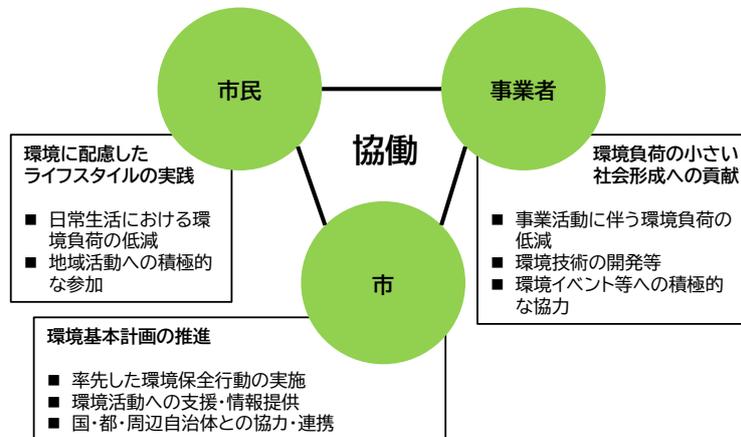
1-4-1 計画の担い手

本市の環境は地球全体の環境と深く関わっているため、各担い手が環境への意識や責任感を持ち、地域の環境保全のために行動することが必要です。

本計画においては、本市に住むすべての市民、事業者及び市が推進の担い手となります。

各担い手は、それぞれ以下に示す役割を担うことを十分認識した上で、持続可能な社会の形成に向けて協働し、一体となった取り組みを進めます。

図表 1-5 本計画の担い手



1-5 計画期間・目標年度

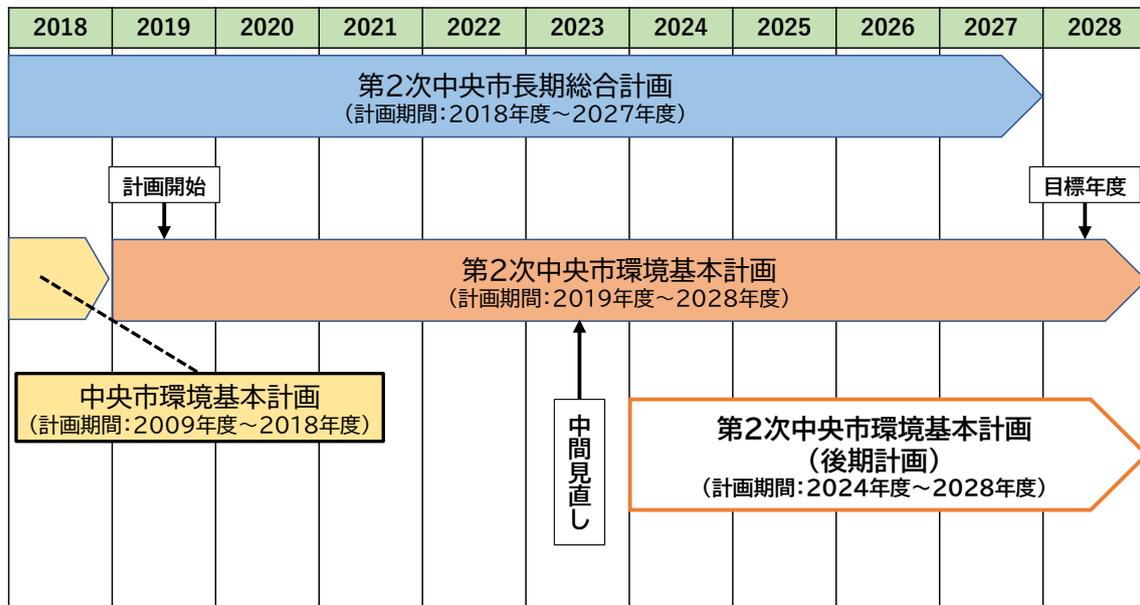
本計画の期間は、2024(令和6)年度～2028(令和10)年度とします。

2023(令和5)年3月に「第2次中央市長期総合計画 後期基本計画」が策定され、また、第2次中央市環境基本計画策定後5年が経過し、その間に新たな施策や事業の展開、本市を取り巻く状況の変化があったことから、2024(令和6)年度を開始年度として、現在までの取り組みの成果や新たな要素を反映させた内容に見直します。

目標年度は、計画期間の最終年度である、2028(令和10)年度とします。

なお、計画の策定時に想定されなかった社会経済情勢や環境問題の変化等が生じた場合は、必要に応じて随時見直しを行います。

図表 1-6 計画期間

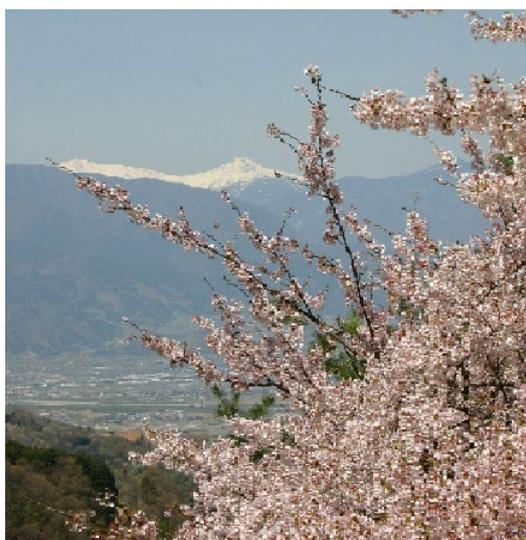




しらさぎと農地



豊富地区と御坂山地に連なる森林



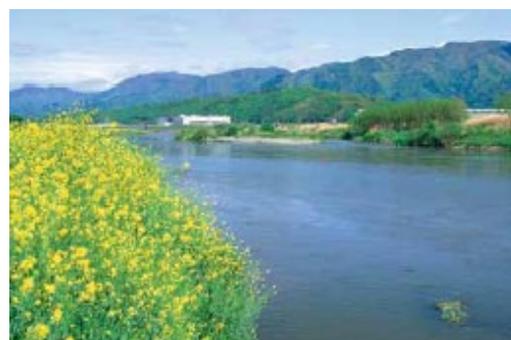
さくらと富士



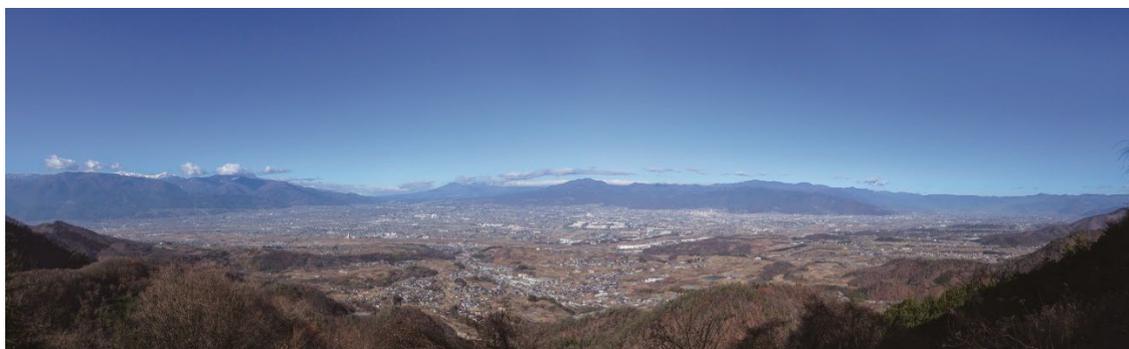
れんげ草と蜂



釜無川と八ヶ岳



笛吹川



たいら山展望台からの風景

2 中央市の概況

■自然的状況

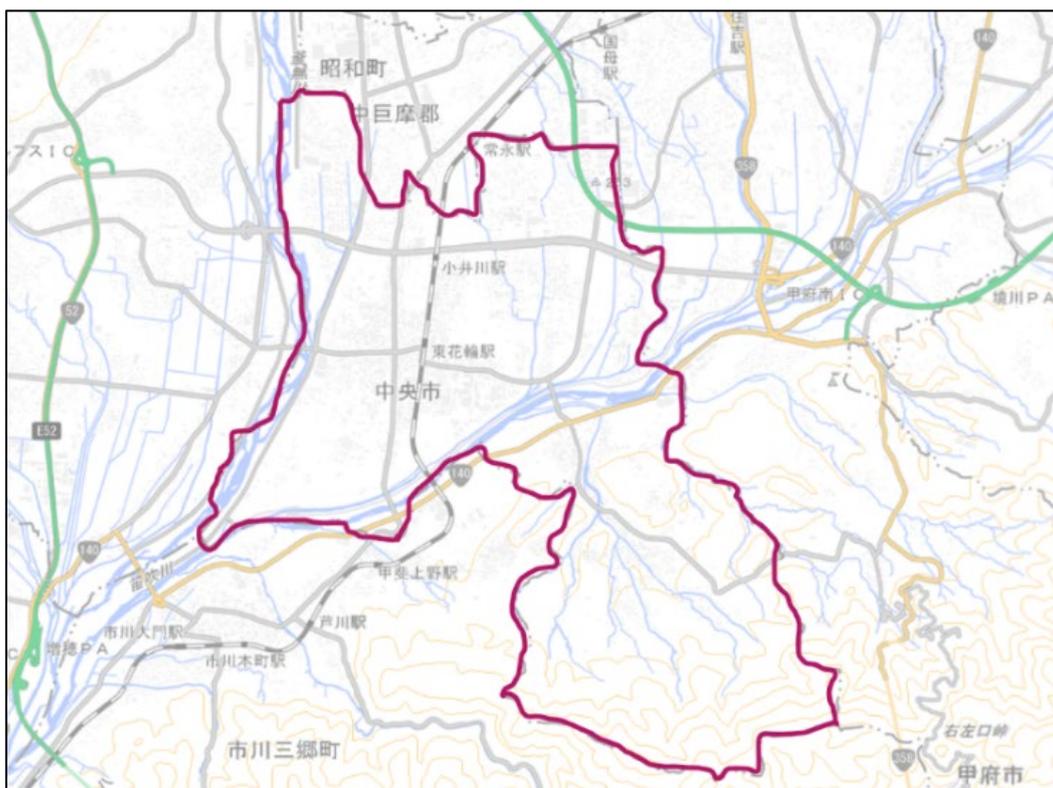
2-1 位置・地勢

本市は山梨県の中央南部に位置し、東は鎌田川を挟んで甲府市に、北は JR 身延線、昭和バイパスを境に昭和町に、西は釜無川を挟んで南アルプス市に、南は市川三郷町に接しています。

面積は 31.69km² で山梨県全体の 0.71% を占めています。

釜無川により形成された沖積平野の平坦の地域と御坂山系からなる中山間の地域との二つの地理的特性を持っており、両地域は笛吹川によって隔てられています。玉穂、田富の2地区が平坦部の地域で、笛吹川と釜無川に挟まれた形で位置しており、豊富は中山間部に広がる地域となっています。

図表 2-1 中央市の概況



出典：国土地理院の地図・航空写真閲覧サービス

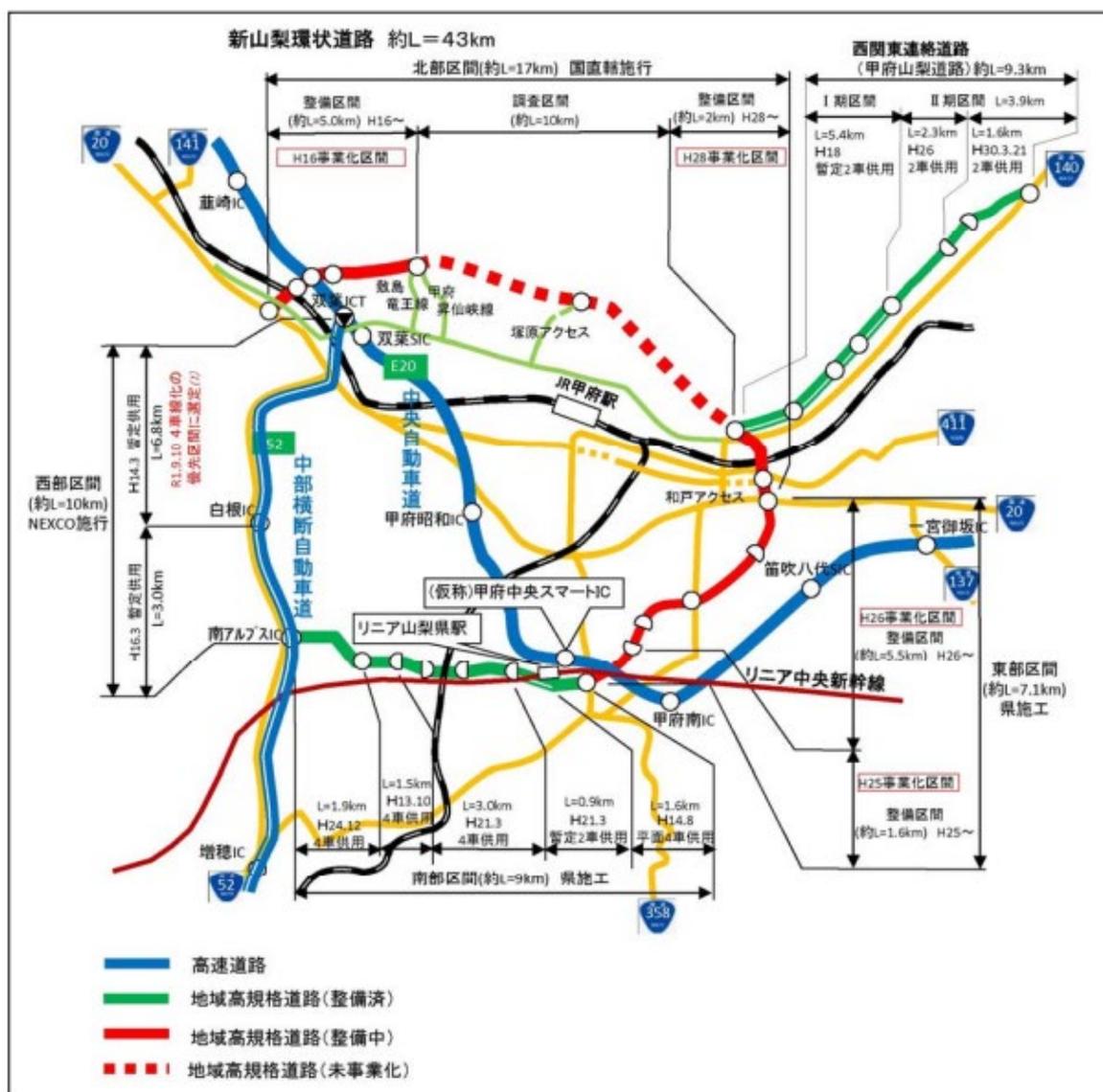
交通面ではJR身延線が田富、玉穂地区の間を南北に走っており、それに並行して主要地方道甲府市川三郷線が通っています。

近年では本市を東西に横切るように、新山梨環状道路が中部横断自動車道の南アルプスICから甲府市西下条町までの約9km が南部区間として供用されており、将来的には全長約43km の甲府盆地を周回する環状道路として計画されています。

さらに、リニア中央新幹線の計画ルートが本市においては新山梨環状道路南部区間とほぼ並行しており、近隣の甲府市大津町には(仮称)リニア山梨県駅(以下「リニア山梨県駅」という。)が計画されています。

現在、2027(令和9)年以降に東京の品川から名古屋までの間を開業予定としたリニア中央新幹線の建設が着々と進められています。

図表 2-2 中央市の交通網



出典: 中央市都市計画マスタープラン(令和2年 11 月)

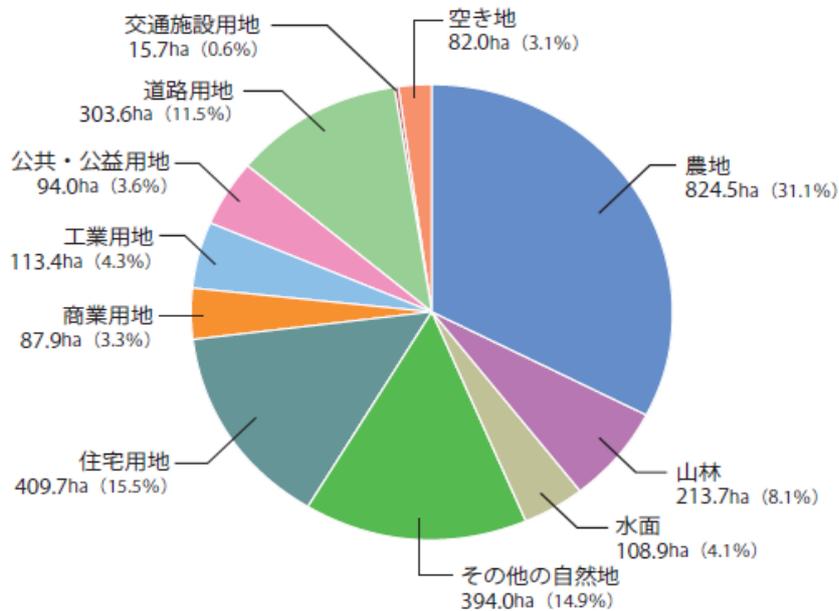
2-2 土地利用

2-2-1 土地利用の現況

「第2次中央市長期総合計画 後期基本計画」では、本市の土地利用状況について図表 2-3 のように示しています。

構成比で見ると、「農地」が最も多く 31.1% (824.5ha)、次に「住宅用地」15.5% (409.7ha) となり、続いて「その他の自然地」が 14.9% (394.0ha)、「道路用地」11.5% (303.6ha) となっています。「農地」、「山林」、「水面」、「その他の自然地」を合わせた「自然的土地利用」が 58.2%(1,541.1ha) となっています。

図表 2-3 中央市の土地利用の現況



都市計画区域の土地利用状況 (単位: ha)

	農地	山林	水面	その他の自然地	住宅用地
甲府都市計画区域	536.7	0.4	87.0	263.6	321.3
笛吹川都市計画区域	287.8	213.3	21.9	130.4	88.4
合計	824.5	213.7	108.9	394.0	409.7

	商業用地	工業用地	公共・公益用地	道路用地	交通施設用地	空き地	合計
甲府都市計画区域	79.7	92.9	84.4	227.2	15.7	64.6	1773.5
笛吹川都市計画区域	8.2	20.5	9.6	76.4	0.0	17.4	873.9
合計	87.9	113.4	94.0	303.6	15.7	82.0	2647.4

出典: 第2次中央市長期総合計画 後期基本計画

本市の農業は、トマト、キュウリ、ナス、トウモロコシなどを中心とした野菜(施設・露地)の生産が盛んです。しかしながら、農家人口や農家数の減少、後継者不足、担い手の高齢化による遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をとりまく環境は厳しく、多くの課題を抱えています。

本市の農家数は、2000(平成 12)年の 1,243 戸から、2020(令和 2)年には 826 戸、417 戸も減少しました。内訳をみると、兼業農家数は減少しているものの、自給的農家と専業農家は微増から横ばい傾向にあります。

本市の経営耕地面積は、2000(平成 12)年の 757ha から 2020(令和 2)年では 420ha と 337ha も減少しています。また、耕作放棄地は増加傾向にあり、山梨県平均の約 4 割に比べると低いものの、全体の経営耕地面積に占める割合は約 3 割と高い比率となっています。本市の土地利用に関わる法適用としては、以下のような区域が指定されています。

<主な法適用の状況>

- ・都市計画法に基づく地域地区(市街化区域、市街化調整区域、用途地域 等)
- ・農振法に基づく農業振興地域、農用地区域
- ・森林法に基づく保安林、地域計画対象民有林
- ・急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 等

2-3 森林

本市の地形はほとんどが平地で、森林の地域は南部に集中しています。また、本市の総面積は3,169haであり、そのうち森林総面積は552haで、総面積における森林割合は17.4%と山梨県の中では昭和町に次いで2番目に森林面積が少ない市町村となっています。山梨県内市町村別の森林面積を図表 2-4 に示します。

図表 2-4 森林の面積（森林割合が多い順）

市町村名	総面積(ha)	森林面積(ha)	割合(%)
丹波山村	10,130	9,868	97.4
早川町	36,996	35,264	95.3
小菅村	5,278	4,953	93.8
道志村	7,968	7,473	93.8
南部町	20,087	17,630	87.8
大月市	28,025	24,273	86.6
鳴沢村	8,958	7,746	86.5
西桂町	1,522	1,295	85.1
都留市	16,163	13,636	84.4
富士川町	11,200	9,196	82.1
上野原市	17,057	13,980	82.0
山梨市	28,980	23,710	81.8
身延町	30,198	24,319	80.5
甲州市	26,411	21,105	79.9
北杜市	60,248	45,850	76.1
南アルプス市	26,414	19,330	73.2
富士河口湖町	15,840	11,489	72.5
富士吉田市	12,174	8,516	70.0
韮崎市	14,369	9,264	64.5
甲府市	21,247	13,633	64.2
市川三郷町	7,518	4,776	63.5
忍野村	2,505	1,516	60.5
笛吹市	20,192	3,148	59.3
山中湖村	5,305	11,816	58.5
甲斐市	7,195	3,152	43.8
中央市	3,169	552	17.4
昭和町	908	0	0.0
合計	446,057	347,490	

出典：令和3年度山梨県林業統計書より作成

本市では、森林のほとんどが豊富地域に存在しており、県有林が260.88ha、民有林が291.56haを占めています。林種構成は人工林、天然林がほぼ同じ面積となっており、人工林が民有林の約6割を占めています。

南西部の大鳥居地区は、針葉樹を中心とした人工林が集中し、本市の水源としての機能も有しており、また、標高 800m にある「山の神社」までの参道は、景観に優れ、森林とのふれあいの場としてさらなる観光面での活用も期待されています。

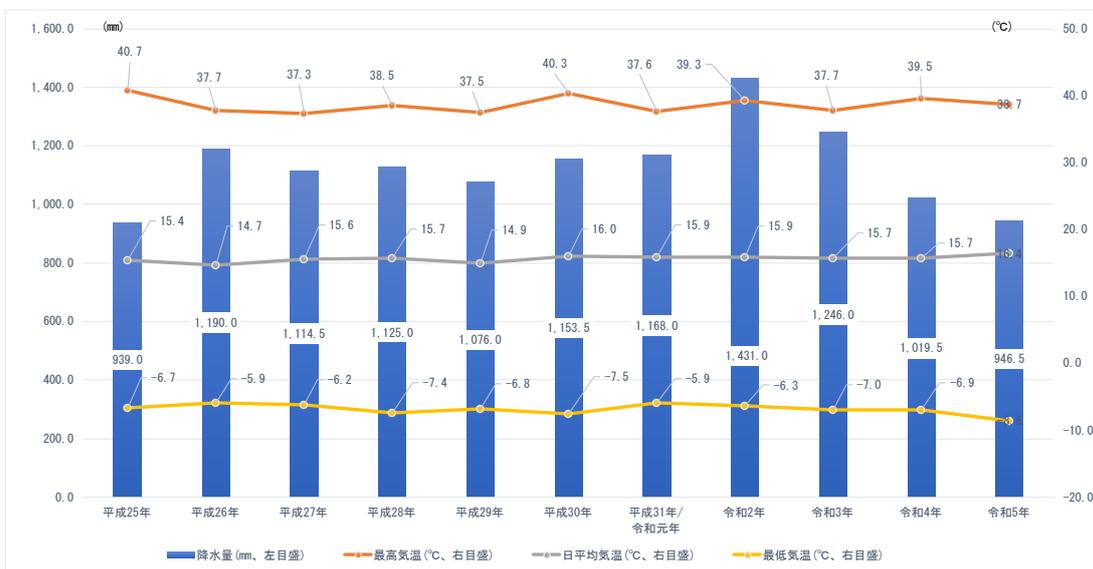
民有林においては、人工林のほとんどが間伐対象齢級に達してはいるものの、間伐が総体的に遅延しており、早急かつ計画的な施業や林道等の維持管理が課題となっています。また、森林所有者の高齢化も目立ち、林家¹(または林業家)も皆無に等しい状況にあるため、計画的な整備を遂行するにあたっては、森林組合、林業事業体等の協力を得ながら健全な森林整備を積極的に推進していく必要があります。

2-4 気象

甲府地方気象台の観測値における過去 10 年間の状況を図表 2-5 に示します。最低気温、日平均気温はあまり変化がみられませんでした。最高気温は、2018(平成 30)年に 40.3℃を記録し、2020(令和 2)年・2022(令和 4)年に 39℃を上回りました。

降水量は 2020(令和 2)年に 1,400mm を超え、2021(令和 3)年にも 1,200mm を超えましたが、他の年は 1,100 mm 前後でした。

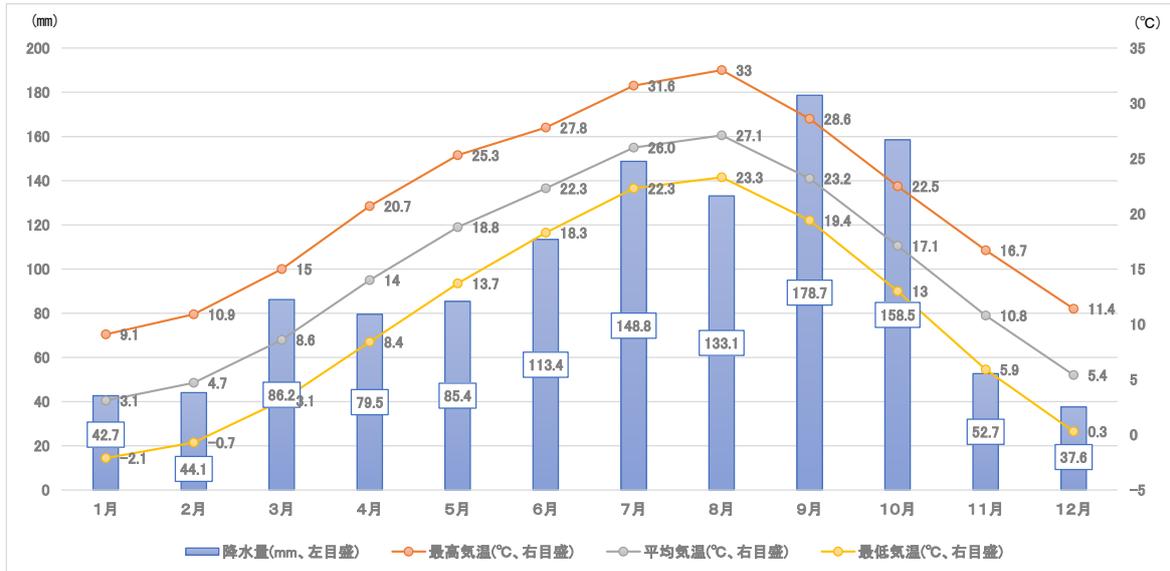
図表 2-5 過去 10 年間の甲府地方気象台観測値(気温・降水量)



出典:気象庁 甲府(山梨県)の気象データ(年ごとの値・主な要素)より作成

¹ りんか。保有山林が 1ha 以上の世帯のこと。

図表 2-6 甲府地方気象台平年値(気温・降水量)



1991~2020年		1月	2月	3月	4月	5月	6月	
降水量(mm)		42.7	44.1	86.2	79.5	85.4	113.4	
気温 (°C)	最高	9.1	10.9	15	20.7	25.3	27.8	
	平均	3.1	4.7	8.6	14	18.8	22.3	
	最低	-2.1	-0.7	3.1	8.4	13.7	18.3	
1991~2020年		7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
降水量(mm)		148.8	133.1	178.7	158.5	52.7	37.6	1160.7
気温 (°C)	最高	31.6	33	28.6	22.5	16.7	11.4	-
	平均	26.0	27.1	23.2	17.1	10.8	5.4	-
	最低	22.3	23.3	19.4	13	5.9	0.3	-

出典:気象庁 甲府(山梨県)の気象データ(年ごとの値・主要要素)より作成

■社会的状況

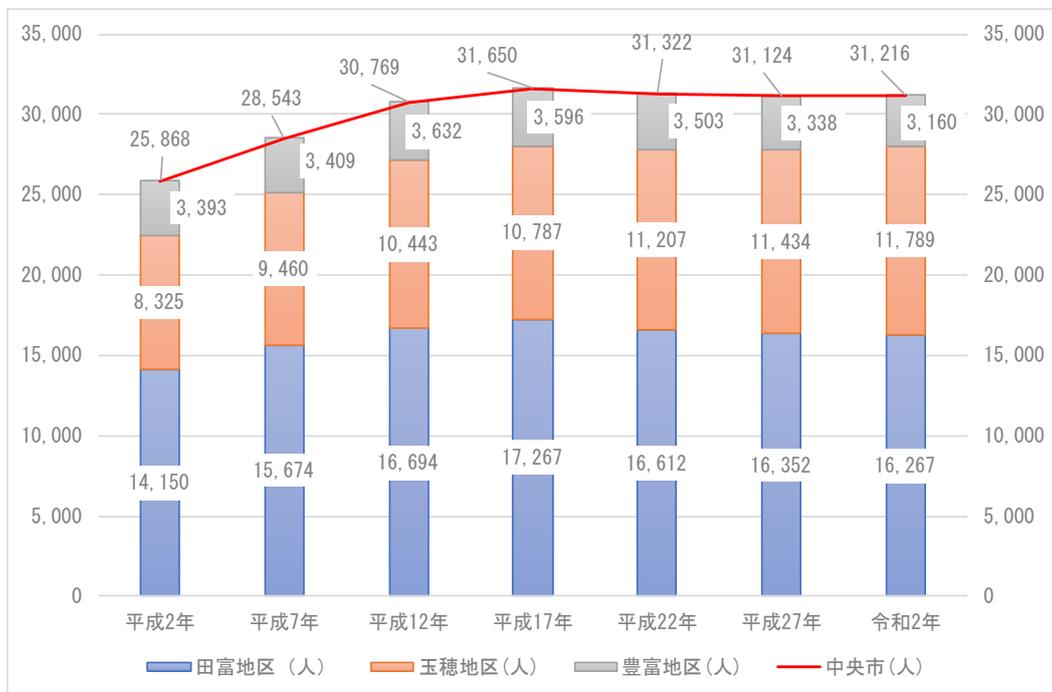
2-5 人口・世帯

2-5-1 地区の人口推移

本市の人口は、2005(平成17)年までは増加し続けていましたが2010(平成22)年から減少傾向にあり、2020(令和2)年には若干の増加が認められました。

市内3地区の人口推移をみると、玉穂地区は増加している一方、田富・豊富地区は近年減少しています。

図表 2-7 本市3地区の人口推移



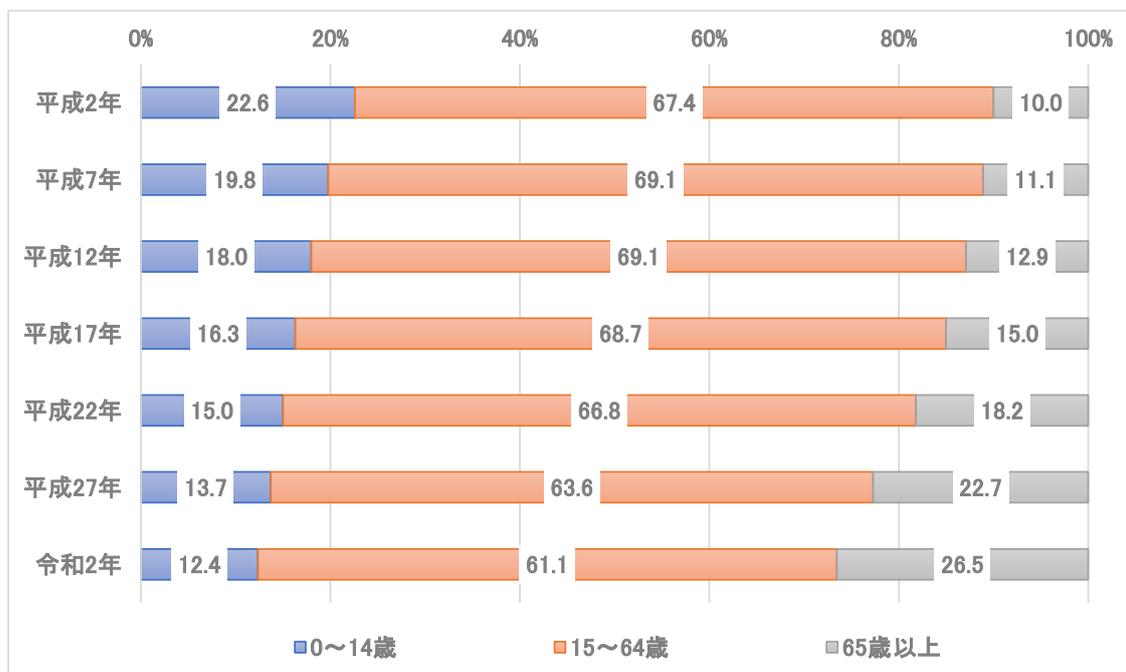
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
田富地区(人)	14,150	15,674	16,694	17,267	16,612	16,352	16,267
玉穂地区(人)	8,325	9,460	10,443	10,787	11,207	11,434	11,789
豊富地区(人)	3,393	3,409	3,632	3,596	3,503	3,338	3,160
中央市(人)	25,868	28,543	30,769	31,650	31,322	31,124	31,216

出典：総務省 国勢調査 より作成

2-5-2 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢区分別の推移を見ると65歳以上の人口割合は、令和になってからも増加傾向が続いており、2020(令和2)年には26.5%となっています。一方で、0～14歳の年少人口の割合は12.4%まで減少しており、少子高齢化がより進んでいることがうかがえます。

図表 2-8 本市の年齢3区分別人口構成の推移

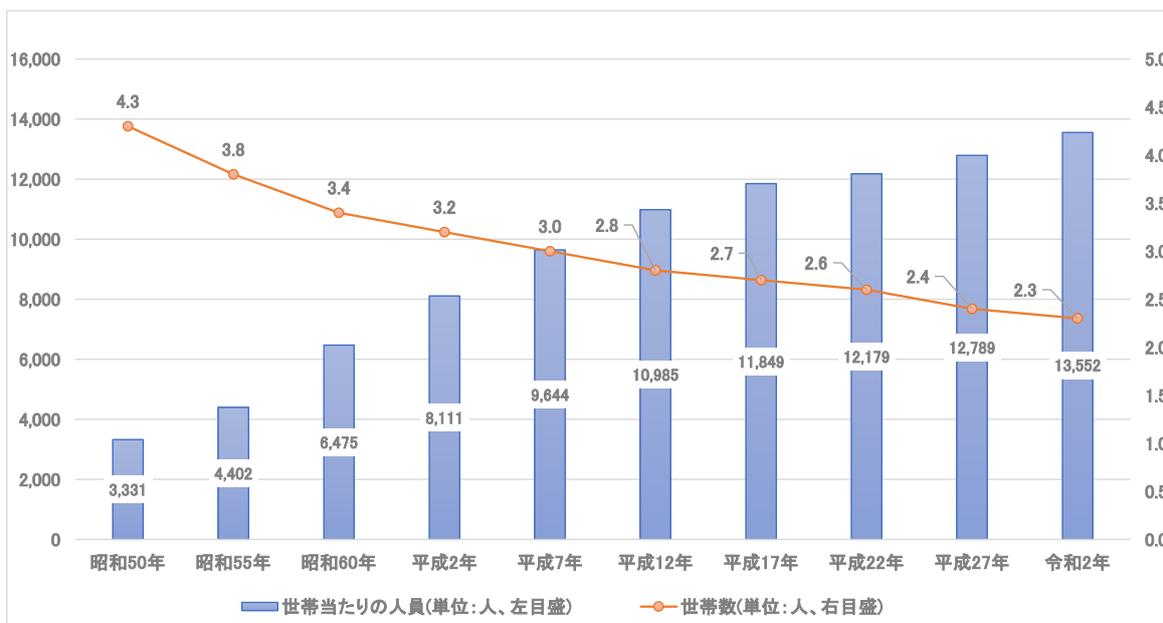


出典:総務省 国勢調査 より作成

2-5-3 世帯数の推移

本市の世帯数は年々増加傾向にあります。しかし、1世帯当たりの人員数は減少傾向がつついており、1975(昭和50)年の4.3人から2020(令和2)年には、2.3人まで減少しています。これは、核家族化の進行とともに、高齢者の単身世帯の増加及び少子化といった社会的状況が進行していることがうかがえます。

図表 2-9 本市の世帯数と世帯当たりの人員数の推移



出典:総務省 国勢調査 より作成

2-5-4 将来人口の展望

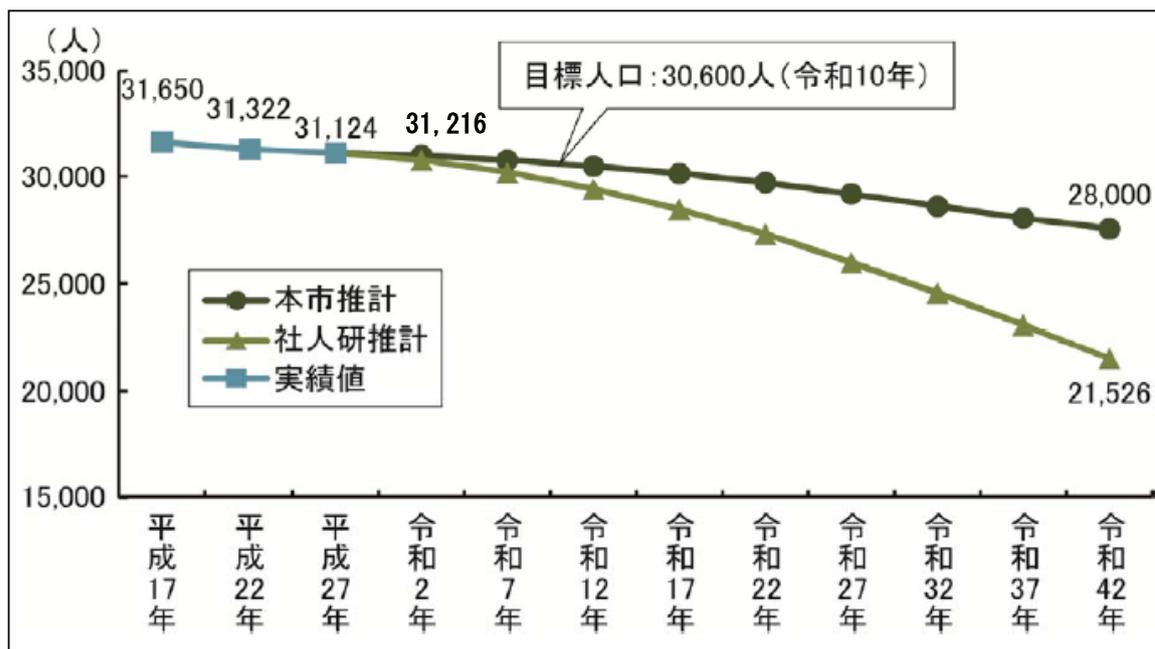
本市では、合併直前の 2005(平成 17)年の 31,650 人をピークに、その後は減少に転じ、2015(平成 27)年には 31,124 人となり、10 年間で約 500 人減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、本市の将来人口は、現在の人口動向が続いた場合、2060(令和 42)年には 21,500 人程度まで減少することが予測されていますが、「中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、本市の現状を踏まえた上で、本市の特性や優位性を最大限生かした施策に長期的に取り組むことによって、人口減少を最小限にとどめ、2060(令和 42)年に 28,000 人を維持するとしています。

今後、リニア中央新幹線の開業や中部横断自動車道の全線開通等が、本市の人口動向へ影響することも予想されることから、本計画の目標年次である 2028(令和 10)年度の将来人口を、次のように設定します。

● 目標人口：30,600 人（2028 年度・令和 10 年度）

図表 2-10 本市の将来人口の展望

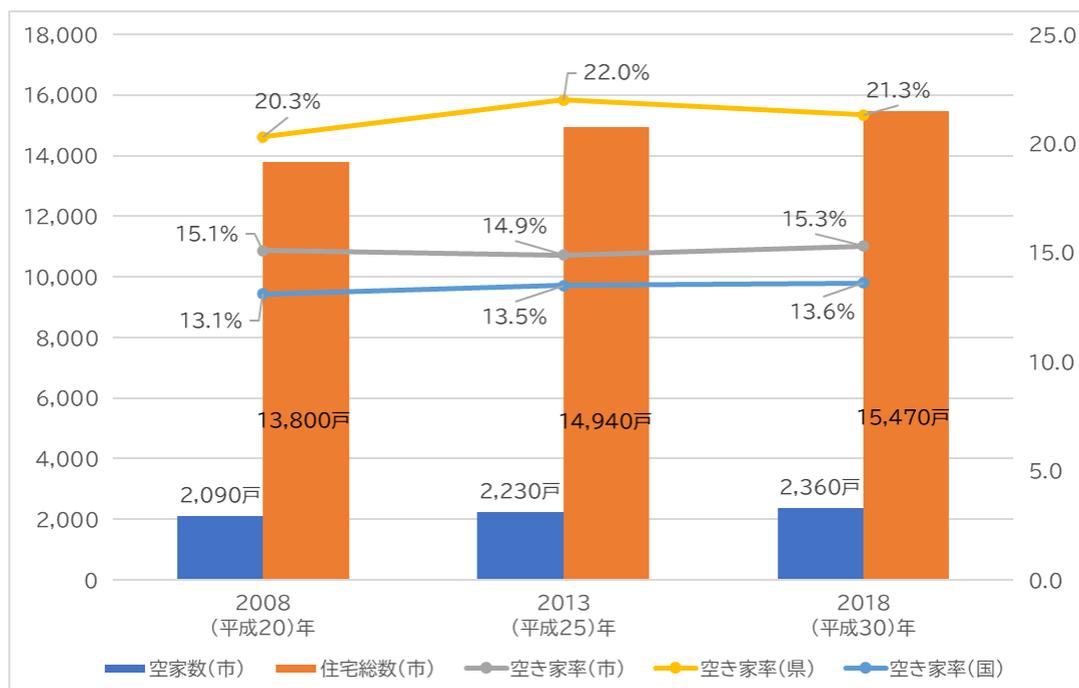


出典：中央市第 2 次長期総合計画(平成 30 年 3 月)

2-5-5 住宅の所有状況

本市の住宅総数は過去 10 年で増加しています。一方、空家も増加傾向にあり、2008(平成 20)年の 15.1% から 2013(平成 25)年には 14.9%と若干の減少したものの、2018(平成 30)年には 15.3%と再び増加しました。2018(平成 30)年において本市は、山梨県全体の空き家率 21.3 と比較すると低い数値ですが、全国の空き家率 13.6 よりも高い数値となっています。

図表 2-11 本市の住宅の所有状況



出典:総務省 住宅・土地統計調査(平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年) 住宅及び世帯に関する基本集計
「居住世帯の有無(8 区分)別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数 市区町村」より作成

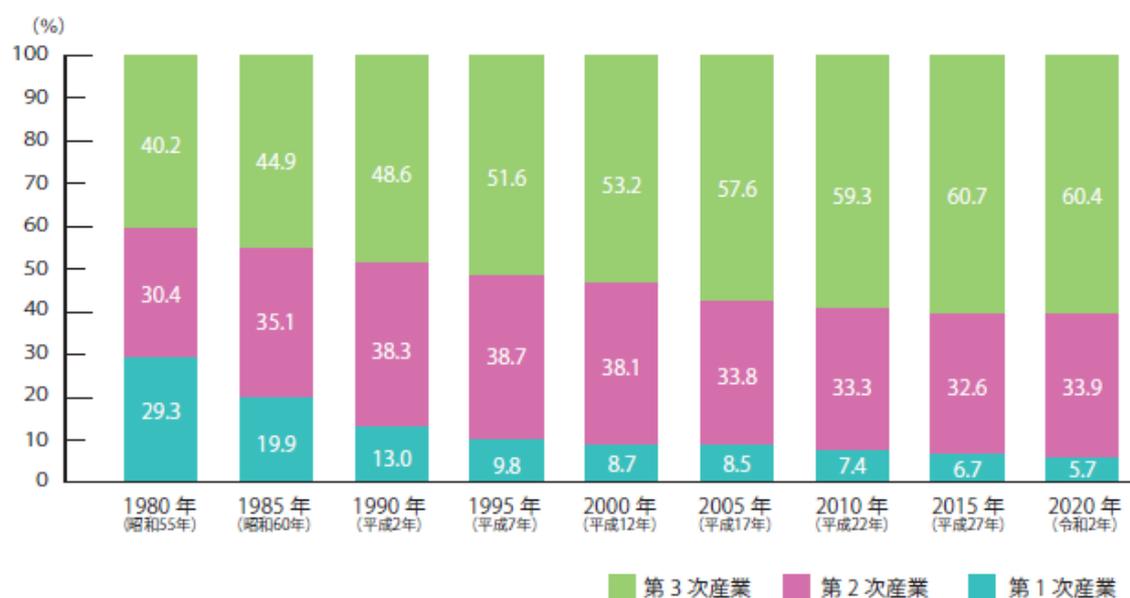
2-6 産業

2-6-1 産業別就業人口構成比の推移

本市の産業別就業人口の構成比の推移を図表 2-12 に示します。

第1次産業が1995(平成7)年の調査で10%を割り込み、その後も減少を続けています。第2次産業は2000(平成12)年以降減少傾向でしたが、2020(令和2)年調査で増加に転じました。また第3次産業は一貫して増加傾向でしたが、2020(令和2)年調査でわずかながら減少に転じました。

図表 2-12 産業別就業人口の構成比の推移

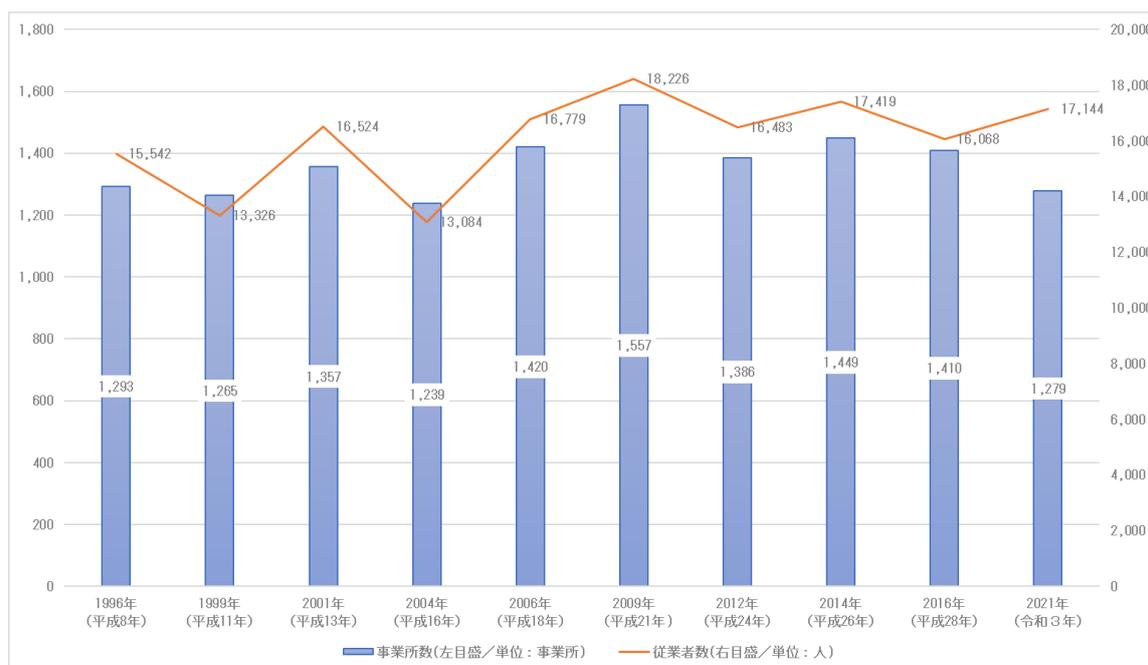


出典:総務省 国勢調査

2-6-2 民間事業所数及び従業者数の推移

民間の事業所数は、2009(平成 21)年に 1,557 事業所と最も多くなり、その後やや減少しています。2021(令和 3)年調査では 2016(平成28)年に対して、事業所数は 1,279 事業所とさらに減少しましたが、従業員数は逆に 17,144 人に増加しています。

図表 2-13 中央市の事業所数の推移



出典:総務省 事業所企業統計調査報告(～H18)/経済センサス基礎調査・活動調査(H21～)より作成

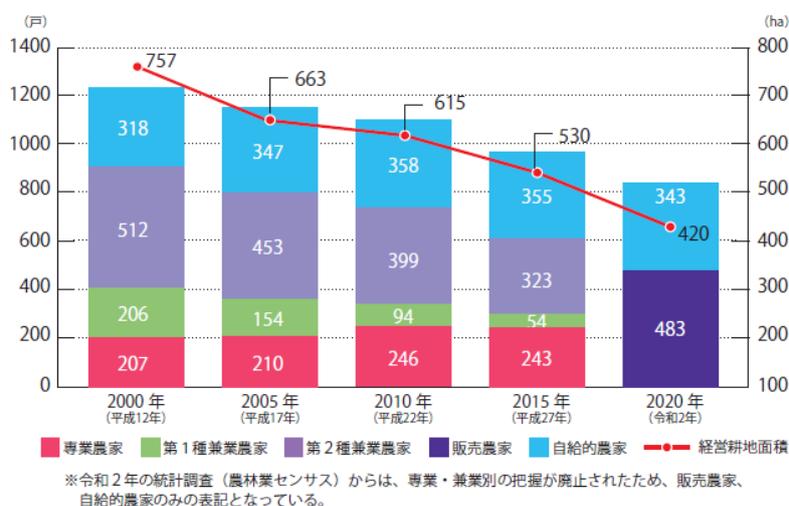
2-6-3 農家数と経営耕地面積の推移

本市の農家数と経営耕地面積について、図表 2-14 に示します。

2000(平成 12)年と 2015(平成 27)年を比較すると、専業農家及び自給的農家については増加していますが、第一種兼業農家及び第二種兼業農家が大幅に減少しており、総農家数としては減少傾向にあります。

経営耕地面積についても年々減少しており、2000(平成 12)から 2015(平成 27)年にかけて、約 3 割減少しています。2020(令和 2)年の調査では、総農家数は 826 戸、経営耕地面積 420ha となり、これまでの推移よりも減少の幅が大きくなりました。

図表 2-14 農家数と経営耕地面積の推移



区分	農家数 (戸)					経営耕地面積 (ha)
	総農家数	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	自給的農家	
2000年 (平成12年)	1243	207	206	512	318	757
2005年 (平成17年)	1164	210	154	453	347	663
2010年 (平成22年)	1097	246	94	399	358	615
2015年 (平成27年)	975	243	54	323	355	530
2020年 (令和2年)	826	0	0	0	483	420

出典：山梨県農林業センサス

(注 1) 第一種兼業農家：農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家

(注 2) 第二種兼業農家：兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家

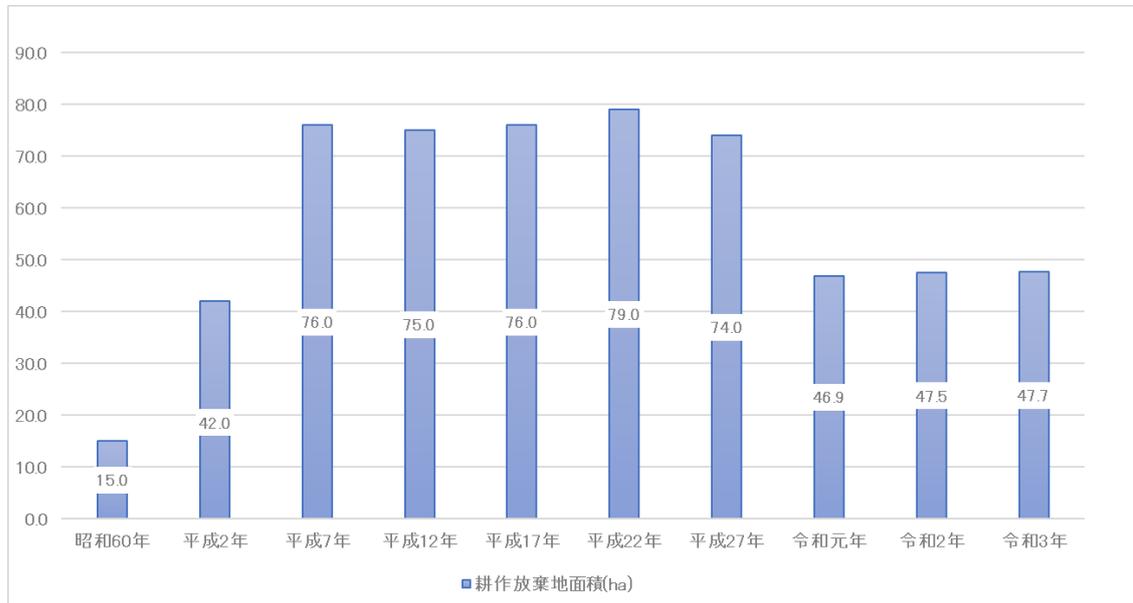
(注 3) 販売農家：経営耕地面積が 30a 以上または調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家

(注 4) 自給的農家：経営耕地面積が 30a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家

(以上、農林水産省農林業センサス 基本統計用語等より)

一方、耕作放棄地面積の推移を図表 2-15 に示します。耕作放棄地面積は 1995(平成7)年に急増し、それ以降は横ばい状態でしたが、2019(令和元)年には大きく減少し、その後横ばいで推移しています。

図表 2-15 耕作放棄地面積の推移



出典:山梨県農林業センサスより作成

2-6-4 商工業

(1) 製造業の事業所数及び出荷額の推移

製造業の事業所数は、2007(平成 19)年の 61 事業所が 2020(令和 2)年には 43 事業所まで一貫して減少傾向が続いています。

また、製造品出荷額等については、2007(平成 19)年の 1,622 億円から以降減少傾向でしたが、2018(平成 30)年以降増加傾向となっています。

図表 2-16 本市製造業の事業所数及び出荷額等の推移



出典：総務省 事業所企業統計調査報告(～H18)／経済センサス基礎調査・活動調査(H21～)より作成

(注1) 製造品出荷額等：1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでなく及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ金額。(経済産業局 工業統計調査 用語の解説より)

(注2) 2015(平成 27)年と 2016(平成 28)年は、経済センサス調査実施のため、工業統計調査は中止。

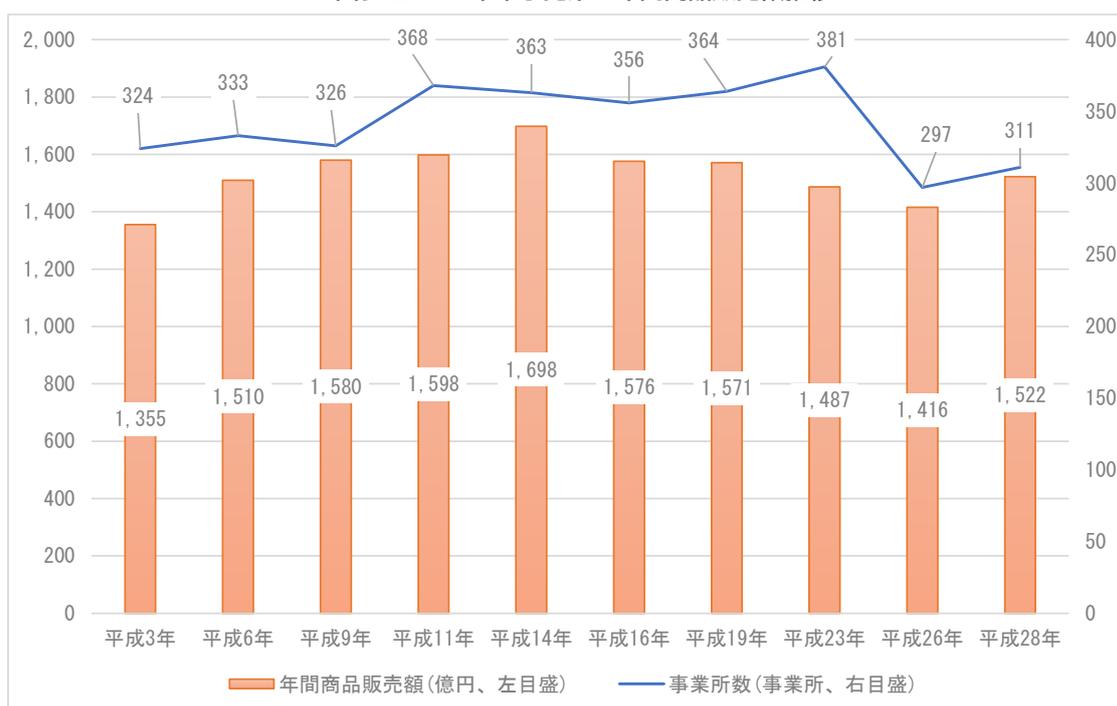
(注3) 最新調査は令和3年度であるが、「市区町村表」は未公表。

(2) 年間商品販売額等の推移

年間商品販売額等については、1991(平成 3)年の 1,355 億円から 2002(平成 14)年の 1,698 億円まで上昇した後、2004(平成 16)年から下降傾向が続いて 2014(平成 26)年には 1,416 億円となりましたが、2016(平成 28)年には 1,522 億円に上昇しました。

また、事業所数は、1991(平成 3)年の 324 事業所が 2011(平成 23)年には 381 事業所まで増加しましたが、2014(平成 26)年には 297 事業所まで大きく減少しました。しかし、2016(平成 28)年には 311 事業所まで増加しました。

図表 2-17 本市小売業の年間商品販売額推移



出典:山梨県工業統計調査結果より作成

(注) 最新調査は令和3年度であるが、「市区町村表」は未公表

2-6-5 観光業

山梨県における 2022(令和 4)年の観光入込客数は約 31,328 千人となっています。2020(令和 2)年より世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響が強く、コロナ前の 2019(令和元)年の観光入込客数と比較すると約 54%の減少となりました。しかしながら現在、観光市場の動向はコロナ前の水準を取り戻しつつあります。

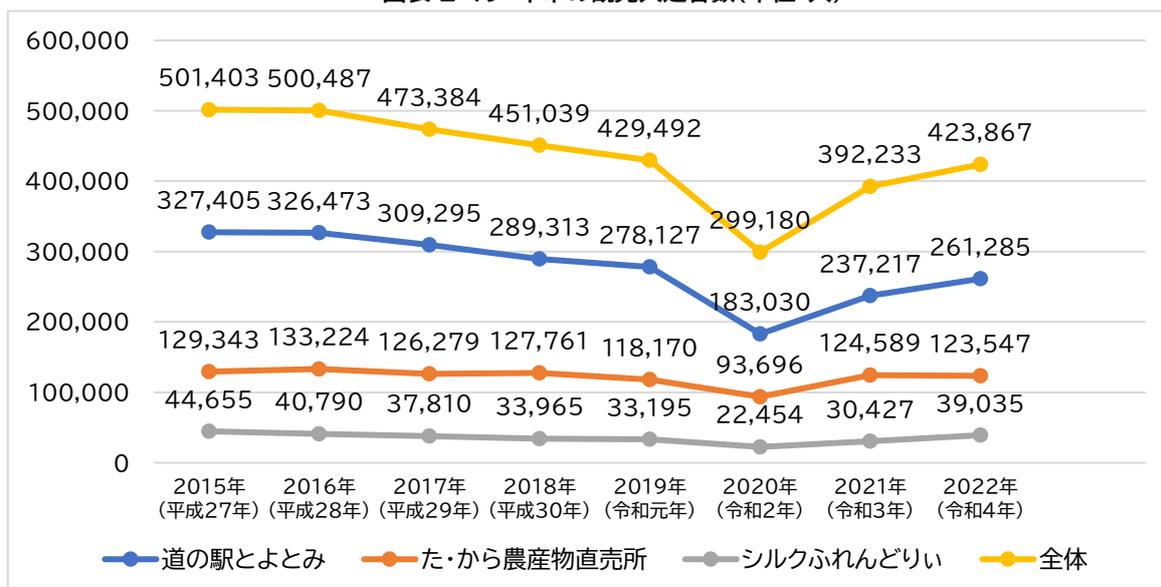
図表 2-18 山梨県観光入込客数(単位:千人)



出典:平成 27 年～令和 4 年山梨県観光入込客数統計調査報告書

一方、本市の主要観光施設における 2022(令和 4)年の観光入込客数は約 423 千人で、2019(令和元)年の観光入込客数と比較すると、約 1.3%の減少でした。コロナ以前の水準に戻つつありますが、本市の年間観光入込客数が 50 万人を超えていた 2015(平成 27)年に比べると、約 16%減少しています。

図表 2-19 本市の観光入込客数(単位:人)

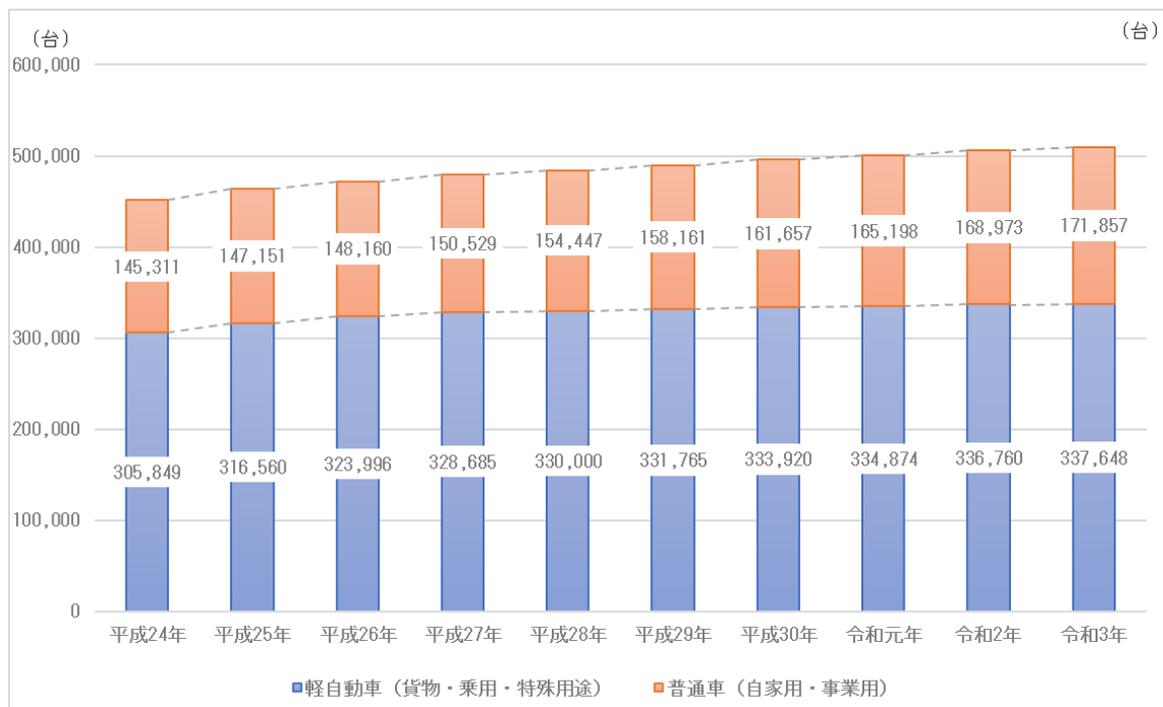


出典:第 3 次中央市観光振興基本計画

2-7 自動車保有台数

山梨県の自動車保有台数の推移を図表 2-20 に示します。普通車、軽自動車ともに保有台数が年々増えています。

図表 2-20 自動車保有台数の推移(二輪車を除く)



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
自動車保有台数(台)										
軽自動車(貨物・乗用・特殊用途)	305,849	316,560	323,996	328,685	330,000	331,765	333,920	334,874	336,760	337,648
普通車(自家用・事業用)	145,311	147,151	148,160	150,529	154,447	158,161	161,657	165,198	168,973	171,857
増加率(%)										
軽自動車(貨物・乗用・特殊用途)	—	3.50	2.35	1.45	0.40	0.53	0.65	0.29	0.56	0.26
普通車(自家用・事業用)	—	1.27	0.69	1.60	2.60	2.40	2.21	2.19	2.29	1.71

出典:山梨県統計年鑑(各年版)より作成

3 中央市の環境の現状

■生活・都市環境

3-1 自然環境

3-1-1 生物多様性に係る世界の動き —6 回目の大量絶滅—

2010(平成 22)年には、愛知県で生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)が開催され、2020(令和 2)年までに生物多様性の損失を止めるための 20 の個別目標である「愛知目標」が掲げられました。

2022(令和 4)年 12 月、愛知目標を引き継いだ「昆明(こんめい)・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、2030(令和 12)年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の方向性が打ち出されました。また、2030(令和 12)年までに陸域と海域の 30%以上を保全する「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」、侵略的外来種の侵入率や定着率の半減など、23 のターゲット(行動目標)が掲げられました。

地球ではこれまで 5 回の大量絶滅が起きたとされ、5 回目の絶滅は、今から約 6,500 万年前に起こった恐竜の大絶滅であり、これに続く「6 回目の大量絶滅」が既に起きていると科学者が警鐘を鳴らしています。「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム(IPBES)」が 2019(令和元)年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、動物・植物の種群のうち、平均約 25%が絶滅のおそれがあり、人間活動の影響により、過去 50 年間の地球上の種の絶滅は、過去 1,000 万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速すると指摘しています。

3-1-2 生物多様性に係る国・県の動き

日本では「生物多様性基本法」が 2008(平成 20)年 6 月に施行され、愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略 2012-2020」が 2012(平成 24)年 9 月に閣議決定されました。また、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の採択を受けて、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が 2023(令和 5)年 3 月に閣議決定されました。

また、「生物多様性基本法」の第 13 条では、生物多様性地域戦略の策定が地方公共団体の努力義務として規定されています。これは、生物多様性地域戦略に基づき、地域の生物多様性を総合的かつ戦略的に保全し、持続可能な利用を図ることにより、魅力的で持続可能な地域づくりにつながり、さらには国及び世界の目標達成に地域が貢献することになります。

こうした状況を踏まえ、山梨県では 2019(令和元)年に「第 2 次山梨県環境基本計画(中間見直し)」の第 5 章第 3 節を「山梨県生物多様性戦略」と位置づけ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進してきましたが、2024(令和 6)年に「第 3 次山梨県環境基本計画」の策定と同時に、単独の計画として新たに「やまなし生物多様性地域戦略」の策定を行っています。

3-1-3 本市の動物の状況

「第 2 次山梨県環境基本計画(中間見直し)」によれば、山梨県の地勢は低地林から高山帯まで幅広く、また寒地系種と暖地系種分布域の接点であるという特性から、四季を通じて様々な野生動物が生息しているといわれており、現在までに哺乳類 56 種、鳥類 266 種、は虫類 13 種、両生類 15 種などが確認されています。

哺乳類については、特別天然記念物のカモシカが保護の成果により生息分布域が各地の高山帯及び亜高山帯に広がり、また全国的に減少傾向にあるといわれているツキノワグマは、2011(平成 23)年及び 2012(平成 24)年に行った調査により、約 700 頭が生息していると推計されています。

鳥類については、南アルプス山系に、特別天然記念物であるライチョウをはじめ、希少なイヌワシ、クマタカが生息しており、富士五湖をはじめ釜無川、笛吹川などでは冬期にカモ類の飛来が多くみられます。

魚類については、生息環境の変化により、現在では、かつて身近に存在していた種が見られなくなり、本来国内には生息していなかった外来種の存在が確認されています。

昆虫については、国内には 10 万種以上、山梨県内では 5 万種が生息していると考えられています。

なお、本市は、釜無川により形成された沖積平野の地域と御坂山系からなる中山間地域の二つの地理的特性を持っており、両地域は笛吹川によって隔てられ、平野部と中山間部の特色を併せ持った地勢であることから、動物の分布についても様々な動物が生息していると考えられます。

3-1-4 本市の植物の状況

動物同様に、「第2次山梨県環境基本計画(中間見直し)」によれば、山梨県は標高差が大きく、暖帯から温帯、亜寒帯、寒帯と幅広い自然植生分布が存在しています。

本市を含む甲府盆地、さらに低山地にかけた標高300m以下の地域では、タブノキ、シロダモ、シラカシなどの常緑広葉樹林で占められており、甲府盆地を取り巻く標高1,200m以下の温帯下部は、アカマツ、クリ、コナラなどの温帯広葉樹林が生育しています。

環境省自然環境局生物多様性センターが実施した「自然環境保全基礎調査」によれば、中央市の植生は図表3-1に示すようになっており、「植林地・耕作地植生」と「市街地等」を除けば、河川周辺ではコケモモが、山間地域ではブナやヤブツバキの植生が見られます。

図表 3-1 本市の植生



【植生調査(1/2.5万)第6-7回植生帯、自然・代償植生 凡例】

- 1 高山帯自然植生域 ■2 コケモモ-トウヒクラス域自然植生 ■3 コケモモ-トウヒクラス域代償植生
- 4 ブナクラス域自然植生 ■5 ブナクラス域代償植生 ■6 ヤブツバキクラス自然植生
- 7 ヤブツバキクラス代償植生 ■8 河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生 ■9 植林地・耕作地植生
- 10 市街地等

出典：環境省自然環境局生物多様性センター「自然環境保全基礎調査」第6回・第7回調査(平成17年度～)

3-1-5 中央市における主な絶滅危惧種（推定）

山梨県のホームページ「希少野生動植物種の保護対策」には、次のように掲載されています。
 野生動植物は、県民の生活基盤である自然環境の維持のため大切な役割を果たしており、豊かな生活に欠かすことができないものです。しかし、豊かで優れた自然に恵まれた山梨県においても、多くの種に絶滅の危機が生じています。山梨県では、県内に生育または生息する野生動植物の種であって、次のいずれかに該当するものを「希少野生動植物種」としています。

- ・ その種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
- ・ その種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
- ・ その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- ・ その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
- ・ 以上に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情があるもの

図表 3-2 に山梨県レッドデータブックのカテゴリーと定義、図表 3-3 に山梨県内に生息する絶滅危惧種と本市に生息すると思われる絶滅危惧種を示します。

「2018 山梨県レッドデータブック」によると、山梨県内でこの数十年確認されていない4種が新たに絶滅と判定され、1種が再発見されたため、3種増の 11 種となりました。

絶滅植物：サルメンエビネ／絶滅動物：ヒョウモンモドキ、オオウラギンヒョウモン、フサヒゲルリカミキリ／再発見種(植物)：マツバラ

山梨県全体の絶滅危惧種（ⅠA、ⅠB類、Ⅱ類）は、2005年(平成17)調査と比較して、86種増加の500種(植物389種(+22種)、動物111種(+64種))となりました。そのうち本市内に生息すると思われる絶滅危惧種植物は16種となっています。尚、動物については県下全域での公表のため、県下全域における絶滅危惧種の数のみ記載します。

図表 3-2 山梨県レッドデータブックのカテゴリーと定義

カテゴリー	区分定義
絶滅	県内ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	県内において絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類	県内において絶滅の危険性が増大している種
準絶滅危惧	現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの
情報不足	評価するだけの情報が不足している種

出典：2018 山梨県レッドデータブックより作成

図表 3-3 山梨県レッドデータブックのカテゴリー別絶滅危惧種

山梨県レッドデータブックカテゴリー	山梨県動物種数	山梨県植物種数	中央市植物種数(推定)	中央市植物種名称
絶滅	7			
野生絶滅		4		
絶滅危惧Ⅰ類	2			
絶滅危惧ⅠA類	21	135	4	マツバラン、コシノコバイモ、ヤマゴボウ、イワツクバネウツギ
絶滅危惧ⅠB類	32	166	6	キンラン、フクジュソウ、アズマイチゲ、セツブンソウ、ミスミソウ、モクゲンジ
絶滅危惧Ⅱ類	56	88	4	エビネ、マツカサススキ、フユザンショウ、イヌハギ
準絶滅危惧	61	34	2	ハマスゲ、カワヂシャ
情報不足	49	42		
合計	228	469	16	

出典:2018 山梨県レッドデータブック

3-2 生活環境

3-2-1 公園・緑地

本市には大小さまざまな公園・緑地があり、市民の憩いの場となっています。

主要な都市公園・緑地として田富ふるさと公園、山王川河川緑地などがあり、週末には家族連れの利用客などでにぎわいを見せています。

都市公園・緑地は、緑豊かな自然に恵まれており、河川敷やのどかな田園風景といった水と緑の織りなす景観は市民にやすらぎを与えています。

本市の都市計画公園には、玉穂公園や田富ふるさと公園など計 15 箇所(面積約 12.18ha)が計画決定され、2023(令和 5)年 4 月現在、14 箇所(面積約 7.08ha)が開設されています。

2023(令和 5)年 4 月現在は、地区公園として中央市総合防災公園(面積 5.1ha)が事業中となっており、都市計画公園以外の公園では、木原八王子公園など 7 箇所の公園が開設されています。

図表 3-4 に市内の都市公園・緑地と面積を示します。

なお、市条例により市民 1 人あたりの都市公園敷地面積の標準を 10m²と定めていますが、2023(令和 5)年 4 月現在、3.97m²にとどまっています。

図表 3-4 市内の都市公園・緑地と面積

種別	区分	計画決定		開設		摘要
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
都市計画公園	街区公園	11	3.18	11	3.18	
	近隣公園	1	2.20	1	2.2	玉穂公園
	地区公園	1	5.10	事業中(R5.4 現在)		総合防災公園
	都市緑地	2	1.70	2	1.70	河川緑地
	小計	15	12.18	14	7.08	
その他	木原八王子公園	-	-	1	1.1	都市公園
	農村公園	-	-	1	2.83	条例設置公園
	農村広場	-	-	1	0.8	条例設置公園
	玉穂ふるさとふれあい広場	-	-	1	3.7	条例設置公園
	豊富シルクの里公園	-	-	1	2.84	条例設置公園
	眺望の丘公園	-	-	1	0.29	
	浅利川農村公園	-	-	1	0.14	

出典:中央市都市計画マスタープラン(令和 2 年 11 月)より作成

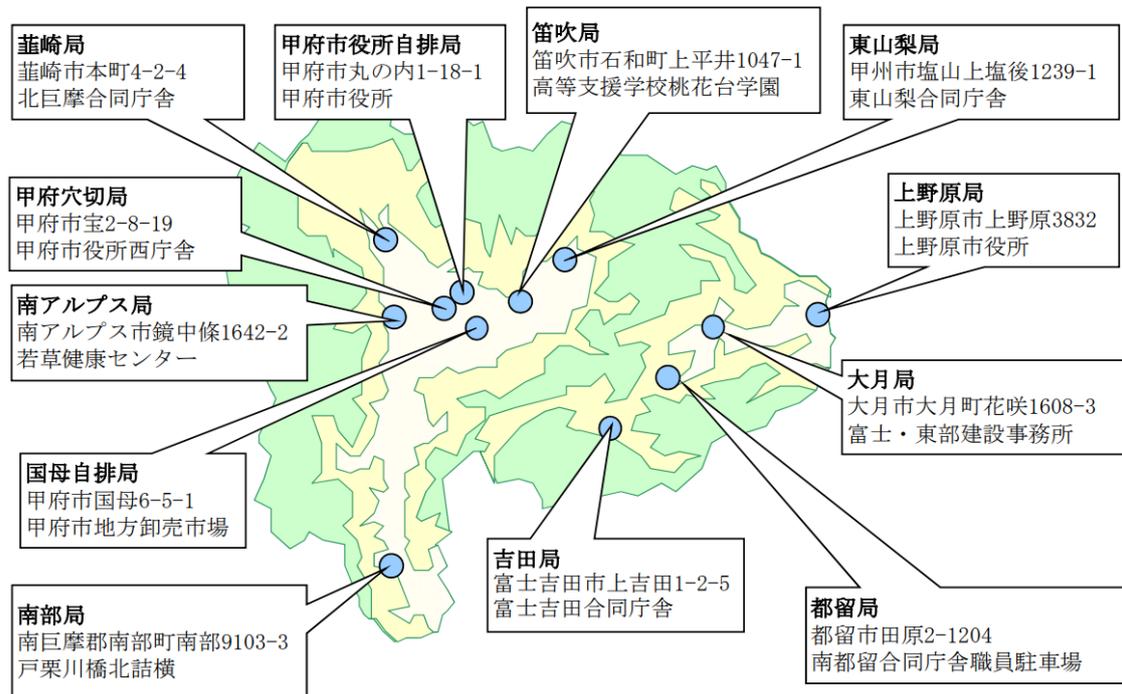
3-2-2 大気汚染の状況

山梨県では大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局 10 局及び自動車排ガス測定局 2 局の合計 12 局において常時監視しています（図表 3-5 参照）。

本市内には測定局がないことから、近隣の南アルプス局の結果を参考として掲載します。

2021(令和3)年度の南アルプス局における環境基準の達成状況は、図表 3-6 に示すとおりであり、浮遊粒子状物質と二酸化窒素については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは達成できていません。なお、汚染物質毎の経年変化を図表 3-7 から図表 3-9 に示します。

図表 3-5 山梨県内常時監視測定局の設置場所



出典：山梨県ホームページ(大気水質保全課)

図表 3-6 環境基準達成状況(令和4年度南アルプス測定局)

項目	環境基準	測定値が基準を超えた 日数・時間数	評価
浮遊粒子状物質	1 時間値の日平均値が 0.10mg/m ₃ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ₃ 以下であること	0 日・0 時間	○
二酸化窒素	1 時間値の日平均値が 0.04~0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること	0 日	○
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	28 日・164 時間	×

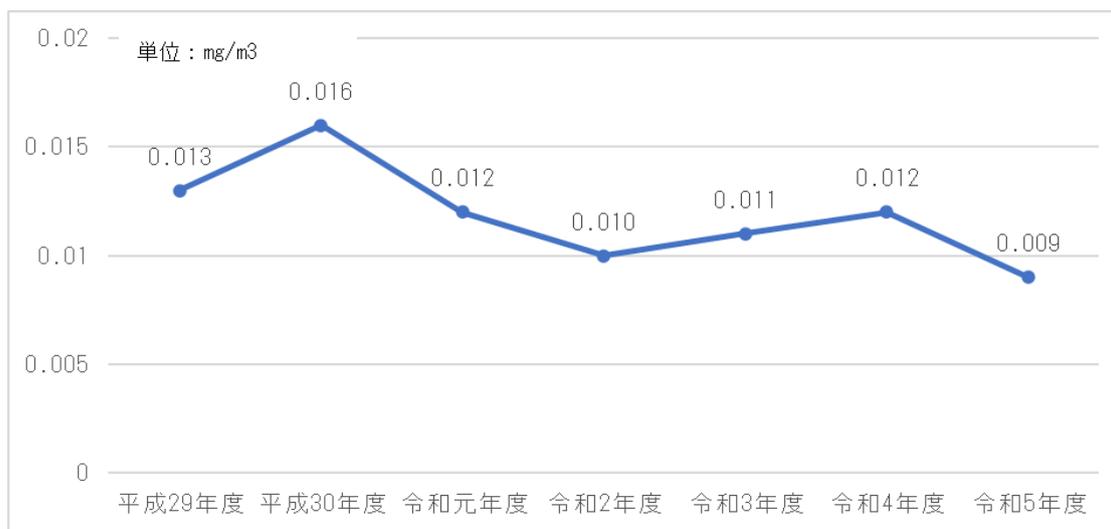
出典：やまなしの環境より作成

浮遊粒子状物質濃度は、2018(平成 30)年度には0.016mg/m³でしたが、2019(令和元)年度・2020(令和 2)年度は低下しました。しかし、2021(令和 3)年度・2022(令和 4)年度と若干上昇しています。

二酸化窒素濃度は、2018(平成 30)年度低下し、その後横ばい傾向でしたが、再び 2022(令和 4)年度に低下しました。

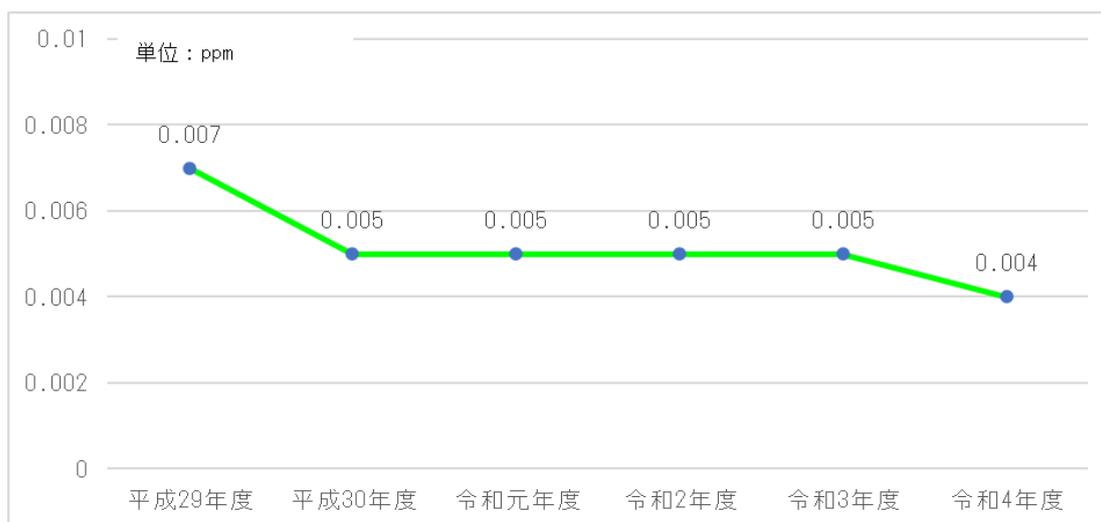
光化学オキシダント濃度は 2017(平成 29)年度から 2020(令和 2)年度まで低下しましたが、2021(令和 3)年度に若干上昇しました。しかしながら、2022(令和 4)年度には再び 2020(令和 2)年度の水準まで低下しました。

図表 3-7 浮遊粒子状物質(SPM)濃度の編平均値の経年変化(令和4年度南アルプス局)



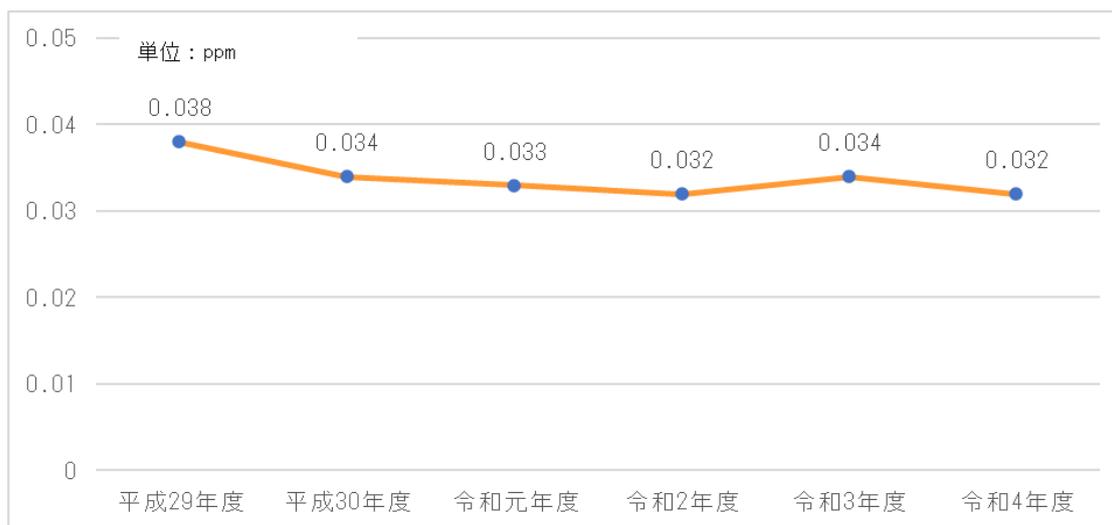
出典:山梨県ホームページ(大気水質保全課)より作成

図表 3-8 二酸化窒素(NO₂)濃度の編平均値の経年変化(令和4年度南アルプス局)



出典:山梨県ホームページ(大気水質保全課)より作成

図表 3-9 光化学オキシダント(Ox)濃度の編平均値の経年変化(令和4年度南アルプス測定局)



出典:山梨県ホームページ(大気水質保全課)より作成

3-2-3 河川の水質汚濁の状況

本市の「令和4年度河川水質調査結果」(図表 3-10 参照)によると、例年の結果と比較して、大きな変化はなく、概ね良好な数値となり、現状では大きな問題となりそうな地点は見受けられません。しかし、環境基準をすべて満たしている地点は全 26 地点中 1 地点のみで、特に大腸菌数は多くの測定地点で環境基準より高い数値となっています。これは、不適切な生活排水の流入が大きな原因のひとつと考えられますが、自然界に普遍的に存在する種類の大腸菌も多いため、本来の目的と調査結果が必ずしも合致していない場合があります。また、山梨県が行っている公共用水域の水質測定結果と比較しても市内の河川の汚濁が特別に進んでいるわけではないといえます。

なお、本市の河川はいずれも釜無川・笛吹川といった富士川水系に流れ込むため、本市の河川の水質保全を行うことが、そのまま富士川水系下流域の水質保全の一助となります。

図表 3-10 令和4年度河川水質調査結果

調査地点	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	浮遊物質濃度 (mg/ℓ)	溶存酸素量 (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100 mℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全りん (mg/ℓ)
①常永川上流	7.4	1.2	4	10	1100	1.5	0.19
②清川上流	7.5	0.5	1 未満	9.8	16	1.2	0.022
③新川下流	7.5	1.4	2	10	1700	2	0.16
④ペディ川下流	7.7	0.5 未満	1	9.6	72	0.85	0.07
⑤川-サイド外周路水路下流	6.9	1.4	7	13	390	0.46	0.07
⑥臼井排水路上流	7.8	0.5 未満	1 未満	7.4	200	1.1	0.067
⑦宇坪川上流	7.3	0.5 未満	1 未満	8	80	1.1	0.075
⑧常永川下流	7.7	0.6	2	10	1500	1.2	0.071
⑨古道川上流	7.3	0.5 未満	1 未満	9.6	3	1.2	0.039
⑩今福排水下流	7.8	0.5 未満	3	11	1000	1	0.082
⑪宇坪川下流	8	0.7	4	13	1700	1.2	0.1
⑫古道川下流	7.6	0.9	1	8.2	260	1.3	0.2
⑬清川下流	7.6	0.6	1	10	860	1.1	0.07
⑭東花輪川上流	7.2	0.5 未満	1	9.4	330	1.2	0.038
⑮東花輪川下流	7.9	0.8	4	11	370	1.1	0.095
⑯玉穂公園北側水路	8.1	3	8	9.8	73	1	0.46
⑰山王川上流	7.5	0.7	1	9.6	710	1.3	0.11
⑱新川下流	7.6	1.8	1	7.6	1900	1.6	0.28
⑲山王川中流	7.6	1.3	5	10	770	1.3	0.14
⑳山王川下流	7.6	0.9	10	11	1000	1.3	0.11
㉑神明川下流	7.6	1	9	9.6	320	1.3	0.12
㉒渋川下流	7.8	1.8	9	11	990	1.5	0.2
㉓豊富地区2用水路	7.5	1	1 未満	11	420	3.4	0.16
㉔豊富地区1用水路	7.7	0.5 未満	1 未満	10	45	5.1	0.2
㉕大門川	7.7	0.5 未満	1 未満	11	260	1.2	0.035
㉖仲川	7.8	0.5 未満	1 未満	10	45	1.3	0.033
環境庁告示水質汚濁に係る環境基準	6.5～8.5 (河川類型 A)	2 以下 (河川類型 A)	25 以下 (河川類型 A)	7.5 以上 (河川類型 A)	300 以下 (河川類型 A)	1 以下 (湖沼)	0.1 以下 (湖沼)

出典：中央市市民環境課資料

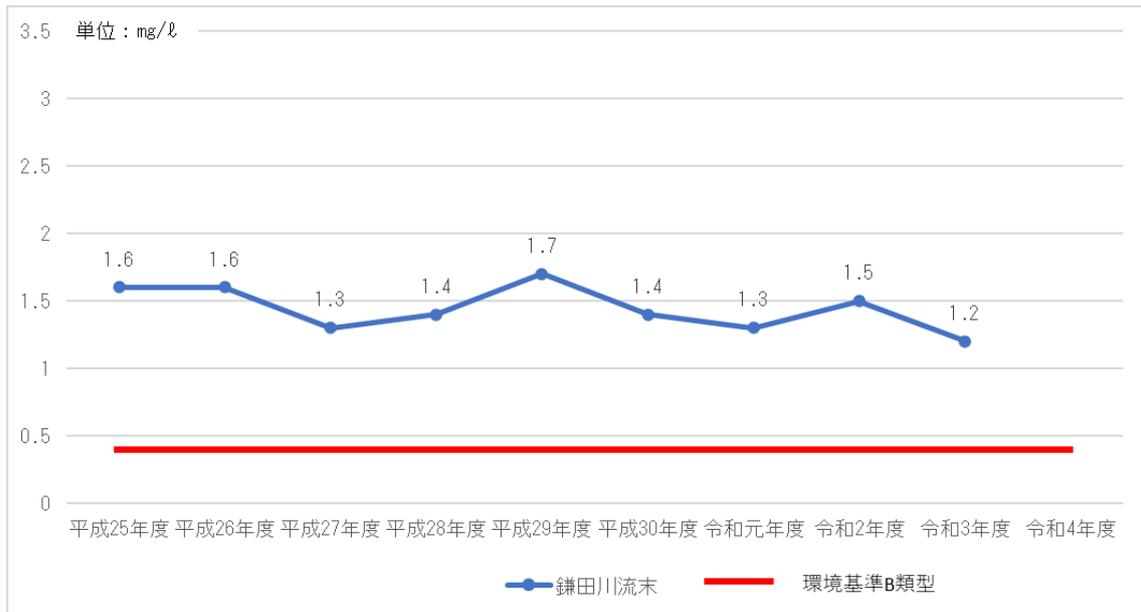
(注)「全窒素」「全りん」については、河川における基準値は設定されていないので、湖沼の環境基準値を掲載しています。

河川においては、水の汚れの指標となる BOD²の経年変化を確認することが重要となります。本市に流れている中小河川の大半は鎌田川に流れ込むため、鎌田川の水質状況を見ることによって市内河川の汚濁状況を概観することができます。

山梨県が実施している公共用水域の水質測定結果から鎌田川流末の BOD (生物化学的酸素要求量) の経年変化(図表 3-11 参照)を見ると、2013(平成 25)年度の 1.6 mg/ℓからほぼ横ばい傾向が続き、2021(令和3年)度には 1.2 mg/ℓとなり、2022(令和 4)年度には 1.4 mg/ℓと若干上昇しましたが、環境基準(3mg/ℓ)以下の水質を維持しています。

² BOD (生物化学的酸素要求量)。水の汚れを微生物が分解するときに使う酵素量のこと。

図表 3-11 鎌田川流末の BOD の経年変化



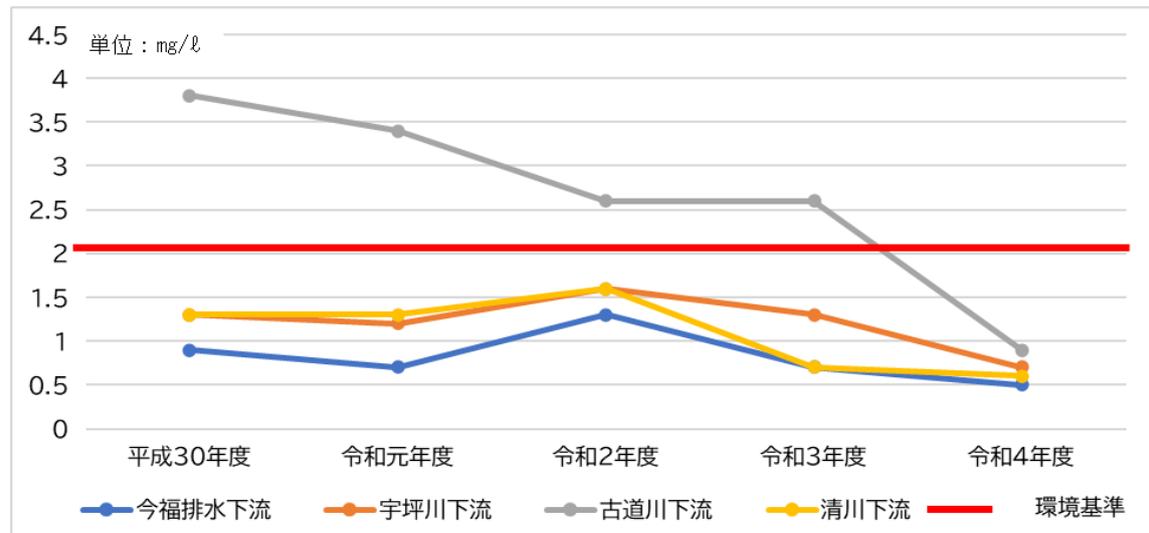
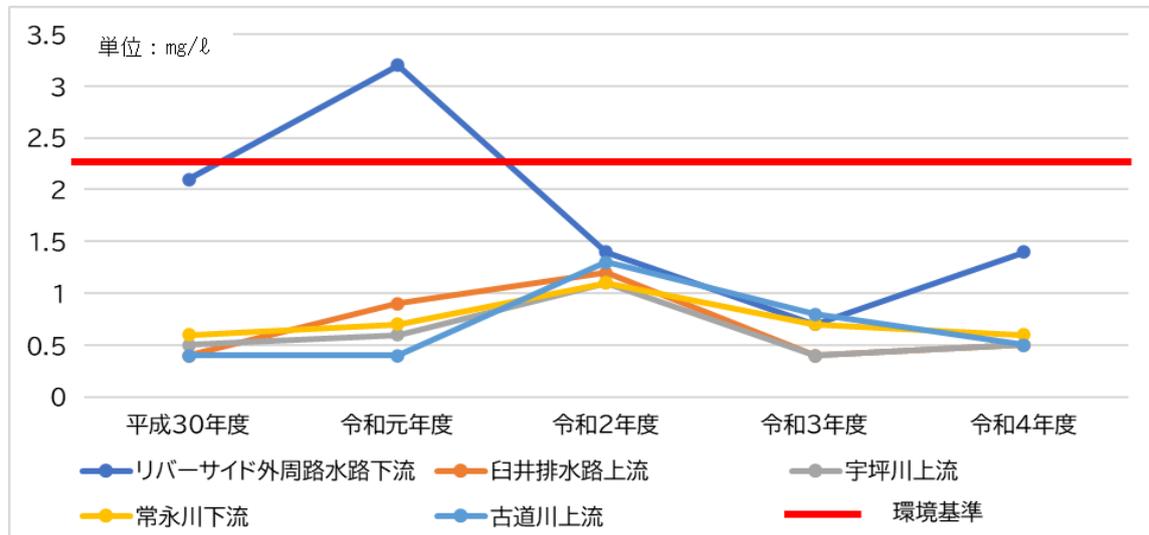
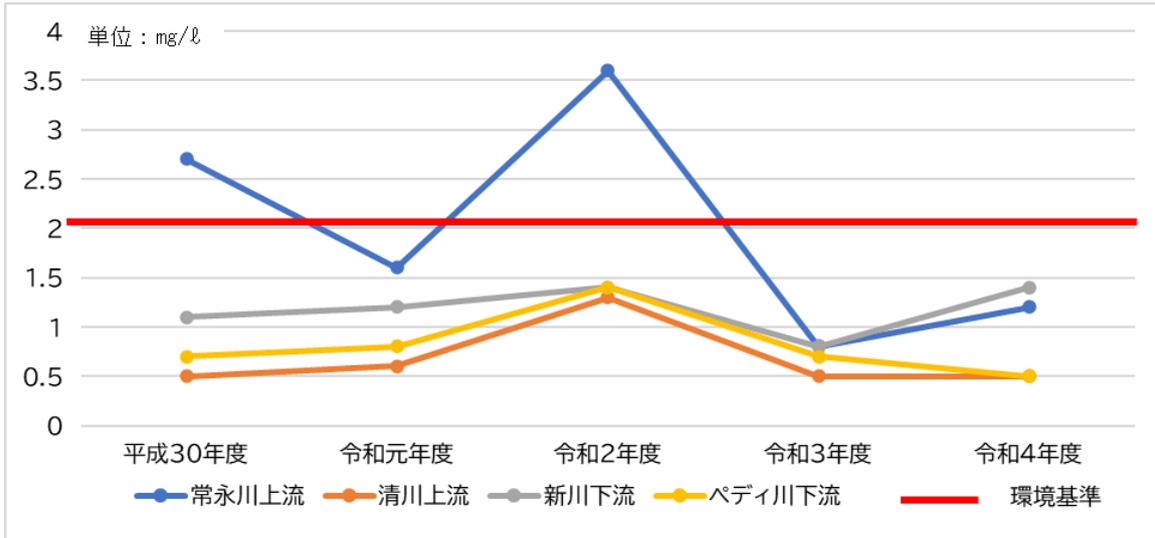
出典:やまなしの環境より作成

本市が実施している中小河川における BOD の水質測定結果を図表 3-12 から図表 3-14 に示します。

一部に BOD 値に高い値が見られますが比較的水量の少ない河川であり、一時的な排水の流入等が原因として考えられます。

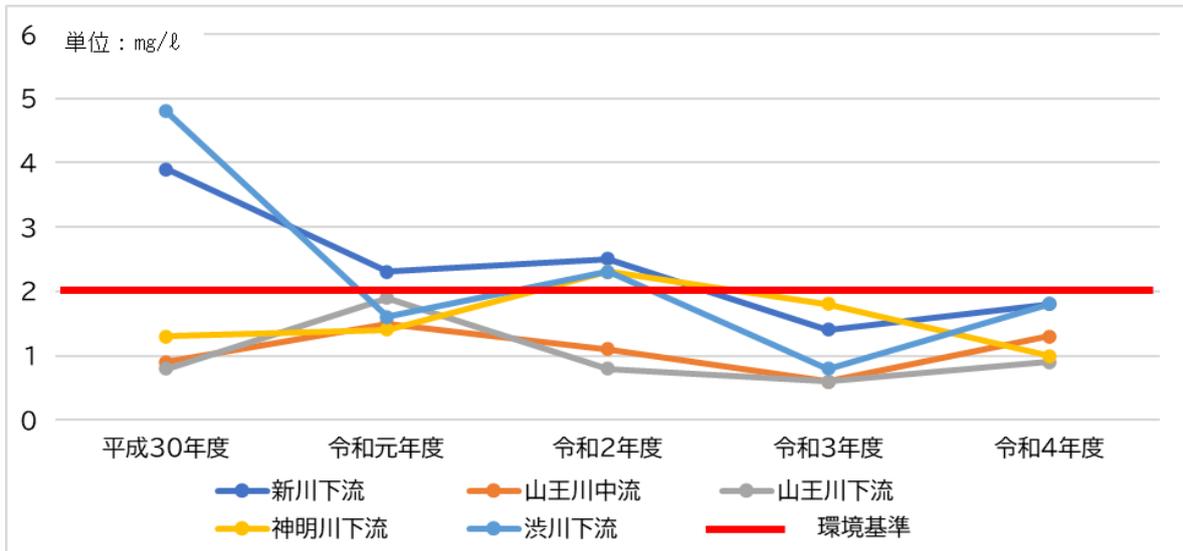
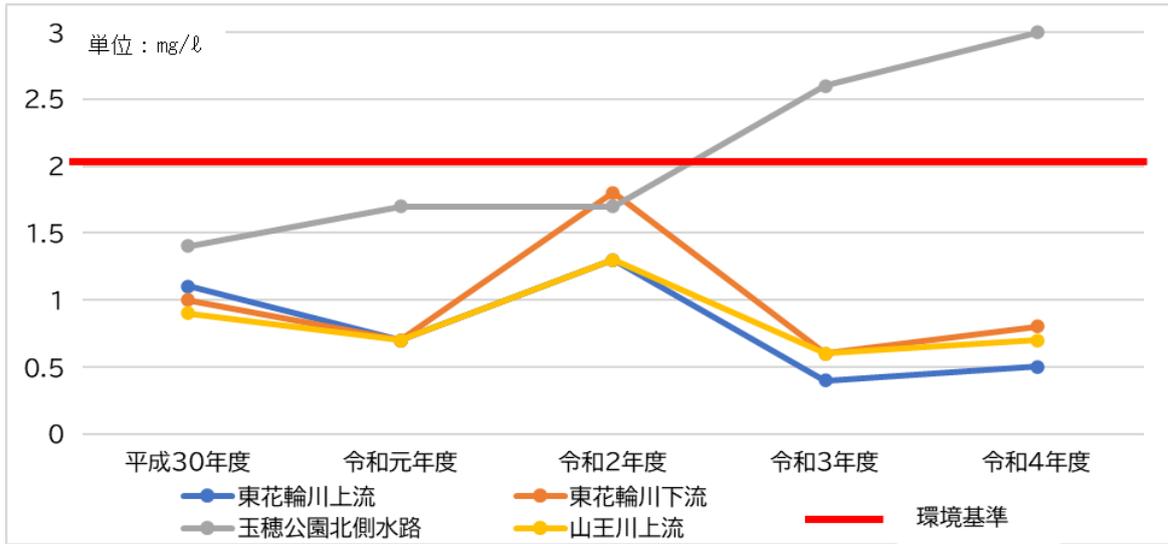
なお、本市では生活環境の保全に関する環境基準 (河川) の類型 A (2mg/ℓ) を中小河川の参考値としています。

図表 3-12 市内河川における BOD の経年変化(田富地区)



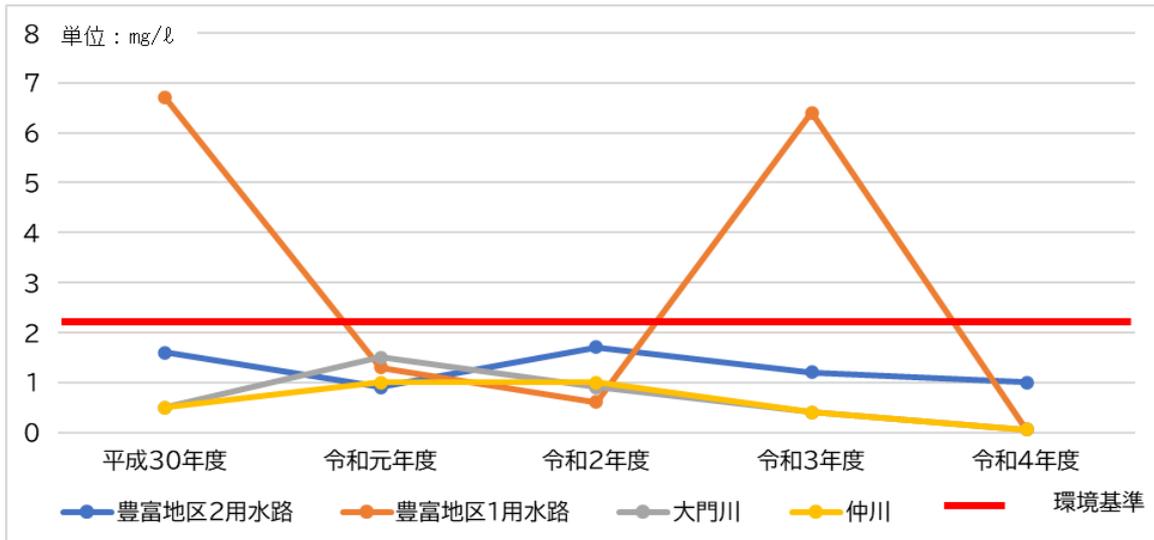
出典:中央市水質調査報告書より作成

図表 3-13 市内河川における BOD の経年変化(玉穂地区)



出典: 中央市水質調査報告書より作成

図表 3-14 市内河川における BOD の経年変化(豊富地区)



出典: 中央市水質調査報告書より作成

3-2-4 地下水の水質

山梨県では、地下水の水質保全を図るために年度ごとに測定計画を定め地下水の監視を行っています。2021(令和3)年度は、地下水水質測定計画により図表 3-15 に示すとおり市内3箇所(ローリング方式1箇所、定点方式2箇所)について測定が行われており、いずれの地点においても環境基準は達成されています。

図表 3-15 令和3年度地下水水質測定結果(中央市)

物質名	環境基準値 mg/ℓ	井戸の所在地			環境基準 達成状況
		井之口	大田和	極楽寺	
カドミウム	0.003	<0.0003 (注1)	-	-	○
砒素	0.01	-	-	-	○
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	-	○
チウラム	0.006	<0.0006	-	-	○
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10	0.04	-	-	○
ふっ素	0.8	0.34	0.06	0.24	○
ほう素	1	0.09	-	-	○
クロロホルム	0.06 (指針値)(注2)	<0.0006	-	-	○
ニッケル	-	<0.01	-	-	○
アンチモン	0.02(指針値)	<0.0002	-	-	○
全マンガン	0.2(指針値)	<0.11	-	-	○
ウラン	0.002(指針値)	<0.0002	-	-	○
クロロエチレン	0.002	<0.0002	<0.0002	-	○

出典:山梨県ホームページ(大気水質保全課)より作成

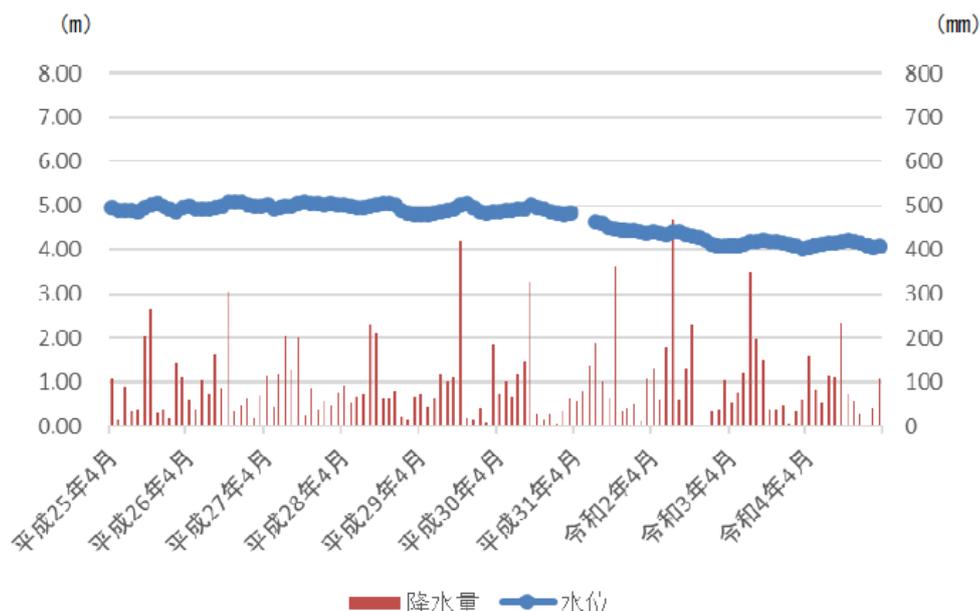
(注1) <:未満

(注2) 指針値:有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

3-2-5 地下水の水位

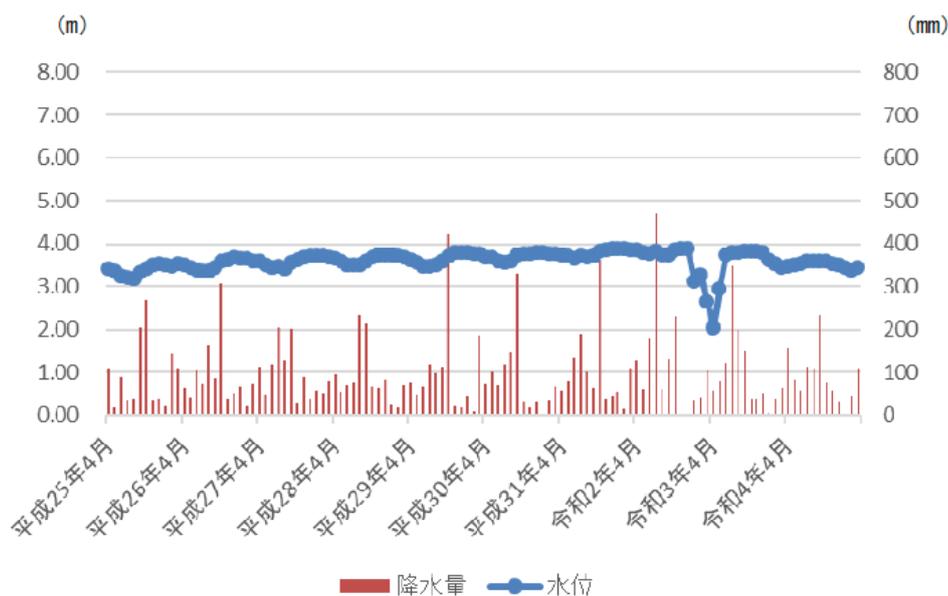
山梨県では、地下水資源保全対策の一環として、本市を含む 10 箇所、13 観測井において地下水位の常時監視を実施しています。市内で監視対象となっている 2 箇所の井戸の測定結果を図表 3-16、図表 3-17 に示します。なお、過去 10 年間で水位は微減していますが、暮らしに影響を及ぼすほどの変化は確認されていません。

図表 3-16 田富観測井の観測結果



出典:山梨県地下水位変動観測結果

図表 3-17 玉穂観測井の観測結果



出典:山梨県地下水位変動観測結果

3-2-6 自動車騒音

本市が実施した、2022(令和4)年度自動車騒音常時監視(図表 3-18 参照)では、市内主要幹線道路 5 路線 11 区間における騒音発生状況について、常時監視測定結果を報告しており、市内対象路線区域内の評価対象住居戸数 1,657 戸の住居等において、昼間(6時~22時)及び夜間(22時~6時)ともすべてで環境基準値以下でした。

図表 3-18 令和4年度中央市自動車騒音常時監視結果

番号	評価対象道路		評価区間		車線数	評価区間延長 (km)	住居等戸数 (戸)	達成戸数・割合							
	評価区間番号 (センサ番号)	市名	(上段)	(下段)				昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
			始点					終点	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)
1	100	中央市	中央市中樞	中央市中樞	4	1.1	218	218	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	中央自動車道西宮線														
2	15210・ 15220・ 15230・ 15240	中央市	中央市高部	中央市浅利	2	3.2	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道140号 (笛吹ライン)														
3	40040	中央市	中央市布施	中央市大田和	2	4.4	544	544	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府市川三郷線														
4	40050	中央市	中央市大田和	中央市大田和	2	0.5	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府市川三郷線														
5	40080	中央市	中央市山之神	中央市白井阿原	2	2.3	31	31	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府市川三郷線 (昭和通り)														
6	40680	中央市	中央市白井阿原	中央市乙黒	2	3.1	379	379	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	韮崎南アルプス中央線														
7	40730	中央市	中央市白井阿原	中央市白井阿原	4	0.4	26	26	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	韮崎南アルプス中央線 (新山梨環状道路)														
8	40760	中央市	中央市白井阿原	中央市成島	2	3.3	204	204	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	韮崎南アルプス中央線														
9	41300・ 41310	中央市	中央市中樞	中央市乙黒	4	2.7	55	55	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府中央右左口線														
10	41320	中央市	中央市浅利	中央市関原	2	4.1	179	179	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府中央右左口線														
11	41330	中央市	中央市極楽寺	中央市成島	2	0.8	7	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	甲府中央右左口線 (新山梨環状道路側道)														

出典: 中央市市民環境課資料

3-2-7 公害苦情

山梨県の機関が受理した中央市の種類別公害苦情件数(図表 3-19 参照)は、2012(平成24)年度から2016(平成28)年度と2018(平成30)年度以降を比較すると、全体では10件増加していますが、内訳をみると、水質汚濁と騒音に関する苦情が増加していることが分かります。

図表 3-19 中央市種類別公害苦情件数の推移(単位:件)

種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計	総計
大気汚染	1	1				2				4	2	6	8
水質汚濁	3	4	6	3		16	7	2	8	7	17	41	57
土壌汚染													
騒音					1	1			4	3	6	13	14
振動													
地盤沈下													
悪臭	2		2			4	1		3	1	3	8	12
その他	2	2	1	3	3	11	1		1	2		4	15
計	8	7	9	6	4	34	9	2	16	17	28	72	106

出典:やまなしの環境より作成

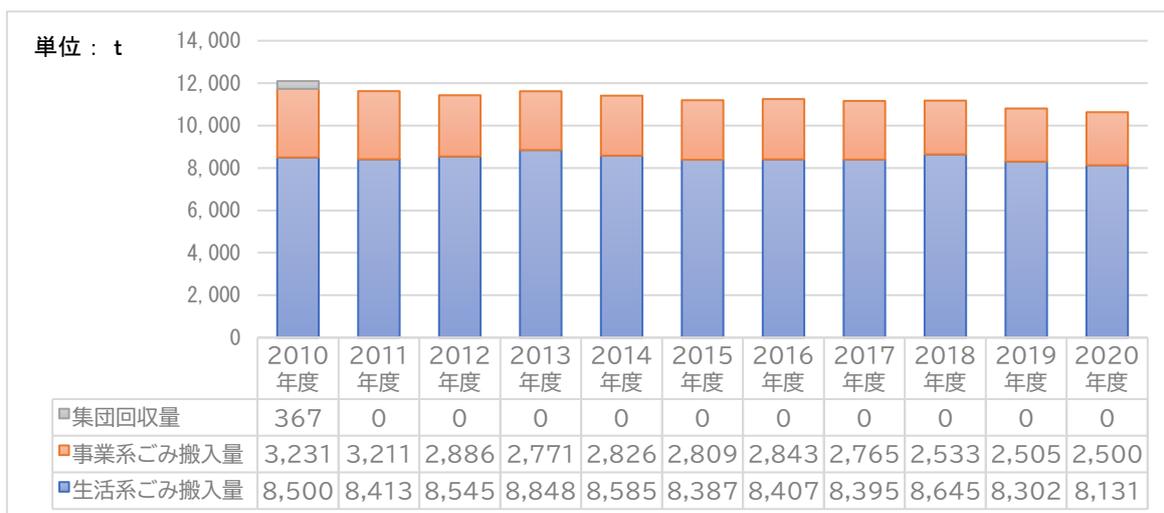
3-2-8 生活系・事業系ごみの状況

市内における生活系ごみ搬入量・事業系ごみ搬入量・集団回収量の推移を図表 3-20 に示します。

生活系ごみ排出量はわずかながら増減を繰り返し推移していましたが 2020(令和 2)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり増加に転じました。

また、本市の 1 人 1 日当たりの排出量が全国、山梨県平均に比べて多くなっています。一方、事業系ごみの排出量は明らかに減少傾向が見られ、ごみの総排出量は全体として、逡減しています。

図表 3-20 生活系・事業系ごみ搬入量、集団回収量の推移



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」より作成

3-2-9 リサイクルの状況

資源・リサイクル品の収集量における品目別の資源・リサイクル状況について、2018(平成30)年度から2022(令和4)年度までの推移は図表 3-21 に示すとおりです。

リサイクルごみについては、あまり変化はありませんが、資源ごみについては、全体では15%ほど減少しており、とくに新聞紙、雑誌・チラシ等が大きく減少し、電子化によるペーパーレス化が進んでいることがうかがえます。

紙の使用量が減少傾向にあるなか、資源ごみ回収量の増加は難しい状況となっています。

図表 3-21 品目別資源・リサイクル状況の推移 (単位:t)

区分		平成30年度 (a)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (b)	b/a
リ サ イ ク ル ご み	スチール缶	13.98	13.70	14.40	12.51	12.60	0.90
	アルミ缶	26.03	26.21	28.46	27.42	25.95	1.00
	無色ビン	40.89	38.57	41.48	38.25	38.53	0.94
	茶色ビン	30.26	30.36	29.42	27.86	28.85	0.95
	その他ビン	21.25	20.79	22.36	21.74	20.45	0.96
	ペットボトル	53.12	53.28	57.12	58.70	59.65	1.12
	その他プラ	60.06	61.34	67.31	70.01	72.19	1.20
	計	245.59	244.25	260.55	256.49	258.22	1.05
資 源 ご み	ダンボール	226.41	221.12	240.76	246.13	236.31	1.04
	紙パック	6.66	6.71	7.21	7.32	7.00	1.05
	新聞紙	199.05	179.55	164.82	169.73	177.38	0.89
	雑誌・チラシ	280.33	250.66	230.99	202.71	175.73	0.63
	ミックス紙	58.65	58.06	60.48	59.80	62.09	1.06
	生ごみ (豊富地区)	10.35	9.39	17.50	15.66	13.86	1.34
	エコキャップ	2.67	2.98	3.25	3.11	2.94	1.10
	廃油	2.4	1.96	1.96	2.08	1.64	0.68
	小型家電	21.91	19.15	4.82	7.17	5.80	0.26
	インクカートリッジ	0.32	0.43	0.46	0.46	0.42	1.31
	乾電池	4.82	5.84	5.87	6.00	5.65	1.17
	蛍光灯	1.72	2.00	1.92	1.87	1.78	1.03
	計	815.29	757.85	740.04	722.04	690.6	0.85

出典:中央市市民環境課資料

3-2-10 生活排水処理の状況

公共用水域における水質汚濁の原因は、日常生活から排出される生活排水のうち、生活雑排水の汚れが全体の約 67%を占めているといわれています。このため、公共用水域における水質汚濁の防止のため計画的な生活排水処理対策を行うことが重要であり、山梨県では、「山梨県生活排水処理施設整備構想 2017」が 2016(平成 28)年度に策定されています。中央市においても生活排水処理として、公共下水道等の整備が進められています。

図表 3-22 に生活排水クリーン処理率の推移を示します。

図表 3-22 生活排水クリーン処理率(注 1)の推移

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
下水道(人)	22,722	19,951	20,007	20,257	20,406
農業集落排水処理施設(人)	3,239	3,187	3,140	3,076	3,047
合併処理浄化槽(人)	1,074	3,351	3,331	3,335	3,350
コミュニティ・プラント(人)(注 2)	3,452	3,431	3,429	3,076	3,006
衛生処理人口(人)	30,487	29,920	29,907	29,744	29,809
総人口(住民基本台帳)(注 3)(人)	30,845	31,006	30,854	30,667	30,711
生活排水クリーン処理率(%)【中央市】(注 4)	98.8	96.5	96.9	97.0	97.1
生活排水クリーン処理率(%)【山梨県】	83.2	83.8	84.4	85.8	86.3

出典:やまなしの環境より作成

(注 1)生活排水クリーン処理率:中央市の総人口に対して、生活排水処理施設が整備されている人口の割合

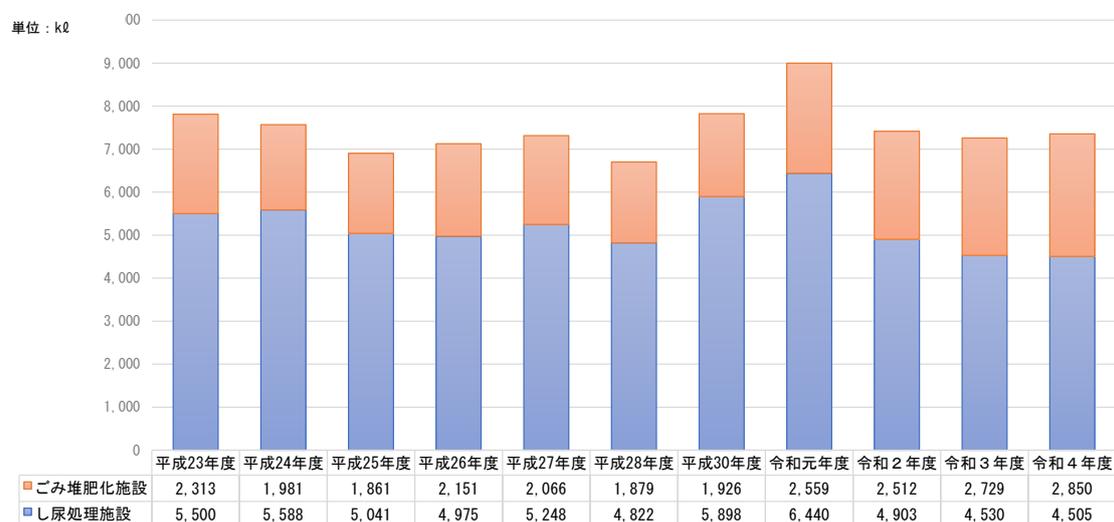
(注 2)田富よし原処理センター

(注 3)総人口は、各 3 月 31 日の登録数(法改正により H24 年度以降、外国人住人含む)

(注 4)衛生処理人口(下水道+農業集落排水処理施設+合併処理浄化槽+コミュニティ・プラントが整備されている区域内の人口)÷総人口

本市において発生するし尿・汚泥の施設別処理量の推移を図表 3-23 に示します。2019(令和元)年度をピークに、2020(令和 2)年度・2021(令和 3)年度にかけて減少しています。

図表 3-23 し尿・汚泥の施設別処理量の推移



出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査 より作成

3-2-11 不法投棄の状況

市内における不法投棄の状況を図表 3-24 に示します。2015(平成 27)年度以降の不法投棄量は、年々減少傾向となっていました。2019(令和元)年度以降においては、2,000kg 前後で推移しています。

図表 3-24 市内における不法投棄量 (単位:kg)

不法投棄区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
テレビ(ブラウン管)	1,080	40	20	80	220	180	40	200
テレビ(液晶)	60	0	0	80	80	140	40	100
冷蔵庫	360	30	30	60	150	120	90	30
洗濯機	140	60	40	40	160	40	40	20
タイヤ(ホイール付)	105	60	345	195	180	0	405	0
タイヤ	680	320	360	90	210	30	320	60
エアコン	10	0	0	0	10	0	0	0
自転車	120	0	0	0	15	0	0	45
その他	1,630	3,450	1,090	3,190	1,340	800	1,520	1,760
オートバイ	300	150	0	0	150	300	0	0
自動車	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4,485	4,110	1,885	3,735	2,515	1,610	2,455	2,215

出典：中央市市民環境課資料

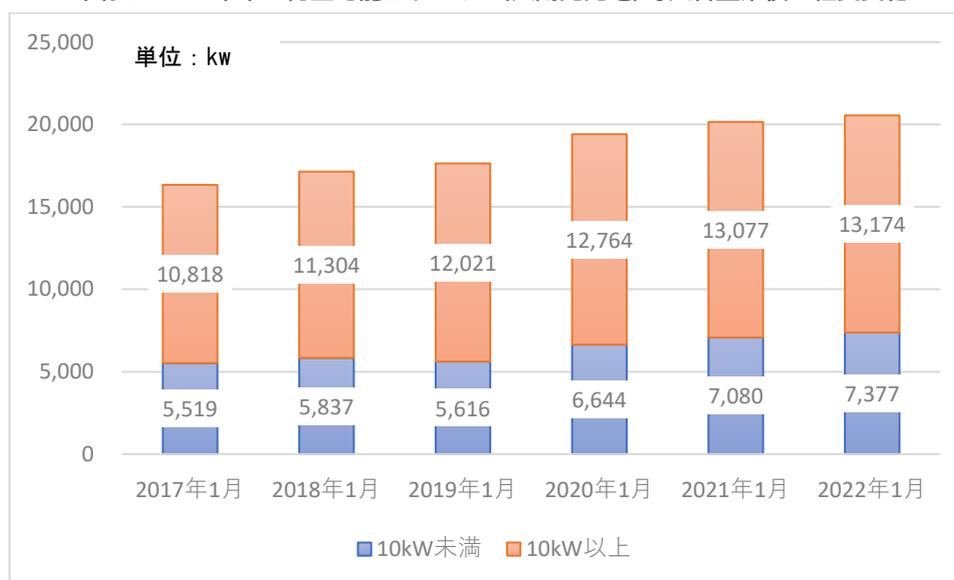
3-2-12 再生可能エネルギーの導入状況

本市では、2009(平成 21)年度から 2016(平成 28)年度にかけて、住宅用の太陽光発電設備設置に際して設置費の一部補助を行いました。10kW 未満の太陽光発電設備の設置者の約 70%が当該補助を利用しており、当該補助制度は一般住宅向けの太陽光発電設備普及に一定の効果があったといえます。

また、FIT³による導入状況からは、本市で導入されている太陽光発電設備は、10kW 未満のものが 1/3 を占め、50kW 未満のものまで含め、比較的小規模な発電設備で全体の約 80%以上を占めていることがわかります。この要因の一つとして、本市の多くの土地が、洪水発生時の浸水地域や山側は北面傾斜地となっているため、地上設置の太陽光発電設備は金融機関等からの融資が受けられず開発が進みにくいことが挙げられます。

なお、FIT 以外の再生可能エネルギー設備としては、小学校の一部や市役所等の公共施設における自家消費用の太陽光発電設備や、地中熱を利用したヒートポンプによる空調設備等の導入がありますが、市域全体でみた割合はわずかとなります。

図表 3-25 本市の再生可能エネルギー(太陽光発電)導入容量累積の経年変化



出典:経済産業省資源エネルギー庁 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
情報公表用ウェブサイト より作成

³ 固定価格買取制度

■地球環境

3-3 地球温暖化の現状と影響

これまで、日本における環境問題とは、大気汚染や水質汚濁などの公害や廃棄物問題が中心とされてきました。しかしながら、近年、人間の様々な活動に伴って生じる自然・生活等の環境破壊による影響が地球規模で問題視されています。

そのなかで、現在大きな課題となっているのが急速に進む地球温暖化です。地球は大気中の水蒸気やCO₂、メタン等の温室効果ガスが、太陽光で暖められた放射熱を吸収し、暖めることによって平均気温を14℃前後に保っています(温室効果ガスがなければ、地球の気温は氷点下19℃になると言われています)。1850年にイギリスで起きた産業革命以降、地球の大気圏内には二酸化炭素(以下、「CO₂」という。)、メタン等の温室効果ガスが大量に排出され、大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇しています。

3-3-1 地球温暖化の現状と影響

(1) 上昇を続ける地球の平均気温

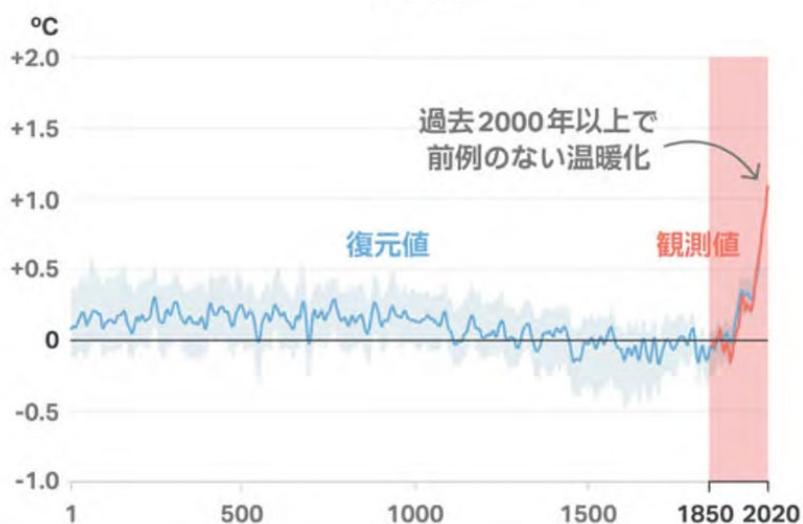
世界の平均気温は2020(令和2)年時点で、工業化以前(1850-1900年の平均)と比べ、既に約1.1℃上昇したことが示され、このままの状況が続けば、更なる気温上昇が予測されています。

産業革命以降、エネルギー源として石炭や石油などの化石燃料を大量に使用するようになったため、大気中のCO₂の濃度が上昇しています。2021(令和3)年に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書によると、産業革命前(1850-1900年の平均)から近年(2010-2019年の平均)の間に観測された気温上昇量は1.06℃、同じ期間に人間活動の影響でもたらされた気温上昇量は1.07℃と評価され、地球温暖化の原因が人間活動の影響であることに「疑う余地がない」と結論付けられました。

また、今後、温室効果ガス濃度がさらに上昇し続けると、気温はさらに上昇し、今世紀末までに3.3～5.7℃上昇すると予測されています。

山梨県においても気温上昇が続いており、これまでに、年平均気温は100年あたり約2.2℃の割合で上昇しています。甲府地方气象台・東京管区气象台による資料(山梨県の気候変動)によると、地球温暖化が最も進行する場合、21世紀末には、20世紀末より約4℃上昇すると予測されており、この気温は、現在の屋久島(鹿児島県)と同程度となるとされています。また、熱帯夜(1日の最低気温が25℃以上)が約70日増加し(甲府市)、滝のように降る雨(1時間あたりの降水量が50mm以上)の回数が約2倍、降水の無い日(1日の降水量が1mm未満)も増加することも予測されています。

図表 3-26 世界平均気温の変化(10年平均)



出典:IPCC WG1 図 SPM.6 より Climate Integrate 作成

(2)地球温暖化がもたらす影響

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書では、猛暑や大雨などの極端現象の増加にも、人間活動の影響が現れているとしており、今後さらに温暖化が進むにつれ、異常気象が頻繁に生じると予測されており、例えば、産業革命前に50年に1度しか起きなかったレベルの極端な高温は、世界平均気温が既に1°C温暖化した現在では4.8倍、今後温暖化が進み1.5°Cで8.6倍、2.0°Cで13.9倍、4.0°Cで39.2倍の頻度で生じるとされています(図表3-27参照)。

近年では、世界中で災害をもたらす異常気象が毎年のように発生し、これにより、世界各地で豪雨災害等の気象災害による大きな被害をもたらされています。

日本では、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」をはじめ、毎年のように豪雨災害による被害が生じており、諸外国でも、台風・サイクロンや豪雨による洪水、異常高温による干ばつ・森林火災等の被害が生じています。

図表 3-27 1850 年～1900 年を1とした場合の異常気象の発生頻度

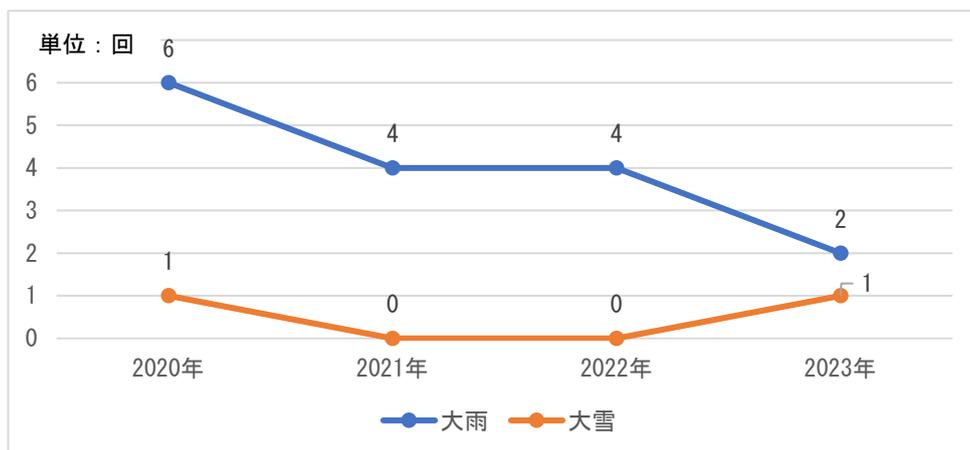


出典:IPCC WG1 図 SPM.6 より Climate Integrate 作成

(3)地球温暖化が山梨県・中央市にもたらす影響

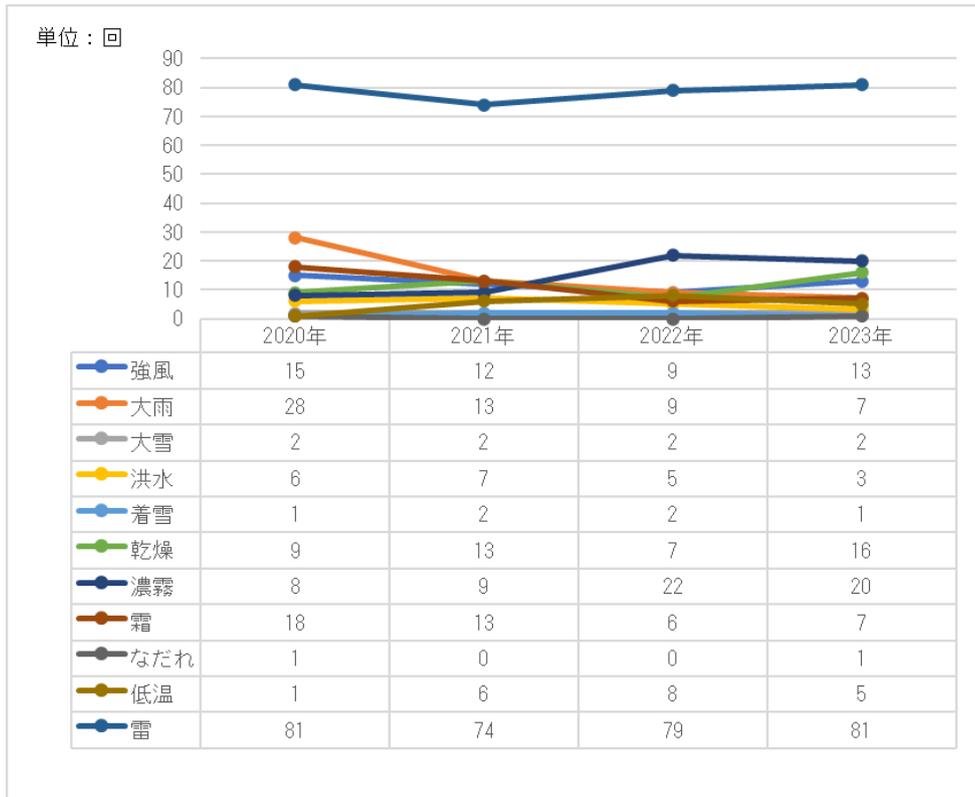
甲府地方気象台による本市の大雨洪水警報等の発令状況を見ると、2020(令和 2)年には大雨警報が 6 回発令され、2021(令和 3)年以降は毎年発令されています。大雪警報は2020(令和 2)年に 1 回発令された後、2023(令和 5)年に 1 回発令されています。

図表 3-28 本市における警報の発令回数



出典:甲府地方気象台ホームページより作成

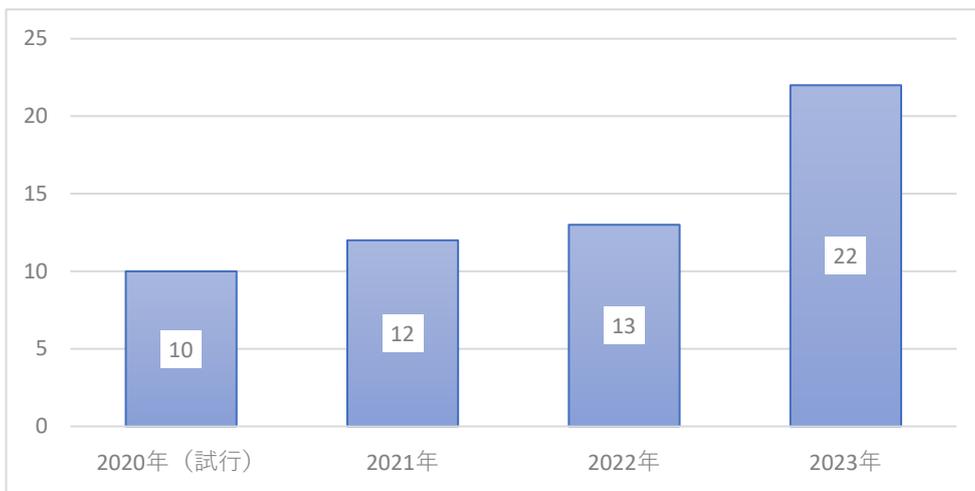
図表 3-29 本市における注意報の発令回数



出典：甲府地方気象台ホームページより作成

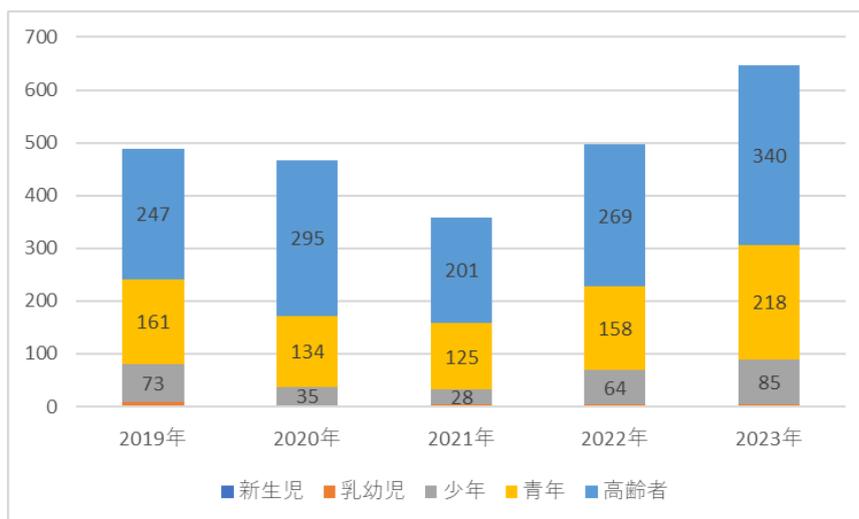
また、山梨県における熱中症警戒情報の発令状況を見ると、2020(令和2)年(試行)の 10 回から年々増加しており、2022(令和4)年には13回、2023(令和5)年には前年倍近い22 回に上っています。発令回数の増加に伴い、熱中症による救急搬送数も増加しており、搬送数の半分以上を高年齢者が占めています。

図表 3-30 山梨県における熱中症警戒情報の発令状況(単位:回)



出典：環境省 熱中症予防情報サイトより作成

図表 3-31 熱中症による救急搬送数(単位:人数)



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
新生児	0	0	0	0	0
乳幼児	8	3	5	5	4
少年	73	35	28	64	85
青年	161	134	125	158	218
高齢者	247	295	201	269	340
合計	489	467	359	496	647

出典:総務省発表資料より作成

3-3-2 日本の地球温暖化対策

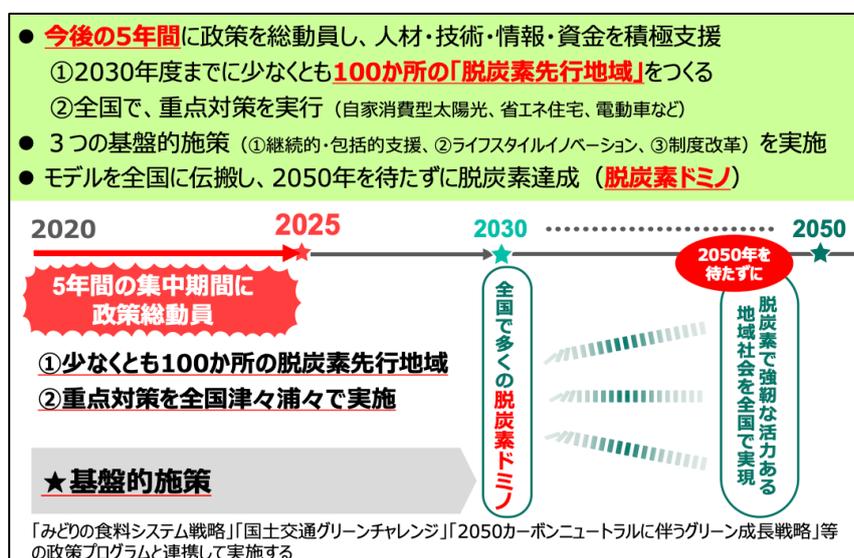
日本では、2015(平成 27)年 7 月、日本の温室効果ガスの排出量を 2030(令和 12)年度に 2013(平成 25)年度比で 26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出しました。また、「パリ協定」に基づき、2016(平成 28)年 5 月に、その達成に向けた具体的な取り組みを定めた「地球温暖化対策計画」を策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)を改正しました。

その後、地球の温暖化を取り巻く状況が大きく変化したことから、政府は 2020(令和 2)年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、さらに 2021(令和 3)年 4 月、2030(令和 12)年度の目標として、「2013 年度比で 46%削減、更に 50%の高みに向けて挑戦する」ことを掲げました。

2021(令和 3)年 5 月、改正「地球温暖化対策推進法」が成立し、基本理念に「2050 年までの脱炭素社会の実現」が明記されました。このなかで、企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化するとし、企業の排出量情報のオープンデータ化を進めることが明示され、また、同法第 21 条第 4 項に区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定が、政令指定都市等を除く市町村においても努力義務として求められることになりました。

なお、2021年6月に国・地方脱炭素実現会議において、地域の成長戦略ともなる脱炭素の工程と具体策をまとめ、特に2030(令和12)年までに集中して取り組みを行うこととした、「地域脱炭素ロードマップ」が策定されました。

図表 3-32 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像



出典：国・地方脱炭素実現会議「地域脱炭素ロードマップ概要」

3-3-3 山梨県の地球温暖化対策

山梨県では、2009(平成21)年3月に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定し、「2050年CO2ゼロやまなしの実現」を目指すことを宣言しました。

2011(平成23)年3月に「やまなしグリーンニューディール計画」を策定し、クリーンエネルギーの普及促進に取り組むことにより、低炭素社会の実現と経済活性化の両立を図ることを目指すこととして、2013(平成25)年4月に「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」を策定し、「2050(令和32)年のエネルギーの地産地消」を目指した太陽光発電を中心としたクリーンエネルギーの導入促進と省エネルギー対策に取り組むとしています。

また、2016(平成28)年3月に「やまなしエネルギービジョン」を策定し、多様なクリーンエネルギー等をバランスよく取り入れ、安定した系統からの電力供給のもと、エネルギー供給力の充実や省エネルギー対策の一層の推進、環境に優しく災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入促進等により、県内経済の活性化と安全・安心な県民生活につながるエネルギー施策を進めていくこととしました。

なお、2021(令和3)年2月、全国で初めて山梨県内の全市町村が共同で「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、自治体、団体、民間企業等が協働して、2050年までに県内の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて取り組みを推進することとしています。

2023(令和 5)年 3 月には「山梨県地球温暖化対策実行計画」を改定し、2030(令和 12)年度までに 2013(平成 25)年度比で、温室効果ガス排出量 50%削減、再生可能エネルギー導入量 45%増加、最終エネルギー消費量 30%削減する目標をそれぞれ設定しました。

3-3-4 中央市の地球温暖化対策

本市では、環境問題への対応のため、2006(平成 18)年 2 月に「中央市環境基本条例」を制定し、その基本理念に基づき、2009(平成 21)年 3 月に「中央市環境基本計画」を策定しました。併せて、地域の特性に合った新エネルギー導入の具体的方向性を明示し、資源循環型社会の構築を目指すため、同年2月に「中央市地域新エネルギービジョン」を策定しました。

2018(平成 30)年には、「第 2 次中央市長期総合計画」を策定し、「環境に配慮した地域社会の実現」を基本施策の一つとして位置づけ、生活環境の向上、循環型社会の確立といった環境に係る施策の方向性を示し、その翌年となる 2019(平成 31)年 3 月に「第 2 次中央市環境基本計画」を策定しました。

また、2020(令和 2)年 7 月には、2050(令和 32)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

本市では、この「ゼロカーボンシティ宣言」を実行に移すため、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指した計画の策定が必須であることから、2023(令和 5)年 2 月には再生可能エネルギー導入の指針を示す「中央市再生可能エネルギー導入戦略」を策定し、2023(令和 5)年度に地球温暖化対策実行計画の市町村計画である「地方公共団体実行計画」を包含した本計画の策定に至りました。

4 計画の目標

4-1 基本理念

本市では、中央市環境基本条例第3条において、良好な環境の保全及び保全について、次のとおり基本理念を定めています。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全および創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 良好な環境の保全および創造は、日常生活および事業活動において、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 良好な環境の保全および創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

第2次中央市環境基本計画は、この基本理念に基づき策定するものとし、その上で、本市の上位計画となる「中央市長期総合計画」で定める基本構想から、市の目指すべき姿である環境像を「快適で健やかに暮らせる生活文化都市」としておりましたが、計画の後期期間における環境像については、前期期間における取り組みに加え、地球温暖化・脱炭素など喫緊の新たな課題を基本施策に加え、取り組んでいくことを踏まえ、次のとおりとします。

目指す環境像

快適で健やかに暮らせる **持続可能な**生活文化都市

4-2 基本目標

本計画では、基本理念に基づいて将来的な中央市の在り方を示す望ましい将来像である「快適で健やかに暮らせる 持続可能な生活文化都市」を実現するための目標として、基本目標を設定しています。

「中央市環境基本計画」では、目指す環境像を実現するために4つの目指すべき方向（人と自然がふれあうまちづくり、快適で健康な生活環境づくり、地球にやさしい暮らしの確立、環境活動の推進）を設定し、これらについて個別の目標や施策を設定しました。

「第2次中央市環境基本計画」では、目指す環境像を実現するために5つの目指すべき方向（人と自然がふれあうまち、快適で健康な生活環境があるまち、循環型の社会を形成するまち、地球環境の保全を推進するまち、環境活動に各主体が協働で取り組むまち）を設定しています。

しかしながら、本計画では、法律や上位計画の改定状況、市の現状と課題等を踏まえ、目指す環境像の実現のために見直しを行い、以下の「4つの基本目標」（図表4-1参照）を設定するとともに、目標を達成していくための取り組みを推進していきます。

4つの基本目標は相互に関わり合い、切り離すことのできないものであり、いずれかの目標のみを優先させることなく、全ての目標の達成に向けて取り組むことが重要です。また、全ての基本目標における施策や事業に対して真摯に取り組む、相互に連携し同時解決を図ることで、望ましい将来像の達成を目指します。

なお、「基本目標」とは、本市の環境基本条例で定める「基本理念」および本市が策定する各種計画の最上位に位置する「第2次中央市長期総合計画」に示される、「まちづくりの将来像」を環境保全の視点から実現するための方向性を示すものとなります。

図表 4-1 基本目標

基本目標	
基本目標1	人と自然がふれあうまち
基本目標2	快適で健康な生活環境があるまち
基本目標3	環境活動に協働して取り組むまち
基本目標4	2050年ゼロカーボンシティを実現するまち

図表 4-2 基本目標と目指す方向(方針)

基本目標	目指す方向(方針)
基本目標 1: 人と自然が ふれあうまち	本市の地形構造や土地利用の特性から、ふるさとの住み良い環境を損なうことのないよう、豊かな自然環境と共生し、農の風景の象徴である農地を守り、都市化の進む地域の適正な土地利用を誘導するなど、各エリア(田富・玉穂・豊富の各地区)の特性に応じた計画的な土地利用を推進します。
基本目標 2: 快適で健康な 生活環境があるまち	<p>市民が快適で住みやすいまちづくりを目指して、交通環境の整備や景観に配慮した土地利用による住環境の充実を進める一方で、豊かな自然を守るために、生活環境の保全や資源循環型社会の推進に取り組みます。</p> <p>また、本市では、市民・事業者・関係団体との連携を進め、大気汚染・水質汚濁物質の排出抑制、不法投棄、野焼きの防止、騒音・振動・悪臭の防止、気候変動への対応に取り組みます。</p>
基本目標 3: 環境活動に 協働で取り組むまち	地球環境を守るためには私たち誰もが率先して環境活動に取り組む必要があります。多岐にわたる環境課題の解決のためには行政だけでは対応が困難な課題も多いのが実状です。そのために、市民と事業者が協働して課題解決に向けた取り組みが行えるような仕組みを構築します。
基本目標 4: 2050 年 ゼロカーボンシティを 実現するまち	<p>地球温暖化は、世界規模での対応が求められている喫緊の課題です。我が国においても、集中豪雨や台風等による自然災害の激甚化が近年顕著になってきています。</p> <p>こうした状況から、本市では「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、二酸化炭素排出量の 2050 年までの実質ゼロ化に向けて、省エネルギーへの取り組みと、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を推進します。</p> <p>併せて、行政と市民や事業者など多様な地域主体が連携・協働して、環境配慮型の生活様式の普及や、新たな環境ビジネスを創出する環境づくりに取り組みます。</p>

4-3 施策の体系

	基本目標	基本施策
目指す環境像 快適で健やかに暮らせる 持続可能な生活文化都市	基本目標 1: 人と自然が ふれあうまち	1-(1) 都市景観と農村景観の調和がとれたまちづくりの推進
		1-(2) 公園整備、緑地の保全、緑化の推進
		1-(3) 自然環境を保全し、次世代に引き継ぐ
	基本目標 2: 快適で健康な 生活環境があるまち	2-(1) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の推進
		2-(2) 不法投棄・野焼きの防止
		2-(3) 騒音・振動・悪臭の防止
		2-(4) 気候変動への適応策の強化
	基本目標 3: 環境活動に協働で 取り組むまち	3-(1) 環境活動の活性化
		3-(2) 環境教育・学習の推進
	基本目標 4: 2050年 ゼロカーボンシティを 実現するまち	4-(1) 再生可能エネルギーの創出・活用
		4-(2) 省エネルギー化の促進
		4-(3) 資源の有効活用の促進
		4-(4) ゼロカーボンシティ実現を支える仕組み

施策展開の方向性

1-(1)-① 緑化の推進	継続施策
1-(1)-② 農地・森林の保全と活用	継続施策
1-(1)-③ 農林業の地産地消の推進	継続施策
1-(2)-① 公園の整備と管理	継続施策
1-(2)-② 緑化の推進・景観の保全	継続施策
1-(3)-① 身近な自然環境の保全、自然とのふれあいの推進	継続施策
1-(3)-② 生物多様性の確保	継続施策
2-(1)-① 大気汚染物質の排出抑制策の推進	継続施策
2-(1)-② 水質汚濁物質の排出抑制の推進	継続施策
2-(1)-③ 生活排水対策の推進	継続施策
2-(2)-① 不法投棄廃棄物の削減	継続施策
2-(2)-② 野焼き防止の啓発推進	継続施策
2-(3)-① 公害防止対策の推進	継続施策
2-(4)-① 熱中症対策の推進	新規施策
2-(4)-② 災害時等への対策強化	継続施策
2-(4)-③ 地下水資源の保全と活用	継続施策
3-(1)-① 環境活動の推進	継続施策
3-(1)-② 環境負荷低減化への行動啓発	新規施策
3-(2)-① 学校等における環境学習の推進	継続施策
3-(2)-② 民間における環境学習の実施支援	継続施策
3-(2)-③ 環境情報・環境データの提供	継続施策
4-(1)-① 再生可能エネルギーの地産地消	新規施策
4-(1)-② 水素エネルギーの利用推進	新規施策
4-(2)-① 建築物・産業のエネルギー高効率化の促進	新規施策
4-(2)-② 自動車の電動化の普及促進	新規施策
4-(2)-③ 環境配慮型の生活様式の普及	新規施策
4-(3)-① 廃棄物の発生抑制	継続施策
4-(3)-② リサイクルの推進	継続施策
4-(3)-③ サーキュラー・エコノミーの実現	新規施策
4-(4)-① 環境活動を通じた地域活性化	新規施策
4-(4)-② 多様な地域主体の連携促進	新規施策

4-4 施策の展開

施策の展開では、目指す環境像を実現するための具体的な取り組みについて、基本目標ごとに示します。それぞれの基本目標には、環境像の実現に向けた取り組みの進捗状況を評価するための指標及び目標を設定するとともに、本市が進める施策(市の役割)、事業者・市民が環境配慮のために率先して進めるべき取り組み(事業者の役割・市民の役割)を示しています。

ただし、基本目標4については、地球温暖化対策実行計画(区域施策編及び事務事業編)としての内容を併せ持つことから、「6 ゼロカーボンシティの実現」において具体的な取り組みを述べるものとします。

基本目標の整理方法

基本目標1～4

I. 現在までの取り組み状況

第2次環境基本計画策定から、今回の見直しまでの間に実施した主な取り組みの状況を示します。

II. 課題と今後の方向性

現在までの取り組み状況および計画策定時に実施した市民アンケートの意見から、「基本目標」を実現するための課題を示すとともに、課題解決のための方向性を示します。

III. 施策の展開

基本施策

基本施策は、4つの「基本目標」を達成するための基本的な施策を示します。

施策の方向性

基本施策を実行するための方向・方針を示します。

IV. 各主体の役割

市の役割

「施策の方向性」に基づき、市が取り組むべき主な事項を示します。

事業者の役割

「施策の方向性」に基づき、事業者が取り組むべき主な事項を示します。

市民の役割

「施策の方向性」に基づき、市民が取り組むべき主な事項を示します。

V. 評価指標

評価指標	指標区分	実績値 (達成指標) 現況値 (観察指標)	目標値 (達成指標)	担当課 ⁴	評価方法 達成指標:各定義 に示す内容 観察指標:把握する 施策の実施内容
4つの「基本目標」を評価するための指標項目	基本施策の達成または推進状況を把握するための指標	指標の基準となる実績値・現況値	達成指標の目標値	指標項目の主たる担当課	実績値や目標値として用いる情報についての説明

評価指標とは、本計画における取り組みが確実に実施され、また、目標に向けて環境が改善されている状況等を継続的に検証・評価するための目印として設定します。実績値・現況値については、基本的に 2022(令和4)年度の状況値を表すこととしますが、同年度の実績等がない場合は、それ以前の直近の状況値を採用します。

なお、評価指標には、それぞれの施策内容に応じて、達成指標と観察指標の2つの指標を設定しています。

また、目標値は、定量的な目標とし、達成指標について設定しています。

達成指標 基本施策の達成状況を定量的に把握するための指標

観察指標 基本施策の実施内容を把握し観察するための参考指標

⁴ 本計画中の担当課名は、令和6年3月時点のものです。令和6年4月に組織機構の見直しにより、新たな担当課名になる場合は、担当課を引継ぎます。

基本目標1:人と自然がふれあうまち

I. 現在までの取り組み状況

●公園、遊歩道の保安全管理を行っています

公園、遊歩道などが安全で快適に利用できるよう樹木の消毒、剪定作業などを毎年実施しています。また、河川緑地(河川公園)についても、公園、遊歩道の機能が発揮されるよう適切な管理を行っています。

●自然とのふれあい学習を推進しています

市内小中学校では宿泊による自然体験学習などを行っています。また、全ての小学校で農作物を栽培するなど、多様な体験の機会を設けています。

●農林業の振興と担い手の育成に努めています

景観を保全するための一助として、農林業の振興が必要です。このことから農林業の担い手の育成、認定農業者数の増加、農産物のブランド化、農業法人の設立支援等を行っています。また、都市居住者による農村滞在型の余暇活動(グリーンツーリズム)など、農用地を活用した地域の活性化の取り組みや体験農園、観光農園など農を介した交流を推進しています。

●景観条例、景観計画を策定しました

本市のまちづくりの動きは活発であり、まちなみ景観もその姿を変えつつあります。また、各々の地域が守り育んできた個性を尊重しながら周辺景観に配慮する必要があります。このため本市では、景観条例を制定するとともに、景観計画を2014(平成26)年10月に策定し、2017(平成29)年8月には、一部変更をしました。

●都市計画マスタープランを改定しました

人口減少・少子高齢化の進行、全国各地での大規模自然災害の発生、公共施設の老朽化、コミュニティの衰退、市民ニーズの多様化など、まちづくりをめぐる様々な課題が顕在化しています。一方、リニア中央新幹線の整備が進行しており、本市の新たな発展が期待されているところです。このようなことから本市の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランを2020(令和2)年11月に改定しました。

●緑化運動、花いっぱい運動を推進しています

市内小中学校や各種団体へ、緑化推進機構を通じての活動補助金により緑化の推進管理を行っています。また、本市では各種事業において緑化樹の無料配布も行っています。

Ⅱ. 課題と今後の方向性

●自然環境を保全し、次の世代に引き継ぎます

身近な緑や水辺の自然は、市民の快適な生活環境を形成する上で欠かせないものです。本市の環境基本条例では、人と自然とがふれあう緑豊かな大地の形成を図るため、緑地、水辺等における多様な自然環境が保全され、人と自然との豊かなふれあいが保たれることを全ての施策の基本方針として定めています。

また、近年の都市化の進行に伴い、人と自然との関係は希薄化する傾向にあり、自然とふれあう機会も少なくなってきました。このような時代の中で、自然とふれあう機会を増やすことにより、人が自然生態系の構成要素の一つであることを認識し、人と自然との共生への理解を深め、将来に向けて本市の豊かな自然環境を次の世代に受けつぐことが重要な課題となっています。

●都市景観と農村景観の調和を図ります

中央市景観計画の策定にあたり、開催された風景づくり市民懇談会では、「都市景観と農村景観の調和と、地域の特性を活かし連携がとれた景観づくりを進めること」が提案されています。しかしながら、近年本市を取り巻く状況は、まちづくりの動きが活発であり、まちなみ景観もその姿を変えつつあります。

そのため、これら様々な変化や課題に対し、都市と農村が調和している本市の特徴を生かしつつ、今後さらなる調和のとれた「まちなみ景観」の創出をしていくことが重要です。

●身近な公園の整備、緑地の保全、緑化を推進します

第2次環境基本計画策定時に実施した市民アンケートの結果から課題として取り上げた「公園や遊歩道の整備状況」や「身近な公園の整備や緑化」について、リニア中央新幹線建設工事に関連し学校や公園の移転などが計画・実施されています。そのため公園の整備や緑化の推進は、今後も引き続き重要な課題であるといえます。また、道路や耕作放棄地などにおいて雑草が目立ち、景観を損ねているという声が寄せられており、これらの景観問題についても対応していくことが必要な課題となっています。

Ⅲ. 施策の展開

基本施策	施策の方向性
(1)都市景観と農村景観の調和がとれたまちづくりの推進	① 緑化の推進 ② 農地・森林の保全と活用 ③ 農林業の地産地消の推進
(2)公園整備、緑地の保全、緑化の推進	① 公園の整備と管理 ② 緑化の推進・景観の保全
(3)自然環境を保全し、次世代に引き継ぐ	① 身近な自然環境の保全、自然とのふれあいの推進 ② 生物多様性の確保

Ⅳ. 各主体の役割

基本施策の方向性に沿った、主な市・事業者・市民の取り組みは以下のとおりです。

基本施策	(1) 都市景観と農村景観の調和がとれたまちづくりの推進	
施策の方向性	① 緑化の推進	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地の保全、拡大に努めます。 ・ 良好な都市景観の確保のため主要な公共施設や公園等の緑地の保全、拡大に向け計画的な整備を行います。また、大型店舗集積地区、工業団地、流通団地、住宅地などへ緑化推進の働きかけを行います。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の敷地内の適切な緑化に努めます。 ・ 地域での緑化活動や、緑化推進のためのイベントへ積極的に参加します。 ・ 事業所の拡大や新たな土地開発などを行う際は、自然の緑を残すため最大限に配慮します。また緑地帯などを十分に設けるよう努めます。 ・ 企業の社会貢献として、森林整備事業などに積極的に参加します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化、花いっぱい運動などに積極的に参加します。 ・ 植樹や植栽などにより、宅地の中に緑を増やし「まちなみ景観の保全」に協力します。

基本施策	(1) 都市景観と農村景観の調和がとれたまちづくりの推進	
施策の方向性	② 農地・森林の保全と活用	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業の支援体制構築と耕作放棄地対策の推進 農村景観の保全のため、農地の遊休化や耕作放棄の防止、削減に努めます。また、新規就農への支援、遊休農地や担い手のいない農地の流動化により耕作放棄地の削減を推進します。 ・ クラインガルテンや体験農業等による農地の有効利用の促進 休耕地や耕作放棄地のうち、再耕作が困難な農地の所有者と連携し、クラインガルテン(市民農園)や体験農場に転換することで、農地を確保します。また、「道の駅とよとみ」や「農産物直売所 た・から」と連携して、グリーンツーリズムを支援します。 ・ 環境保全型農業の推進

	<p>農業協同組合などと連携し、農薬や化学肥料の使用量を減らし、農業生産活動における環境負荷の低減を図ります。また、環境保全型農業で生産された農産物の良さや環境保全上の効果などを積極的にPRしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林保全活動の継続実施 森林保全のための植林、間伐や下草刈り等の取り組みを継続して実施していきます。 ・遊歩道の整備 森林や河川において安全安心して散策できるよう、遊歩道を維持・整備していきます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の社会貢献として、森林整備事業などに積極的に参加します。 ・農地を適正に管理し、公益的機能の維持に努めます。 ・農業用水路や農道などの保全・美化の協力を努め、「田園景観」を保全します。 ・農業生産活動において、環境に配慮した農地運用や環境負荷の少ない環境保全型農業の実施に努めます。 ・地域で生じる食品廃棄物や家畜排せつ物などを農業生産に有効利用することで、地域循環型農業の確立に協力します。 ・農産物の生産技術の開発を進めるとともに、付加価値の高い、本市ならではの農産物の生産や品質保持に努めます。 ・農業生産者は、生産体制の効率化、農地や設備の効率的な利用など、耕作放棄地の有効活用について積極的に検討し取り組みます。 ・農業への従事が困難になった農地所有者は、生産体制の効率化やクラインガルテン(市民農園)などへの転換について積極的に協力します。 ・グリーンツーリズムや農業体験サポーターとして、市民や市外居住者との交流を深めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・植樹や植栽などにより宅地の中に緑を増やし「まちなみ景観の保全」に協力します。 ・クラインガルテン(市民農園)を積極的に活用します。 ・市内農産物直売所の利用頻度を高め、地元産農産物を優先的に購入します。

基本施策	(1) 都市景観と農村景観の調和がとれたまちづくりの推進						
施策の方向性	③ 農林業の地産地消の推進						
実施主体ごとの役割	<table border="1"> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「道の駅とよとみ」や「農産物直売所 た・から」を通じた農林業の振興 本市農産物の直売所である両施設の知名度向上に努め、入込客数の増加を目指します。併せて、地元産の農産物販売を通じて農林業の振興を図ります。 ・農産物のブランド化の推進 市の特産品といえる農産物に照準をあて、地域ブランドの確立、生産の奨励、販売の強化を図ります。 ・観光との連携による特産品のPRと消費拡大 特色ある地域の農産物の収穫体験などを通じ、消費の拡大を目指します。また、地域住民や観光客へのPRを積極的に行っていきます。 </td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の地元消費の仕組みづくりやその拡充に協力します。 ・卸売や小売業・飲食業では、地元産食材の優先仕入れなど、地産地消の推進に協力します。 ・認定制度を活用した農産物の販売PRや情報発信を積極的に行い、本市農産物のイメージアップに努めます。 </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興に関するイベント等へ積極的に参加します。 ・クラインガルテン(市民農園)を積極的に活用します。 ・市内農産物直売所の利用頻度を高め、地元産農産物を優先的に購入します。 </td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> ・「道の駅とよとみ」や「農産物直売所 た・から」を通じた農林業の振興 本市農産物の直売所である両施設の知名度向上に努め、入込客数の増加を目指します。併せて、地元産の農産物販売を通じて農林業の振興を図ります。 ・農産物のブランド化の推進 市の特産品といえる農産物に照準をあて、地域ブランドの確立、生産の奨励、販売の強化を図ります。 ・観光との連携による特産品のPRと消費拡大 特色ある地域の農産物の収穫体験などを通じ、消費の拡大を目指します。また、地域住民や観光客へのPRを積極的に行っていきます。 	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の地元消費の仕組みづくりやその拡充に協力します。 ・卸売や小売業・飲食業では、地元産食材の優先仕入れなど、地産地消の推進に協力します。 ・認定制度を活用した農産物の販売PRや情報発信を積極的に行い、本市農産物のイメージアップに努めます。 	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興に関するイベント等へ積極的に参加します。 ・クラインガルテン(市民農園)を積極的に活用します。 ・市内農産物直売所の利用頻度を高め、地元産農産物を優先的に購入します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「道の駅とよとみ」や「農産物直売所 た・から」を通じた農林業の振興 本市農産物の直売所である両施設の知名度向上に努め、入込客数の増加を目指します。併せて、地元産の農産物販売を通じて農林業の振興を図ります。 ・農産物のブランド化の推進 市の特産品といえる農産物に照準をあて、地域ブランドの確立、生産の奨励、販売の強化を図ります。 ・観光との連携による特産品のPRと消費拡大 特色ある地域の農産物の収穫体験などを通じ、消費の拡大を目指します。また、地域住民や観光客へのPRを積極的に行っていきます。 						
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の地元消費の仕組みづくりやその拡充に協力します。 ・卸売や小売業・飲食業では、地元産食材の優先仕入れなど、地産地消の推進に協力します。 ・認定制度を活用した農産物の販売PRや情報発信を積極的に行い、本市農産物のイメージアップに努めます。 						
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興に関するイベント等へ積極的に参加します。 ・クラインガルテン(市民農園)を積極的に活用します。 ・市内農産物直売所の利用頻度を高め、地元産農産物を優先的に購入します。 						

基本施策	(2) 公園整備、緑地の保全、緑化の推進	
施策の方向性	① 公園の整備と管理	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> 公園等の緑地については、引き続き必要に応じて剪定や除草などの管理を行い、園内の明るさを保ち、市民が安全で快適に利用できるように努めます。 緑の募金事業を活用した花苗の配布や公共施設の花壇等への植栽を行います。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の敷地内の適切な緑化に努めます。 地域での緑化活動や、緑化推進イベントへ積極的に参加します。 事業所の拡大や新たな土地開発などを行う際は、自然の緑を残すため最大限に配慮します。また緑地帯などを十分に設けるよう努めます。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> 公園内の樹木や植生を大切にし、ごみ等の散乱防止に努めるとともに、公共の場である公園を快適な場所として利用します。 地域の公園や街路等の清掃活動へ積極的に参加し、まちの美化、景観保全に努めます。

基本施策	(2) 公園整備、緑地の保全、緑化の推進	
施策の方向性	② 緑化の推進・景観の保全	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> 緑の募金事業や緑の少年隊活動支援事業を活用した緑化の推進 緑の募金事業や緑の少年隊活動支援を通じ、環境緑化や森林環境教育への取り組みを支援します。また、水源林や学校林の整備、児童生徒の体験活動、各地域で行われる緑化活動を支援するため、「緑の募金」運動を実施します。 街路樹の管理と整備 街路樹の定期的な剪定や除草等による管理を行います。また、街路樹の整備にあたっては、在来種など、地域に適した樹種を選定し、特色ある地域の景観づくりを進めます。 緑化活動、花いっぱい運動の推進 市民が行う緑化活動や花いっぱい運動を支援します。 記念樹プレゼント事業の推進 市民の手による植樹活動が新たに始められるきっかけづくりとして、引き続き入学時などに記念樹をプレゼントする取り組みを行っていきます。 緑化推進会議の運営 市民、事業者、市が連携して市内の緑化を推進するために、「中央市緑化推進会議」を適切に運営していきます。 各種事業等による「まちなみ景観」の保護 各種事業の実施においては、適正な緑化対策を行い、本市のまちなみ景観に配慮するよう指導していきます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の敷地内の適切な緑化に努めます。 地域での緑化活動や、緑化推進のためのイベントへ積極的に参加します。 事業所の拡大や新たな土地開発などを行う際は、自然の緑を残すため最大限に配慮します。また緑地帯を十分に設けるよう努めます。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> 公園内の樹木や植生を大切にし、ごみ等の散乱防止に努めるとともに、公共の場である公園を快適な場所として利用します。

基本施策	(3)自然環境を保全し、次世代に引き継ぐ	
施策の方向性	① 身近な自然環境の保全、自然とのふれあいの推進	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・水辺環境の整備 森林や河川において安全・安心して散策できるよう、遊歩道を維持・整備していきます。 ・自然体験型学習の推進 野外活動や農林業体験などを通じて、児童生徒が自然と触れあえる機会を設け、自然体験学習の充実に努めます。また、学校教育における自然体験学習を継続的に実施します。 ・自然環境の保護活動の推進 森林に生息する多種多様な動植物を保護するため、森林環境の保全に努めます。また、天然記念物等の貴重な自然を保護するため、市民参加型の自然観察会や自然を利用した場所での環境学習を推進します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での緑化活動や、緑化推進のためのイベントへ積極的に参加します。 ・企業の社会貢献として、森林整備事業などに積極的に参加します。 ・事業所周辺の自然や生物に意識を向け、環境負荷の低減に努めます。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での緑化活動や、緑化推進のためのイベントへ積極的に参加します。 ・身近な自然や生物に意識を向け、自然とのふれあいに関する事業やイベントに参加するなど、自然に接する機会を増やします。

基本施策	(3)自然環境を保全し、次世代に引き継ぐ	
施策の方向性	② 生物多様性の確保	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性確保のための情報の収集と提供 地域における生物多様性の保全活動を推進するため、生物多様性に関する情報を収集し、市民への情報提供に努めます。また、身近な生き物や外来種などの野生生物に対する理解を深める機会の創出を図ります。 ・野生生物保護活動の推進 野生生物の生息・生育環境の確保のため、生息地の保護や鳥獣保護区などを活用し、野生生物の保護活動を推進します。 ・生態系の保全、鳥獣被害の防止対策の実施 鳥獣が生態系へ影響を及ぼす際は、必要に応じて有害鳥獣の適切な捕獲に努めます。 ・事業等における野生生物の生息・生育環境の保護 各種事業の実施においては、事前に環境への影響について調査を行い、野生生物の生態に配慮し、生息・生育環境の保護に努めます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所周辺の自然や生物に意識を向け、環境負荷の低減に努めます。 ・開発等事業の実施においては、事前に環境への影響について調査を行い野生生物の生態に配慮し、生息・生育環境の保護に努めるよう協力します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然や生物に意識を向け、自然とのふれあいに関する事業やイベントに参加するなど、自然に接する機会を増やします。

V. 評価指標

施策名	評価指標	指標区分	実績値(達成指標) 現状値(観察指標)	目標値 (達成指標)	担当課	評価方法 達成指標:各定義に示す内容 観察指標:把握する施策の実施内容
1-(1)-① 緑化の推進	市内の公共施設、 民間施設の緑地率 向上に向けた取組 状況	観察	—	—	都市計画課 企業立地推 進室	【施策の実施内容】 都市景観と農村景観の調和への配慮、 市内の公共施設、民間施設の緑地の保 全、緑化の施策の実施内容を把握
1-(1)-② 農地・森林の 保全と活用	耕作放棄地面積	達成	120ha (2023.3)	97.7ha (2029.3)	産業課	【定義】 農家と非農家が所有する耕作放棄地面 積の合計
	新規就農者数	観察	10人/年 (2023.3)	—	産業課	【施策の実施内容】 新規就農が、農地の有効活用や遊休農 地の削減につながり農地の保全に寄与 している内容を把握
	農地貸借面積	達成	63ha (2023.3)	80ha (2029.3)	産業課	【定義】 市内における農地の貸借面積
	森林保全活動面積	観察	1ha/年 (2023.3)	—	産業課	【施策の実施内容】 植林、間伐や下草刈り等が森林の保全 に寄与している内容を把握
1-(1)-③ 農林業の地 産地消の推 進	「道の駅とよとみ」 の入込客数	達成	261,285人/年 (2023.3)	343,100人/年 (2029.3)	産業課	【定義】 道の駅とよとみの年間入込客数
	「農産物直売所た から」の入込客数	達成	123,547人/年 (2023.3)	139,400人/年 (2029.3)	産業課	【定義】 農産物直売所た・からの年間入込客数
1-(2)-① 公園の整備 と管理	市内公園・緑地等 の面積	観察	都市公園敷地面積 12.12ha (2023.3)	—	都市計画課 管財課	【施策の実施内容】 市内の公園、緑地面積や都市公園の保 全・整備の取り組みから公園の整備と管 理の実施内容を把握
1-(2)-② 緑化の推進・ 景観の保全	市内の公共施設、 民間施設の緑地率 向上に向けた取組 状況 ※1-1-1(前出)	観察	—	—	都市計画課 企業立地推 進室	【施策の実施内容】 都市景観と農村景観の調和への配慮、 市内の公共施設、民間施設の緑地の保 全、緑化の推進の実施内容を把握
1-(3)-① 身近な自然 環境の保 全、自然との ふれあいの 推進	市民活動の実施数	観察	7件/年 (2022.3)	—	市民環境課 産業課 建設課	【施策の実施内容】 市民や団体が行う環境保全や生物多様 性の確保のための活動やイベント開催に 対する市の支援の実施内容を把握
1-(3)-② 生物多様性 の確保	市民活動の実施数 ※1-3-1(前出)	観察	7件/年 (2022.3)	—	市民環境課 産業課 建設課	【施策の実施内容】 市民や団体が行う環境保全や生物多様 性の確保のための活動やイベント開催に 対する市の支援の実施内容を把握

基本目標2：快適で健康な生活環境があるまち

I. 現在までの取り組み状況

●大気汚染の防止について

大気環境については、山梨県が実施する放射性物質を含む常時監視の測定データに基づき管理を行っています。また、近年中国からの流入が環境問題となっている微小粒子状物(PM 2.5)等を含め、大気環境基準項目は、光化学オキシダント以外、全ての項目で環境基準を満たしています。

本市では過去、野焼きによる苦情が多数寄せられていましたが、市民への周知の結果、現在は減少傾向にあります。しかしながら、現在も市民からの苦情が寄せられていることから引き続き野焼き削減に向けた市民や事業者への啓発を行っています。

また、本市で使用する新規リース車両は、低排出ガス車認定制度により75%低減レベル以上の認定を受けた車両を選定し、大気汚染の防止に努めています。

●水質汚濁の防止について

本市では、水環境の状況を把握することを目的として、市内の河川について水質検査等を実施しています。検査の結果、汚染の度合いを示すBOD(生物化学的酸素要求量)値は、公共下水道等の整備もあり改善傾向にあります。

生活排水対策に関する取り組みについては、公共下水道や合併処理浄化槽等の推進を図るとともに、農業集落排水処理施設の維持管理に努めることで、環境指標である生活排水クリーン処理率⁵は、2023(令和5)年3月現在97.1%となっています。

●騒音・振動・悪臭の防止について

騒音苦情の比率の高い自動車騒音については、2012(平成24)年度の騒音規正法の改正により、全ての市が区域内の対象道路の面的評価を行うことになり、本市においても区域内の対象道路の面的評価を行っています。

2022(令和4)年度自動車騒音常時監視では、市内主要幹線道路5路線11区間における騒音発生状況について、常時監視測定結果を報告しており、市内対象路線区域内の評価対象住居戸数1,657戸の住居等において、昼間(6時~22時)及び夜間(22時~6時)ともすべてで環境基準値以下でした。

⁵ 生活排水クリーン処理率とは、中央市の人口に対して生活排水処理施設が整備されている人口の割合をいいます。

Ⅱ. 課題と今後の方向性

●大気汚染物質の排出抑制対策を推進します

山梨県の調査では、当県の大気環境は良好な状況にありますが、本市においては近年の大型商用施設の進出等に伴う都市化の影響や、今後の中部横断自動車道の全面開通、リニア中央新幹線建設工事および付随する開発工事等に伴う大気汚染が懸念されます。これらの問題について山梨県および事業者と連携し、大気汚染の監視を強化していきます。また、従来から実施している工場、事業場における大気汚染物質排出抑制の指導も、継続して実施していきます。

●自動車排ガス対策を推進します

公用車として配備する車両は、計画的に電動自動車の導入を実施していきます。また、市内渋滞箇所について、改善に努めていきます。

●公共交通の利便性向上を推進します

第2次中央市長期総合計画に関する市民アンケートにおいて、「公共交通機関の利便性の向上」について「やや不満」・「不満」とする回答が全体の約30%を占めています。このことから「中央市地域公共交通計画」の策定を行うとともに、計画に基づき地域公共交通機関での利便性の向上や市民の利用促進に努めます。

●水質汚濁物質の排出抑制対策を推進します

① 河川等の水質浄化

市民等との連携により、市内の各地区において河川清掃などの環境美化活動に取り組み、河川環境の改善や市民の意識とモラルの向上、ごみの不法投棄の抑制を図ります。

また、用水路等の整備を行い水環境の改善に努めます。

② 水質調査の実施

市内河川の水質を調査し、経年変化と生活排水による影響を把握するとともに、その結果を水環境の保全策に活用します。

③ 開発工事等による水質汚染の監視

リニア山梨県駅の周辺整備や近郊に整備されるリニア保守基地などから、下流地域へ排水の流入による影響を監視します。

●生活排水対策を推進します

河川の水質汚濁の主な原因には、家庭からの生活雑排水の流入が考えられます。河川の水質向上のため、公共下水道等の整備を進め、生活排水対策を推進していきます。

●騒音・振動・悪臭等公害防止対策を推進します

公害苦情は減少傾向にありますが、引き続き法令に基づく監視や指導などを実施していきます。

Ⅲ. 施策の展開

基本施策	施策の方向性
(1) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の推進	① 大気汚染物質の排出抑制策の推進 ② 水質汚濁物質の排出抑制の推進 ③ 生活排水対策の推進
(2) 不法投棄・野焼きの防止	① 不法投棄廃棄物の削減 ② 野焼き防止の啓発推進
(3) 騒音・振動・悪臭の防止	① 公害防止対策の推進
(4) 気候変動への適応策の強化	① 熱中症対策の推進 ② 災害時等への対策強化 ③ 地下水資源の保全と活用

Ⅳ. 各主体の役割

基本施策の方向性に沿った主な市・事業者・市民の取り組みは以下のとおりです。

基本施策	(1) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の推進
施策の方向性	① 大気汚染物質の排出抑制策の推進
実施主体ごとの役割	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場、事業場、リニア関連工事に伴う大気汚染物質排出抑制指導 従来と同様に、工場、事業場における、ばい煙、アスベスト等について監視、指導を行います。また、県および事業者と連携し、予定されるリニア関連工事による大気環境への影響を監視する体制づくりを推進します。 ・ 大気環境有害物質対策 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類、建築物解体工事において発生する可能性がある飛散性アスベスト等の大気環境有害物質の監視を県と連携し、継続的に行っていきます。また、光化学オキシダントの発生や被害発生時の処置についても県と連携し対応していきます。 ・ 市役所における低公害車の積極的導入 自動車排出ガス対策、地球温暖化対策を実践するため、引き続き公用車への計画的な低公害車の導入に努めます。 ・ エコドライブ運動の普及 自動車排ガスは、地域の大気汚染の主要な要因であるとともに、地球温暖化の原因物質ともいわれています。これらを防止するため、広報活動等により「エコドライブ運動」を推進していきます。 ・ やまなしノーマイカーデーの啓発、パーク&バスライド制度の推進 ・ 公共交通の利用促進 市内の公共交通機関などの利便性の向上に努めます。 ・ 電気自動車等の普及に向けた導入支援 国や県などの電気自動車等に関する公的支援策について市民、事業者への周知に努めます。また、市独自の電気自動車等の導入補助金制度について検討します。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・車両購入時は低公害車の導入に努めるとともに、適切な整備を行います。 ・全ての従業員に対してエコドライブの実践を指示し協力するよう呼びかけます。 ・全ての従業員の通勤や出張等において、公共交通機関の積極的な利用を呼びかけます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・近距離の移動にあたっては、可能な範囲で公共交通機関や自転車の利用、徒歩での移動に努めます。 ・自家用車の購入時はできる限り電動自動車を検討します。また、エコドライブを実践し、公共交通機関の利用に努めます。

基本施策	(1) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の推進	
施策の方向性	② 水質汚濁物質の排出抑制の推進	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業場、リニア関連工事などに伴う水質汚濁物質排出抑制指導 従来と同様に、工場、事業場における水質汚濁物質の排出状況について監視、指導を行います。また、県および事業者と連携し、引き続きリニア関連工事による河川、地下水等の水質変化、水循環の変化等、環境への影響を監視し指導を行います。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・水の循環利用などにより、排水が少なくなるよう工程及び資材等も含めた改善に努めます。 ・事業所に該当する環境関連法規制等を遵守し、公害発生を未然に防止します。 ・事業所から排出される排水の環境負荷の低減(化学物質、雑排水等)に取り組みます。
	市民	—

基本施策	(1) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の推進	
施策の方向性	③ 生活排水対策の推進	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の推進 市街化区域内の下水道未整備地域において公共下水道の整備普及を進めます。 ・農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進 農業集落排水処理施設や合併処理浄化槽の適正な維持管理のための啓発活動を推進します。 ・公共用水域の水質測定 従来から実施している水質調査(田富地区 13 地点、玉穂地区 9 地点、豊富地区 4 地点、調査項目 pH6、BOD7等)を継続的に実施し、経年変化を分析・評価します。 ・水質汚濁要因に関する啓発 河川の水質汚濁の要因となっている生活排水の影響について、広報紙等を通じて啓発活動を行っていきます。

⁶ ピーエイチ:水の性質(酸性・アルカリ性の程度)をあらわす単位

⁷ Biochemical Oxygen Demand の略で生物化学的酸素要求量

	事業者	・ 合併処理浄化槽の設置事業所は、維持管理を適切に行います。
	市民	・ 生活雑排水による河川への汚濁負荷を軽減します。食用油は市の回収に協力し、洗剤、シャンプーの使用量を抑えるように努めます。 ・ 公共下水道、農業集落排水が接続可能地域では、速やかに接続するよう努めます。 ・ 合併処理浄化槽等の設置者は、維持管理を適切に行います。

基本施策	(2) 不法投棄・野焼きの防止	
施策の方向性	① 不法投棄廃棄物の削減	
実施主体ごとの役割	市	・ 不法投棄等監視パトロールの実施 環境パトロールを実施している成果として本市における不法投棄の量は減少傾向にありますが、今後も地域住民や警察と連携し、継続的な監視を行っていきます。 ・ 不法投棄防止に関する啓発活動 不法投棄防止を呼びかけるポスター・チラシなどを作成・配布するとともに、看板を設置するなどして、地域ぐるみで監視の目を強化します。
	事業者	・ 環境関連法規制を遵守し、廃棄物等の適正処理を行い、不法投棄等の防止に協力します。
	市民	・ 地域の河川清掃など環境活動に積極的に参加します。

基本施策	(2) 不法投棄・野焼きの防止	
施策の方向性	② 野焼き防止の啓発推進	
実施主体ごとの役割	市	・ 不法投棄と同様に野焼きに対する苦情等も減少傾向にあり、今までの啓発活動の成果が認められますが、今後もポスター・チラシなどの作成・配布を行い、広報紙などを通じて野焼き防止に関する啓発活動を継続していきます。 ・ 野焼きに関する市への苦情等の通報を受けた結果の対応を HP 等で周知します。
	事業者	・ 環境関連法規制を遵守し、野焼きの防止に協力します。
	市民	・ 環境関連法規制を遵守し、野焼きの防止に協力します。

基本施策	(3) 騒音・振動・悪臭の防止	
施策の方向性	① 公害防止対策の推進	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音に関する監視と指導 自動車交通騒音、各種工事に伴う騒音に対して県と連携し監視、指導を行います。今後、リニア中央新幹線の工事や走行に伴う騒音に関する問題に対しても、県及び事業者と連携し、適切に対応するとともに市民へ情報公開を行っていきます。 ・振動に関する監視と指導 騒音と同じく振動についても規制基準が定められています。この規制に基づき工場・事業場等の監視・指導を行っていきます。また、今後、リニア中央新幹線の工事や走行に伴う振動に関する問題に対しても、県および事業者と連携し、適切に対応するとともに市民への情報公開を行っていきます。 ・悪臭防止のための監視と指導 悪臭についても騒音・振動と同様に規制地域と基準値が定められています。本市に多く見られる畜産関係に起因する悪臭などについて、発生源への防止対策の指導等を行っていきます。 ・騒音・振動・悪臭等の公害に関する市への苦情等の通報を受けた結果の対応をHP等で周知します。
	事業者	・環境関連法規制等を遵守し、公害発生を未然に防止します。
	市民	－

基本施策	(4) 気候変動への適応策の強化	
施策の方向性	① 熱中症対策の推進	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における熱中症対策の推進 熱中症対策の必要性を幅広く周知し、地域ぐるみでの高齢者等の弱者の見守りを行います。 ・クールシェアの推進 熱中症対策の一環として、図書館等の公共施設でのクールシェアを推進します。
	事業者	・熱中症警戒警報が発令された際には適切な熱中症対策を講じます。
	市民	・日頃から熱中症対策に関心を持ち、熱中症警戒警報が発令された際には適切な熱中症対策を講じます。また、地域ぐるみで高齢者等の弱者の見守りを行います。

基本施策	(4) 気候変動への適応策の強化	
施策の方向性	② 災害時等への対策強化	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時等への対応強化 災害時等に対応したレジリエンス強化のための避難所、防災拠点の機能強化の検討を行います。 ・ 地区防災計画の作成の推進 中央市地域防災計画にそって、地域の防災力強化を図るため地区防災計画の策定を推進します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から地域の防災対策に関心を持ち、災害時等に対応した行動計画を策定し協定などにより、災害時での協力を行います。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から地域の防災対策に関心を持ち、洪水警報の発令時や災害発生時に高齢者等の災害弱者への支援を行います。

基本施策	(4) 気候変動への適応策の強化	
施策の方向性	③ 地下水資源の保全と活用	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水の利用の適切性を監視 本市は地域固有の環境特性として豊富な地下水資源を有していますが、その保全のため 2013(平成 25)年に「中央市地下水資源保全および採取適正化に関する条例」を制定しました。この条例に基づき地下水の利用の適切性を監視していきます。 ・ 各種開発行為による地下水への影響の監視 本市では今後も各種開発行為が予測され、これらによる地下水汚染、地下水の枯渇等が懸念されます。また、「中央市地下水資源保全および採取適正化に関する条例」では井戸設置者の責務として、災害時の住民に対する飲料水確保に協力することを求めています。これら地下水保全の重要性から、総合的な地下水資源の監視の方法を検討していきます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動において地下水の適切な保全・利用に努めます。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水の適切な保全・利用に努めます。

V. 評価指標

施策名	評価指標	指標区分	実績値(達成指標) 現状値(観察指標)	目標値 (達成指標)	担当課	評価方法 達成指標:各定義に示す内容 観察指標:把握する施策の実施内容
2-(1)-① 大気汚染物質の排出抑制対策の推進	地域公共交通の利用者数	観察	559,163人/年 (2023.3)	—	企画課	【施策の実施内容】 年間の地域公共交通を利用した人数
	県内の電気自動車等導入補助金の実績台数	観察	870台/年 (2023.3)	—	市民環境課	【施策の実施内容】 市内の電動自動車(EV、PHEV、FCV)の導入補助台数を参考にした大気汚染物質の排出抑制対策の取り組み内容を把握
	公用車の電動自動車の比率	達成	5.3% (2024.3)	10%以上 (2029.3)	管財課	【定義】 市の公用車に占める電動自動車(EV、PHEV、FCV等)の台数の全体に占める比率
2-(1)-② 水質汚濁物質の排出抑制対策の推進	水質検査の測定結果における環境基準適合状況	観察	水質検査は適合 (2022年度)	—	市民環境課	【施策の実施内容】 水質汚濁物質の排出状況と環境基準(BOD)の排出抑制対策の実施内容を把握
2-(1)-③ 生活排水対策の推進	下水道普及率	達成	86.1% (2023.3)	87.9% (2028.3)	下水道課	【定義】 処理区域内人口÷総人口
	生活排水クリーン処理率	達成	97.1% (2023.3)	98.9% (2029.3)	下水道課 市民環境課	【定義】 衛生処理人口÷総人口
2-(2)-① 不法投棄廃棄物の削減	不法投棄の撤去量	達成	2.2t/年 (2023.3)	1.5t/年 (2029.3)	市民環境課	【定義】 撤去した不法投棄廃棄物の年間総量
2-(2)-② 野焼き防止に関する啓発活動	野焼きに関する通報数	観察	6件/年 (2023.3)	—	市民環境課	【施策の実施内容】 市への通報数の状況から、野焼き防止に関する啓発活動の実施内容を把握
2-(3)-① 公害防止対策の推進	騒音・振動・悪臭に関する通報数	観察	騒音7件、悪臭1件、 振動0件/年 (2023.3)	—	市民環境課	【施策の実施内容】 市への通報数の状況から、公害防止対策の指導や啓発等の実施内容を把握
2-(4)-① 熱中症対策の推進	熱中症対策関連広報等の実施件数	達成	4件/年 (2023年度)	5件/年 (2029.3)	市民環境課	【定義】 熱中症対策やクールシェア等に関する市民への周知・啓発の実施件数
2-(4)-② 災害時等への対応強化	地区防災計画を作成した自主防災会数	達成	20件 (2023.12)	30件 (2029.3)	危機管理課	【定義】 71自主防災会のうち、地区防災計画を策定している自主防災会数
2-(4)-③ 地下水資源の保全と活用	適切な地下水利用に関する市民や事業者に対する啓発の取り組み状況	観察	—	—	市民環境課	【施策の実施内容】 市民や事業者に対する地下水の適切な利用に関する周知・啓発の実施内容を把握

基本目標3：環境活動に協働で取り組むまち

I. 現在までの取り組み状況

●「ごみのないきれいなまちにする条例」の順守

本市では「散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指す」ため、市民等、事業者、土地所有者および市の責務を明らかにする「中央市ごみのないきれいなまちにする条例」を制定しています。この条例に基づき、散乱ごみのない快適な市民生活を実現するため、広報紙などによりポイ捨てやふん害の防止に対する市民意識の啓発および高揚を図りました。

●市民参加による清掃活動の実施

自治会による河川清掃活動や市内全域で、毎年11月に環境美化運動を実施しています。

●緑化事業の推進（再掲）

市内小中学校や各種団体へ、緑化推進機構を通じての活動補助金により緑化の推進管理を行っています。また、本市では各種事業において緑化樹の無料配布も行っています。

●学校における環境教育の実施（再掲）

市内小中学校では宿泊による自然体験学習などを行っています。また、全ての小学校で農作物を栽培するなど、多様な体験の機会を設けています。

●保育園・こども園における環境教育の実施

市内の保育園・こども園では、エコ学習会を行っています。

●市民への環境情報の提供

一般市民、事業者に対しては広報紙やパンフレット等で環境情報の提供を随時行っています。

II. 課題と今後の方向性

●環境活動推進のための市民参加の仕組みづくり

第2次環境基本計画策定時に実施した市民アンケートの結果から、「地域や市が行う環境保全活動への参加」を希望する市民が多く存在していました。本計画でも引き続きこれら環境意識の高い市民が、環境保全活動に気軽に参加できる仕組みづくりを推進していきます。

●市民、事業者向け「環境教育・学習参加システム」の構築

小中学校における環境教育・学習は各学年のプログラムに基づき計画的に実施していきます。また、市民、事業者に対しては、広報紙やパンフレットなどを通じて随時環境情報の提供を行います。さらに、前出の市民アンケートの結果で、多くの市民が地域環境や地球環境問題に関心があり、より多くの環境教育・学習の機会を得ることを希望していました。本計画でも引き続きこれら市民の要望に応えるために、市民や事業者との協働による環境教育・学習の場の提供に努めます。

Ⅲ. 施策の展開

基本施策	施策の方向性
(1) 環境活動の活性化	① 環境活動の推進 ② 環境負荷低減化への行動啓発
(2) 環境教育・学習の推進	① 学校等における環境学習の推進 ② 民間における環境学習の実施支援 ③ 環境情報・環境データの提供

Ⅳ. 各主体の役割

基本施策の方向性に沿った主な市・事業者・市民の取り組みは以下のとおりです。

基本施策	(1)環境活動の活性化	
施策の方向性	① 環境活動の推進	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化運動の推進 市内全域一斉清掃活動を継続して実施します。 中央市景観まちづくり事業 中央市景観まちづくり事業として、歩道防護柵を白色から景観配慮色へと塗り替えを引き続き実施します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する環境保全活動や地域の清掃・美化活動に機会を捉え参加します。 地域や団体が主体的に行う環境保全に関するイベントなどの事業に、協力・支援するよう努めます。 事業所周辺の清掃を定期的に行うとともに、植樹・花植えなどの美化活動を積極的に行います。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する環境保全活動や地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。

基本施策	(1)環境活動の活性化	
施策の方向性	② 環境負荷低減化への行動啓発	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業所、団体にデコ活宣言事業に関する周知、登録を呼びかけるとともに、HPなどによりデコ活⁸宣言企業・団体の活動の紹介を行います。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が環境学習や環境保全活動に取り組めるよう奨励し、配慮します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> 家庭で環境について話し合い、家庭生活の中で取り組める環境保全活動を実践するよう努めます。 資源ごみの回収や事業活動に協力します。

⁸ デコ活:環境省が推進する、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称

基本施策	(2) 環境教育・学習の推進	
施策の方向性	① 学校等における環境学習の推進	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然体験教育の充実 授業や総合的な学習の時間を活用し、野外活動や農林業体験などを通じて児童生徒が自然とふれあう機会を設けます。 ・ 職場体験、施設見学の実施 廃棄物処理施設、新エネルギー、省エネルギー導入施設等の見学を実施します。 ・ 環境ライブラリーの整備・充実 地域特性を活かした社会科副読本等の教材を作成し、学校教育、社会教育の場で活用します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市などが行う環境学習事業に対して、社会人講師やボランティアの派遣等人材の提供に協力します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等が行う環境教育・学習に対して、協力します。

基本施策	(2) 環境教育・学習の推進	
施策の方向性	② 民間における環境学習の実施支援	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間が行う環境学習への支援、助成(広報や教材提供、講師等の協力、会場等の提供など)を行います。また、民間が行う環境学習の啓発イベントや資料、Webコンテンツ作成への支援(環境ライブラリーのコンテンツ提供等)を行います。 ・ 環境教育等の場を利用して、地域 CO2 吸収促進のための美化シミュレーション(図上訓練等)を実施します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市などが行う環境学習事業に対して、社会人講師やボランティアの派遣等人材の提供に協力します。 ・ 市民、団体、行政等と連携し、環境学習の機会、場所、人材等の提供に協力します。 ・ 従業員が環境学習や環境保全活動に取り組めるよう奨励し、配慮します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習講座や自然観察会などに積極的に参加し、環境に関する知識を深めます。

基本施策	(2) 環境教育・学習の推進	
施策の方向性	③ 環境情報・環境データの提供	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市等の環境情報をオープンデータとして利用可能な形に整理して、提供します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃の事業活動や環境に関する理解に環境情報・環境データを役立てます。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の環境の現状や環境保全のための取り組みへの関心を持ちます。

V. 評価指標

施策名	評価指標	指標区分	実績値(達成指標)		担当課	評価方法
			現状値(観察指標)	目標値(達成指標)		達成指標:各定義に示す内容 観察指標:把握する施策の実施内容
3-(1)-① 環境活動の推進	環境美化運動参加人数	達成	4,482人/年 (2023.3)	4,750人/年 (2029.3)	市民環境課	【定義】 年間の環境美化運動参加人数
	年間の景観まちづくり事業の参加人数	達成	20人/年 (2023.3)	40人/年 (2029.3)	都市計画課	【定義】 年間の景観まちづくり事業の参加人数
3-(1)-② 環境負荷低減化への行動啓発	デコ活宣言をした企業・団体数	達成	0件 (2023.3)	10件 (2029.3)	市民環境課	【定義】 環境省のHPに掲載された市内の企業・団体数
3-(2)-① 学校等における環境学習の推進	年間の自然体験教育、環境出前授業、エコ学習会等の実施数	達成	環境出前授業 3回/年(2024.3) エコ学習会 6回/年(2023.3)	16回/年 (2029.3)	教育総務課 市民環境課 子育て支援課	【定義】 年間における市内小中学校、保育園における体験教育、出前講座等の実施数
3-(2)-② 民間における環境学習の実施支援	民間における環境学習の実施	観察	—	—	市民環境課	【施策の実施内容】 民間が行う環境学習、自治会単位の環境学習等への支援内容を把握
3-(2)-③ 環境情報・環境データの提供	中央市の環境情報・環境データの提供件数	達成	4件/年 (2024.3)	6件/年 (2029.3)	市民環境課	【定義】 中央市の環境情報・環境データの市のHPでの提供件数



玉穂中農業体験

基本目標4:2050年ゼロカーボンシティを実現するまち

I. 現在までの取り組み状況

●中央市再生可能エネルギー導入戦略の策定

地球温暖化等の対策によってカーボンニュートラルを実現することは、本市においても緊急の対応が求められていることから、本市では「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会」を実現するため、ゼロカーボンシティの実現に向けた「中央市再生可能エネルギー導入戦略」を2023(令和4)年2月に策定しました。

●新エネルギービジョンの実現に向けた取り組み

本市の新エネルギービジョンの実現に向けて、公共施設の新築又は大規模改修工事等を行う場合には、環境に配慮した再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を積極的に検討します。市役所庁舎には整備時に太陽光発電システム及び地中熱ヒートポンプ式空調設備を導入しています。

●公共施設における省エネルギー活動の推進

本市では、市職員一人一人が率先して省エネルギー活動に取り組み、クールビズ(5月から10月)・ノーマイカーデー(毎月1・15日)・ノー残業デー(毎週水曜日)を実施しています。

●資源ごみの回収

資源ごみの回収について、市の広報紙、回覧、ホームページを活用し、周知徹底を図っています。また、リサイクル品の分別マナーの徹底のために、毎年度末に「ごみ収集カレンダー」と「ごみの出し方・仕分け方」についてのチラシを、広報紙とともに配布しています。

さらに、市内の約55の自治会を通じて毎月1ないし2回の資源物回収を実施し、回収した有価物の対価は自治会への補助として役立てられています。

●4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)活動を推進

市民を中心とした4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)活動を推進し、環境にやさしいライフスタイルの定着を推進するため市の広報紙、回覧、ホームページを活用し周知、啓発を行っています。

●24時間リサイクルステーションによる資源リサイクルの推進

リサイクル推進の中心的役割を果たす施設として24時間リサイクルステーションを市役所・玉穂・豊富支所の3箇所に設置し、資源物の回収を行い、リサイクルの推進を行っています。

●レジ袋、過剰包装の削減、プラスチック類の削減

市民に対してマイバックの持参を呼びかけ、スーパー等の事業者に対してもレジ袋、過剰包装、プラスチック類の使用量の削減を促し、ごみ発生量の低減に努めています。

●生ごみの減量化

可燃ごみの40%以上が水分であり、特に60%以上の水分を含む生ごみは、水切りがごみの減量化に大きくつながることから、市民に協力を呼びかけ、ごみ発生量の低減に努めています。また、生ごみ減量化に対する補助制度として、「コンポスト式・電動式生ごみ処理機等の購入に対する助成」を継続して実施しています。

II. 課題と今後の方向性

●本市の地域特性に則した「2050年ゼロカーボンシティ」の実現を目指します

本市の地域特性に則した実現可能な目標と評価指標を設定し、PDCAサイクルを適切に運用しながら経済社会環境の変化や環境技術の進展への対応を目指した地球温暖化対策を推進します。

●地球温暖化対策を地域課題の解決、地域活性化の推進の視点から取り組みます

地球温暖化対策の一環である脱炭素の取り組みは、経済的な負担を生ずる場面もありますが、極力、脱炭素化と同時に、その取り組みを通して、地域課題を解決し、地域活性化を図ることを目指す施策を立案、実施していくことをめざします。

III. 施策の展開

基本施策	施策の方向性
(1) 再生可能エネルギーの創出・活用	① 再生可能エネルギーの地産地消 ② 水素エネルギーの利用推進
(2) 省エネルギー化の促進	① 建築物・産業のエネルギー高効率化の促進 ② 自動車の電動化の普及促進 ③ 環境配慮型の生活様式の普及
(3) 資源の有効活用の促進	① 廃棄物の発生抑制 ② リサイクルの推進 ③ サーキュラー・エコノミーの実現
(4) ゼロカーボンシティ実現を支える仕組み	① 環境活動を通じた地域活性化 ② 多様な地域主体の連携促進

IV. 各主体の役割

基本施策の方向性に沿った主な市・事業者・市民の取り組みは以下のとおりです。

基本施策	(1) 再生可能エネルギーの創出・活用	
施策の方向性	① 再生可能エネルギーの地産地消	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> 本市の新エネルギービジョンの実現に向けて、公共施設の新築又は大規模改修工事等を行う場合には再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を積極的に検討します。 新エネルギーの利用等に関して、市民の取り組みに役立つ情報を提供し、普及啓発活動を行います。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光エネルギー設備の導入等、新エネルギーの利用を推進します。 事業活動に伴い生じる排熱など、未利用エネルギーの活用を検討します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの利用可能性について検討します。

基本施策	(1) 再生可能エネルギーの創出・活用	
施策の方向性	② 水素エネルギーの利用推進	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> 運輸部門(貨物)へのFCV導入促進やボイラーでの水素利用など、水素の利用を推進するための環境整備、啓発等を行います。 国や県の水素利活用関連助成事業を民間等へ積極的に情報提供、周知を行います。 水素ステーションの設置促進に向けた取り組みを推進します。
	事業者	—
	市民	—

基本施策	(2) 省エネルギー化の促進	
施策の方向性	① 建築物・産業のエネルギー高効率化の促進	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業所、住宅、公共施設における省エネルギー活動の推進 市職員一人一人が率先して、省エネルギー活動に取り組みます。また、エネルギーマネジメントシステム(地球温暖化対策実行計画)により省エネルギー活動の成果等を評価します。 省エネルギーに関する普及・啓発活動の推進 省エネルギーに関して、市民の取り組みに役立つ実用的な情報を提供し、普及啓発活動を積極的に行います。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 冷暖房機器など事業所内の電気機器の節電に努めます。 導入する機械・設備等については省エネルギー性能を確認して選定します。

市民	・緑のカーテン(ゴーヤやアサガオ類などの植物を建物の外側に生育させ、建物の温度上昇を抑える)などの活動により、省エネルギーに努めます。
----	---

基本施策	(2) 省エネルギー化の促進	
施策の方向性	② 自動車の電動化の普及促進	
実施主体ごとの役割	市	・市内自動車を電動化の促進に向けて、EV や PHV、FCV の導入、EV 充電ステーションの設置に対する公的助成制度や相談窓口の紹介、EV などの体験イベントの紹介などの取り組みを行います。 ・公用車に低公害車を積極的に導入します。 ・公共施設、民間施設への充電ステーション設置を促進する取り組みを行います。
	事業者	・使用する車両は、低公害車や燃費性能の良い車を選定します。
	市民	・使用する車両は、低公害車や燃費性能の良い車を選定します。

基本施策	(2) 省エネルギー化の促進	
施策の方向性	③ 環境配慮型の生活様式 ⁹ の普及	
実施主体ごとの役割	市	・市職員は、省エネルギーに配慮した行動を実践します。 ・市民、事業者に対し省エネルギーに関する普及・啓発活動を推進します。
	事業者	・使用する車両は、低公害車や燃費性能の良い車を選定します。また、維持管理を適正に行うとともに、エコドライブを実践します。 ・全ての従業員の通勤や出張等において、公共交通機関の積極的な利用を呼びかけます。 ・従業員にパーク&バスライド制度の周知、利用促進を図ります。
	市民	・照明や冷暖房機器など家庭内で節電に努めます。 ・家電製品の購入・更新にあたっては省エネルギー性能を確認して選定します。 ・緑のカーテン(ゴーヤやアサガオ類などの植物を建物の外側に生育させ、建物の温度上昇を抑える)などの活動により、省エネルギーに努めます。

基本施策	(3) 資源の有効活用の促進	
施策の方向性	① 廃棄物の発生抑制	
実施主体ごとの役割	市	・レジ袋、過剰包装の削減、プラスチック類の削減 市民に対してマイバックの持参を呼びかけます。また、スーパー等の事業者に対してレジ袋、過剰包装、プラスチック類の使用量の削減を促し、ごみの減量化に努めます。 ・生ごみの減量化

⁹ 2050年ゼロカーボンをめざす取り組みの例(電気使用量の節約、食品のロスをなくす、移動は車を控えて、公共交通機関や自転車を使う、ごみの排出量を減らす、マイバック活動、緑を育てる、緑を増やすなど)

	<p>可燃ごみの40%以上が水分であり、特に60%以上の水分を含む生ごみは、水切りがごみの減量化に大きくつながることから、市民に協力を呼びかけ、ごみの減量化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減量化に対する補助制度 現在実施している「コンポスト式・電動式生ごみ処理機等の購入に対する助成」を継続して実施していきます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・サーキュラー・エコノミー¹⁰の考え方に沿って、これまで廃棄されていた製品や原材料などを「資源」と考え、リサイクルや再利用することで資源循環に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの回収事業に協力します。 ・ごみの分別や生ごみの水切りなど廃棄物処理・処分の負荷低減に協力します。 ・ごみの減量化のために、不用品のシェアリングやリユースなどに協力します。

基本施策	(3) 資源の有効活用の促進	
施策の方向性	② リサイクルの推進	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ回収の促進 資源ごみの回収については、市の広報紙、回覧、ホームページを活用し、周知徹底を図っていきます。 ・リサイクル品の分別マナーの徹底 毎年度末に「ごみ収集カレンダー」と「ごみの出し方・仕分け方」についてのチラシを、広報紙とともに配布していますが、「燃えるごみ」の中にリサイクル可能なプラスチック容器・包装が混入したり、分別が徹底されていない状況です。今後は自治会と連携し分別マナーの徹底を図ります。 ・分別マナーの周知 転入者には、転入手続きにて来庁する際など、分別マナーの周知を図っていきます。 ・24時間リサイクルステーションの周知 24時間リサイクルステーションは、リサイクル推進の中心的役割を果たす施設であるため、市民への周知を図り、更なるリサイクルの推進に努めます。 ・不用品のシェアリングやリユースの推進 市内で開催しているフリーマーケットや不用品交換イベントなどを市のホームページや広報等で紹介し、地域でのシェアリングやリユースを推進します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所におけるリサイクルや資源ごみの回収、活用に協力します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの回収やリサイクルに協力します。

基本施策	(3) 資源の有効活用の促進	
施策の方向性	③ サーキュラー・エコノミーの推進	
	市	・サーキュラー・エコノミーの普及・啓発

¹⁰ 住民・事業者・行政が一丸となって、中央市内で製品の再利用(修繕)・共同利用、廃棄物リサイクルに取り組むことにより実現する資源循環型経済のこと

実施主体ごとの役割		<p>これまで廃棄されていた製品や原材料などを「資源」と考え、リサイクルや再利用することで資源循環させる新しい経済システムの考え方を市民、事業者に普及するための周知、啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードロス対策の推進 フードロス対策の推進につながるフードドライブやフードバンクの活動支援のための周知、啓発を行います。 ・市が率先してグリーン購入に努めます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで廃棄されていた製品や原材料等の再利用、資源化を検討、実践します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から4R(ヨンアール)の考え方に沿って、ごみとなるものを断る(Refuse:リフューズ)、廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、資源や製品の再使用(Reuse:リユース)、再資源化(Recycle:リサイクル)に留意します。

基本施策	(4) ゼロカーボンシティ実現を支える仕組み	
施策の方向性	① 環境活動を通じた地域活性化	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動の体制を強化することで、地域における防災、環境活動の活性化を促進します。 ・市が自治会を通じて行う資源ごみ回収の支援(助成)事業を継続します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や団体が主体的に行う環境保全に関するイベントなどの事業に、協力・支援するよう努めます。 ・市などが行う環境学習事業に対して、社会人講師やボランティアの派遣等人材の提供に協力します。 ・市民、団体、行政などと連携し、環境学習の機会、場所、人材などの提供に協力します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの回収事業に協力します。 ・環境学習講座や自然観察会などに積極的に参加し、環境に関する知識を深めます。

基本施策	(4) ゼロカーボンシティ実現を支える仕組み	
施策の方向性	② 多様な地域主体 ¹¹ の連携促進	
実施主体ごとの役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンシティの実現に向けたイベントや情報提供など啓発、交流の場を提供します。 ・市民や事業者向けの環境学習や出前講座など、市民や事業者との連携を目指した交流機会を拡大します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や団体が主体的に行う環境保全に関するイベントなどの事業に、協力・支援するよう努めます。 ・市などが行う環境学習事業に対して、社会人講師やボランティアの派遣など人材の提供に協力します。 ・市民、団体、行政などと連携し、環境学習の機会、場所、人材などの提供に協力します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習講座や自然観察会などに積極的に参加し、環境に関する知識を深めます。

¹¹ 事業会社、NPO、自治会等

V. 評価指標

施策名	評価指標	指標区分	実績値(達成指標) 現状値(観察指標)	目標値 (達成指標)	担当課	評価方法 達成指標:各定義に示す内容 観察指標:把握する施策の実施内容
4-(1)-① 再生可能エネルギーの 地産地消	中央市全体のCO2排出量	達成	215千t-CO2/年 (2021.3)	167千t-CO2/年 (2029.3)	市民環境課	【定義】 市内の事業活動、市民生活、建物、自動車の利用等を通して排出されるCO2排出量の合計(推計)
	再生可能エネルギー(太陽光発電)の導入量	達成	20,231kW/年 (2021.3)	66,634kW/年 (2029.3)	市民環境課	【定義】 市内に設置された太陽光発電設備の発電容量の合計(推計)
4-(1)-② 水素エネルギーの利用 推進	水素エネルギーの利用の重要性や意義の啓発などの情報提供	観察	—	—	市民環境課	【施策の実施内容】 将来的なグリーン水素の利活用の可能性や意義の市民、事業者への周知・啓発の実施内容を把握
4-(2)-① 建築物・産業のエネルギー高効率化の促進	事業所や住宅等の省エネルギー化促進の取組状況	観察	—	—	市民環境課	【施策の実施内容】 省エネルギー化に向けた事業者や市民への啓発や情報提供の取り組み内容を把握
4-(2)-② 自動車の電動化の普及 促進	市内の軽EVの登録台数	観察	24台 (2023年度)	—	市民環境課	【施策の実施内容】 市内の軽EVの登録台数による電動自動車普及取り組み内容を把握
	公用車中の電動自動車の比率 ※2-1-1(前出)	達成	5.3% (2024.3)	10%以上 (2029.3)	管財課	【定義】 市の公用車に占める電動自動車(EV、PHEV、FCV)の台数の全体に占める比率
	市内の充電ステーション数	達成	5基(3か所) (2023.12)	10基 (2029.3)	市民環境課	【定義】 市内で利用可能なEV充電ステーション数
4-(2)-③ 環境配慮型の生活様式の普及	日常における省エネ促進のための周知・啓発	観察	—	—	市民環境課	【施策の実施内容】 環境配慮型の生活様式の普及に向けた施策の実施内容を把握
4-(3)-① 廃棄物の発生抑制	一般廃棄物の排出量	達成	650g/人 (2023.3)	595g/人 (2029.3)	市民環境課	【定義】 一般ごみの年間収集量÷365日÷人口
4-(3)-② リサイクルの推進	ごみのリサイクル率	達成	12.4%/年 (2023.3)	17.5%/年 (2029.3)	市民環境課	【定義】 一般ごみのうち、リサイクル品と資源ごみの占める割合
	有価物の回収量	達成	946t/年 (2023.3)	970t/年 (2029.3)	市民環境課	【定義】 市の24時間リサイクルステーションと、自治会単位で回収した有価物の重量の合計
	フリーマーケット等の開催件数	観察	—	—	市民環境課	【施策の実施内容】 市内で開催されるフリーマーケットに対する市が協賛、後援の実施内容を把握
4-(3)-③ サーキュラー・エコノミーの実現	サーキュラー・エコノミーの実践に関する周知・啓発情報の提供	観察	—	—	市民環境課	【施策の実施内容】 サーキュラー・エコノミーの実現に向けた周知や啓発情報の提供内容を把握
	市のグリーン購入の件数	観察	—	—	市民環境課	【施策の実施内容】 市のグリーン購入促進の取り組みによりサーキュラー・エコノミーの実現に向けた施策の実施内容を把握
4-(4)-① 環境活動を通じた地域活性化	環境分野の自治会や市民の活動の活性化に向けた取り組み	観察	—	—	市民環境課	【施策の実施内容】 環境分野の活動団体に対する支援の状況から環境活動を通じた施策の実施内容を把握
	自治会における資源ごみの回収回数	観察	744回/年 (2023.12)	—	総務課 市民環境課	【施策の実施内容】 自治会における資源ごみの回収状況から環境活動を通じた施策の実施内容を把握
4-(4)-② 多様な地域主体の連携促進	環境学習等の交流イベントの開催件数	観察	2回/年 (2023.12)	—	市民環境課	【施策の実施内容】 環境学習等の交流イベントの開催を通じて多様な地域主体の連携促進の施策の実施内容を把握



山梨県流通団地とリバーサイドタウン



玉穂地区上空から見た本市の姿



たいら山上空からみた中央市

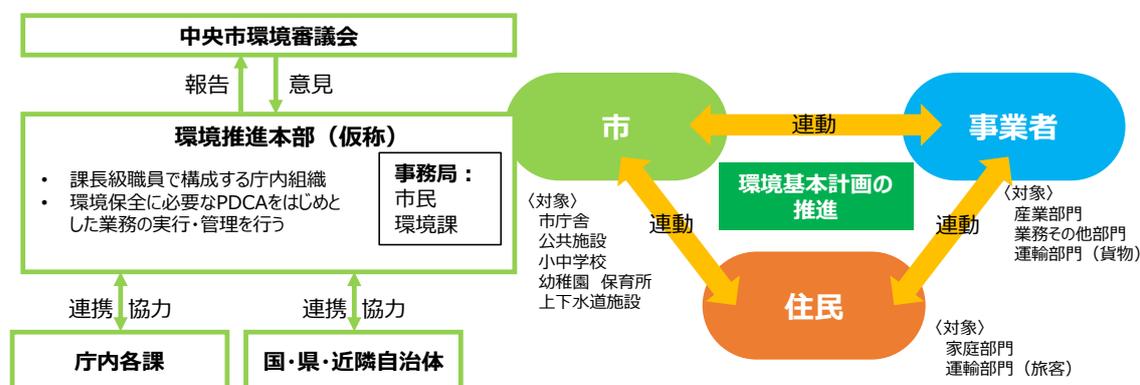
5 計画の推進と進捗管理

5-1 推進体制

本計画を着実に推進し機能させるためには、市民、事業者、市がお互いの役割を理解し、各主体が協働して取り組む体制を構築し、定期的に進捗管理を評価する場が必要となります。住民や事業者と連動し、各種活動に取り組んでいきます。

本計画の推進体制は、中央市役所内で新たに「環境推進本部(仮称)」(以下、「推進本部」という。)を設置し、必要な PDCA 等業務の実行・管理を行います。

図表 5-1 推進体制図



◎庁内体制

施策の事業化にあたって、環境施策を推進・実効する庁内組織の設置が欠かせません。また、ゼロカーボンシティ宣言に基づき、本市が 2050 年の脱炭素社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進していくために、推進本部を設置します。

推進本部は、環境に係る施策の企画及び推進、環境に係る施策の推進に関する関係部局間の調整、環境に係る国・県の補助金の獲得、本計画や脱炭素化の推進等の役割を担います。

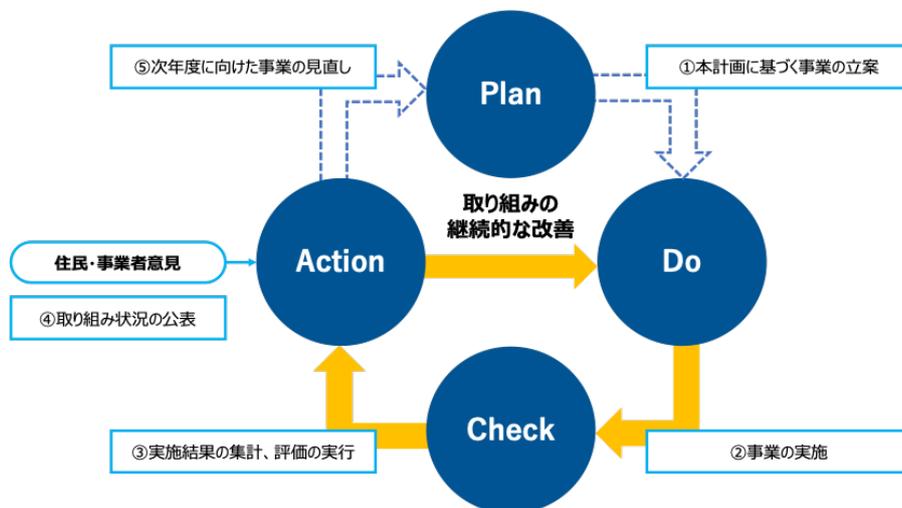
具体的には、環境施策全般における施策について、各課の取り組みの進捗状況を把握し、全庁的な取り組み施策の推進などを行います。

5-2 進捗管理

本計画の推進にあたって、PDCA サイクルを実施します。具体的には、推進本部において年に1回以上、計画の進捗状況に関する評価や改善方法・計画見直しの検討を実施し、中央市環境審議会の意見を得ながら、取り組みの継続的な改善を行い、目標達成を図ります。

本計画では、各評価指標の指標項目の目標値に向けた進捗状況を確認し、改善点を検討します。また、本計画のうち中央市地球温暖化対策実行計画に相当する部分では、その進捗管理並びに改善点の検討をするだけでなく、計画全体の進捗管理として、総量削減目標などの進捗状況を把握し、区域又は事務事業全体の温室効果ガスの排出傾向を把握します（P117「6-3 計画の推進と進捗管理」参照）。

図表 5-2 進捗管理図(PDCA サイクル)



5-3 進捗状況の公表

推進本部が PDCA サイクルによって取り組みの実践、評価、見直しを継続的に行い、中央市環境審議会の意見を得て取りまとめた評価結果を公表します。

6 中央市地球温暖化対策実行計画

—ゼロカーボンシティの実現—

本章は、本計画の基本目標4「2050年ゼロカーボンシティを実現するまち」で掲げた施策の方向性に基づき、本市がゼロカーボンシティをとなるための施策・事業を取りまとめます。

(1) 中央市地球温暖化対策実行計画策定の目的

地球温暖化対策推進法により、温室効果ガスの削減などに関する計画を策定し、温室効果ガス排出削減に努めることが定められています。

同法では、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減などを行うための施策に関する事項(いわゆる区域施策編)を策定することを都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市に義務付けています。また、都道府県及び市町村は事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減などのための措置に関する事項を策定するものとされており、全ての都道府県及び市町村に事務事業編の策定が義務付けられています。

本市では、2023(令和5)年度に策定する本計画において、自主的に「中央市地球温暖化対策実行計画」を包含させ、市民・事業者・市が一体となって、地球温暖化防止に向けた対策に総合的かつ計画的に取り組んでいくこととします。

(2) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法では、①二酸化炭素、②メタン、③一酸化二窒素、④ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、⑤パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、⑥六フッ化硫黄、⑦三フッ化窒素の7種類のガスを対象とすることが求められています。

本市においては、CO₂以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいにも関わらず、その排出源が多岐に渡ることから、本計画で対象とする温室効果ガスはCO₂のみとします。

図表 6-1 温室効果ガスの特徴

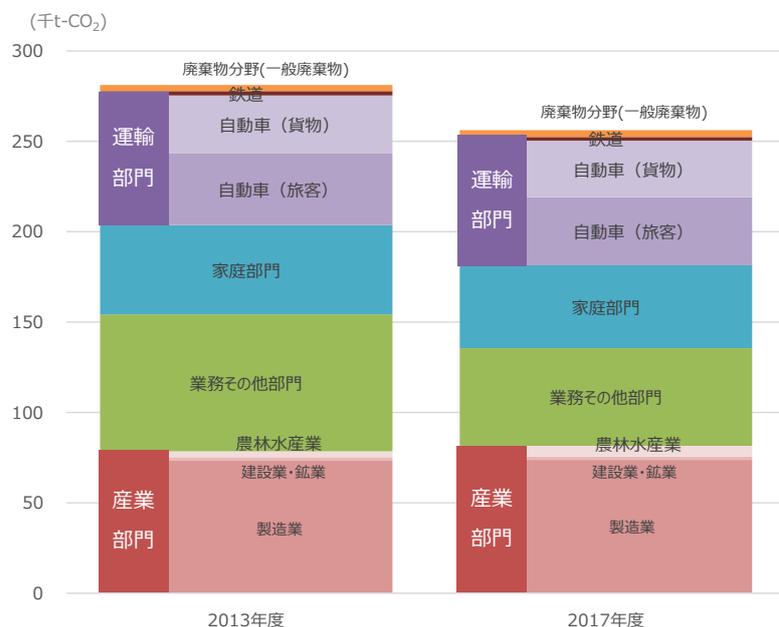
温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途・排出源
二酸化炭素(CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
メタン(CH ₄)	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(二酸化窒素等)のように害はない。	燃料の燃焼。工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
パーフルオロカーボン類(PFCs)	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄(SF ₆)	22,800	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素(NF ₃)	17,200	窒素とフッ素からなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

6-1 市全体の脱炭素推進（中央市地球温暖化対策実行計画－区域施策編）

6-1-1 温室効果ガス排出量の現状

本市の温室効果ガス排出量は、環境省が炭素量按分法を用いて整理し、提供している自治体排出量カルテ(以下「排出量カルテ」という。)を利用しつつ、排出量カルテのデータが本市の状況と整合していないと思われる部分を補正するという手法により、本市の温室効果ガスの排出量を推計しました。推計結果を図表 6-2 に示します。

図表 6-2 本市における温室効果ガス排出量



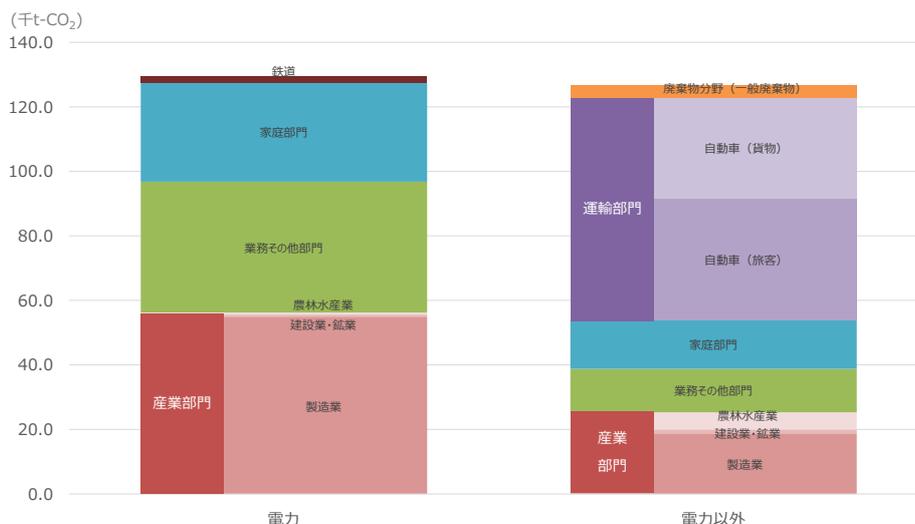
(千 t-CO₂)

部門		2013年度	2017年度
産業部門	製造業	73.2	73.7
	建設業・鉱業	2.1	1.8
	農林水産業	3.3	6.0
業務その他部門		75.7	54.0
家庭部門		49.3	45.8
運輸部門	自動車(旅客)	39.5	37.7
	自動車(貨物)	32.2	31.2
	鉄道	2.4	2.1
	船舶	0.0	0.0
廃棄物分野(一般廃棄物)		3.4	3.7

データからは、2013(平成25)年から2017(平成29)年にかけての本市の温室効果ガス排出量は、業務部門だけが減っており(29%減少)、そのほかはあまり変わっていないことが分かります。業務部門が減っている理由は、排出量カルテにおける推計のベースとなっている山梨県の同部門における排出量が30%近く減少していることが影響しています(県の排出量が大幅に減った理由については不明)。

県の排出量は業務部門以外も減っていますが、本市では減っていません。その理由として、本市における製品出荷額の増加や、世帯数の増加などが考えられます。

図表 6-3 温室効果ガス排出量のエネルギー源別比較(2017 年度)



図表 6-3 は温室効果ガスの排出量を電力の利用によるものとそれ以外に分けたものです。本市における温室効果ガス排出量は、電力由来のものと同程度であり、温室効果ガスを減らしていくためには再生可能エネルギーを積極的に導入して電力の排出係数(1kWhあたりどれだけCO2を排出するか)を減らしていくだけでなく、省エネルギーによる排出量そのものの削減や、電化なども必要になってきます。また、本市だけの努力でできるものではありませんが、CO2の吸収の技術や、水素の利活用などの可能性もあります。

6-1-2 将来の温室効果ガス排出量の推計(BAU)

将来の本市における温室効果ガス排出量について、まずは「脱炭素対策を講じない場合にどのように推移するのか」(以下、BAUシナリオという。)について推計しました。BAUシナリオについては、脱炭素対策以外の施策も含め、本市の発展に関する積極的な取り組みがなされない想定①消極的BAUシナリオと、第2次中央市長期総合計画に沿った対策が実り、地域の商工業が振興する想定②発展的BAUシナリオの2つのシナリオで、本市の将来の温室効果ガス排出量を推計しました。

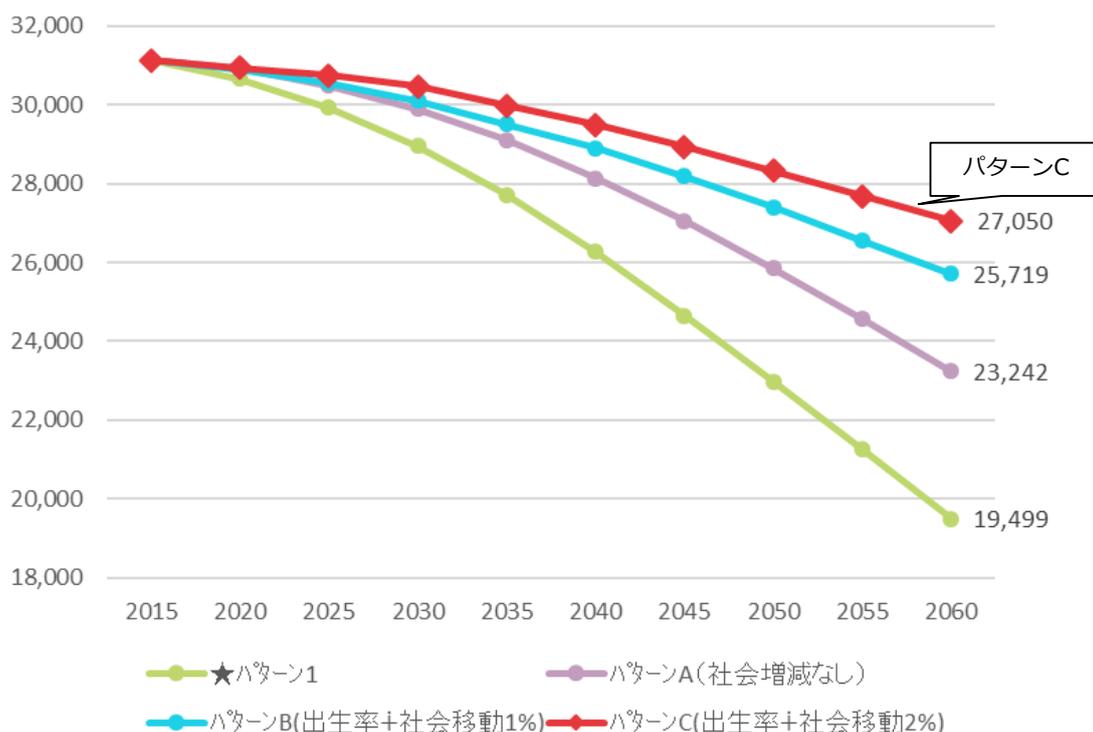
具体的な手法は、温室効果ガスの排出量は人口に比例するものと仮定¹²して(図表 6-4 参照)、①②それぞれのシナリオで本市の人口がどのように変化するかを推計することで、温室効果ガスの排出量を算出しました。

ここで、①消極的 BAU シナリオでは、人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計に沿って変化するものとし、②発展的 BAU シナリオにおける人口は、「中央市まち・ひと・しごと 創生人口ビジョン(令和 2 年 3 月)」において「目指すべき将来の方向」として整理されている「2060 年に 27,000 人程度の人口維持」に沿って人口が推移するものとししました。

なお、「2060 年に 27,000 人程度の人口維持」では、「今後の人口減少によって生じる諸問題に対する危機感と、リニア中央新幹線をはじめとした高速交通網整備による地域発展の可能性を市民と共有し、本市の特性や優位性を最大限活かした施策に長期的に取り組むことで、人口減少を最小限にとどめることが可能であることを見込み、引き続き推計パターン C の値を参照した 27,000 人を 2060 年時点での本市の人口の将来展望とする。」としています。

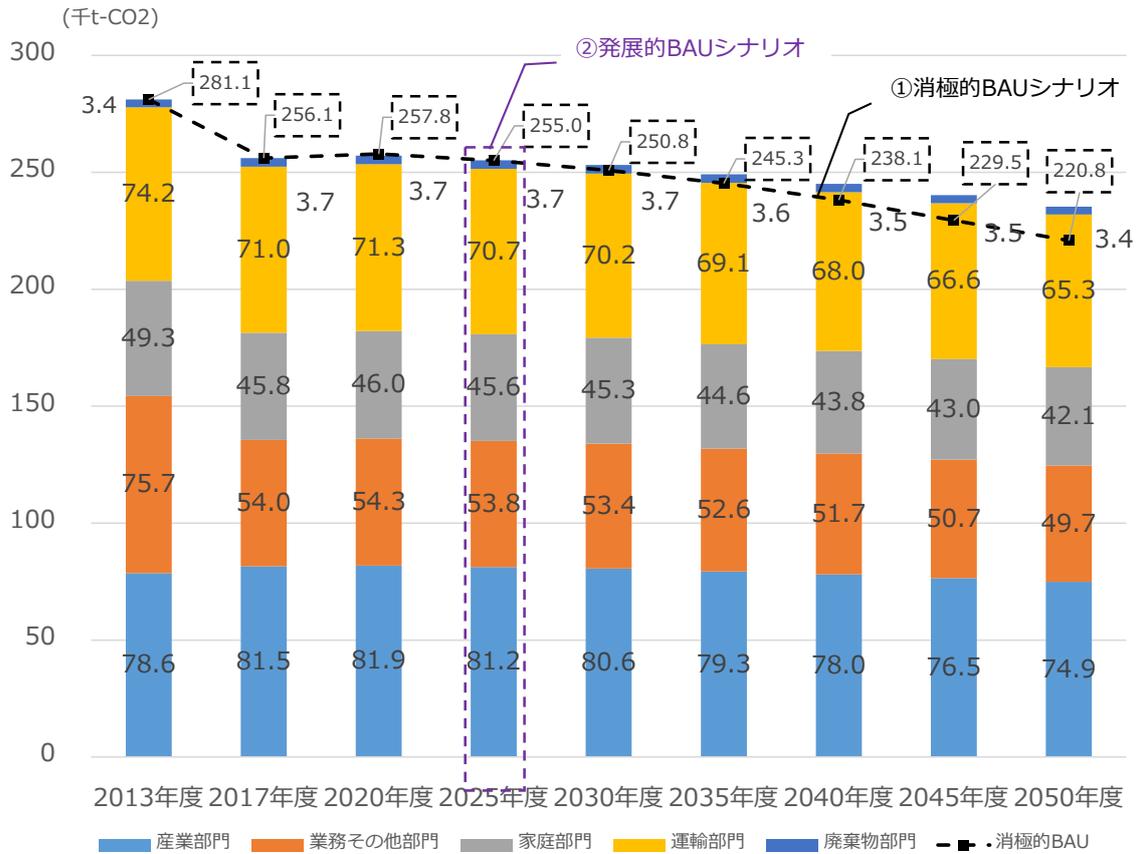
以上により推計した本市の将来の温室効果ガスの推計値を図表 6-5 に示します。

図表 6-4 中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける将来人口の推計



¹²エネルギー需要の増加、産業活動の増加、交通量の増加といった要因が複合的に影響し、温室効果ガスの排出量の増加が見込まれる。

図表 6-5 BAU シナリオに基づく将来の温室効果ガス排出量推計



6-1-3 本市の温室効果ガス削減目標の考え方

温室効果ガス排出総量削減目標は、対策・施策の削減効果の積上げにより設定します。具体的には、部門・分野別に対策・施策を設定し、その削減効果を目標年度におけるBAU排出量から積み上げて総量目標とします。

目標年度の設定については、本計画の計画年度が2024(令和6)年度から2028(令和10)年度であることから、温室効果ガス削減目標の目標年度も2028(令和10)年度とし、国の削減目標(2030年度までに2013年度比46%削減)に準じて、本市の削減目標を設定することとします。

6-1-4 2028年度の削減目標

本市の2028(令和10)年度における温室効果ガス削減目標は、再生可能エネルギー導入の促進、省エネルギーの推進により、2013(平成25)年度を基準に41%の削減を目指します。

中央市の温室効果ガスの削減目標

市域全体で

2028年度までに41%削減

2030年度までに46%削減／2050年度までに実質ゼロ

6-1-5 部門別の削減目標

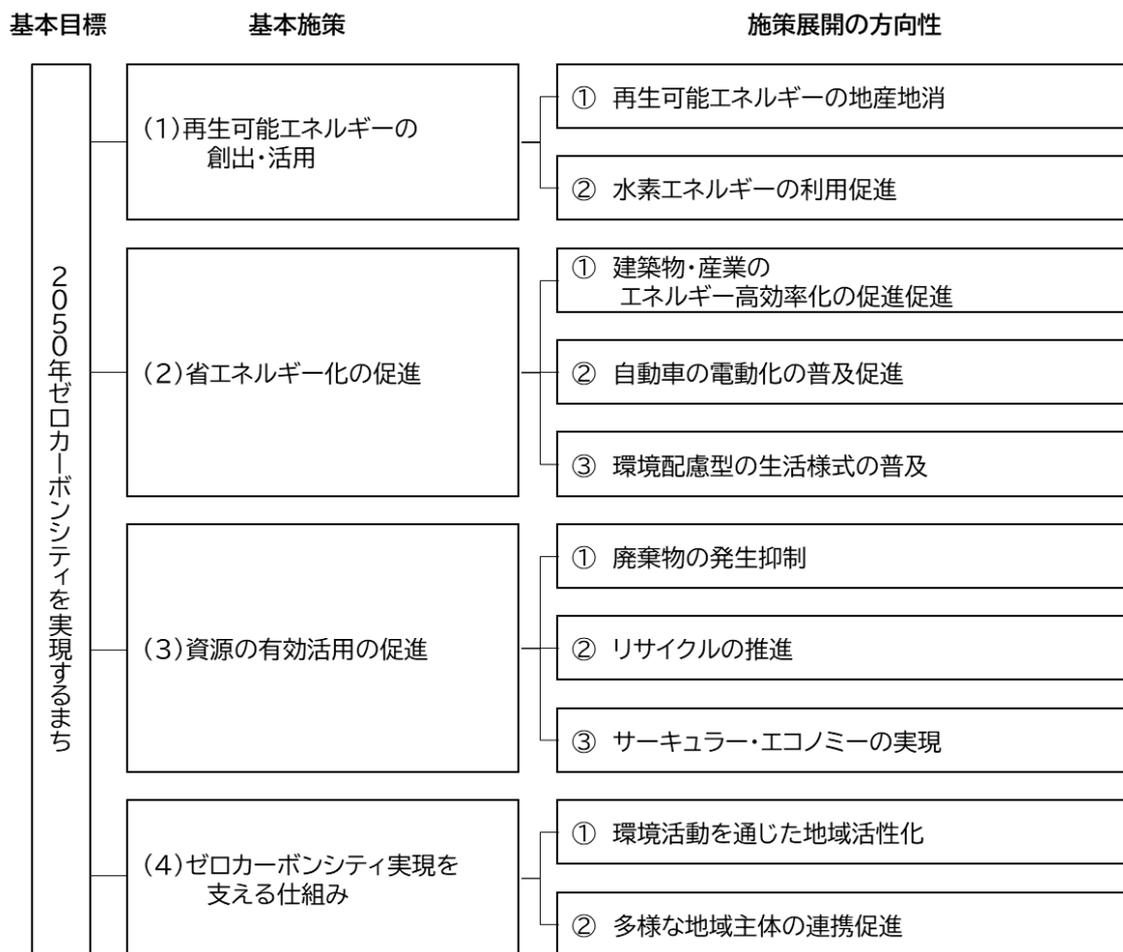
市域全体で2028(令和10)年度までに2013(平成25)年度比で温室効果ガスの排出量を41%削減することを目指すうえで、部門別の温室効果ガスの削減目標を設定しました。

本市の2013(平成25)年度の排出量に対し、産業部門で24.4%、業務その他部門で67.2%、家庭部門で55.1%、運輸部門で20.5%、廃棄物部門で1.6%の削減を目指します。

6-1-6 施策の展開

本計画で掲げた基本目標4「2050年ゼロカーボンシティを実現するまち」に基づいて、本市全体で取り組み温室効果ガス削減の施策を設定しました。図表 6-6 に、施策体系をまとめます。

図表 6-6 本市の温室効果ガス削減に係る施策体系



6-1-7 具体的な取り組み

(1) 再生可能エネルギーの創出・活用

① 再生可能エネルギーの地産地消

取組	①工場・倉庫屋根への太陽光発電設備の導入促進	
内容	工場・倉庫屋根への太陽光発電設置を促すため、PPA など新しいビジネスモデルの情報提供などの普及啓発を行います。また、事業者と行政との連携によるコーポレート PPA の実現や、その他、導入推進のための補助事業などについて検討します。	
実施主体ごとの役割	市	補助制度の検討
	事業者	事業所に太陽光発電設備を導入
	市民	—

取組	②業務用ビル等への太陽光発電設備の導入促進	
内容	業務用ビルへの太陽光発電設置を促すため、PPA など新しいビジネスモデルの情報提供などの普及啓発を行います。また、導入推進のための補助事業などについて検討します。	
実施主体ごとの役割	市	補助制度の検討
	事業者	事業所に太陽光発電設備を導入
	市民	—

取組	③公共施設屋上・屋根への太陽光発電設備の導入促進	
内容	公共施設への太陽光発電設備の設置を進めます。	
実施主体ごとの役割	市	公共施設に太陽光発電設備を導入
	事業者	—
	市民	—

取組	④住宅屋根への太陽光発電設備の導入促進	
内容	一般住宅や集合住宅への太陽光発電設置を促すため、PPA など新しいビジネスモデルの情報提供などの普及啓発を行います。また、導入推進のための補助事業などについて検討します。	
実施主体ごとの役割	市	補助制度の検討
	事業者	—
	市民	住宅に太陽光発電設備を導入

取組	⑤農業へのソーラーシェアリングの導入推進	
内容	農地でのソーラーシェアリングを促進するために、農家の方々と、対象とする作物の検討や太陽光パネル設置の可能性、経済性や持続性の検討などを行う研究会を設けるなどして、理解を得られるように努めていきます。また、市民農園でのソーラーシェアリング実施や、設備導入推進のための補助事業などについて検討します。	
実施主体ごとの役割	市	ソーラーシェア導入検討の研究会設置、補助制度の検討
	事業者	農地でのソーラーシェア実施
	市民	市民農園への参加

取組	⑥遊休農地への太陽光発電設備の導入推進	
内容	遊休農地へのソーラーシェアリングの導入を促進します。ソーラーシェアリングの導入によって農業収入に加え、太陽光発電により、長期にわたり安定した収入が得られるメリットの浸透を図り、農業就業の魅力と安心感を高め、就農者の増加を目指します。また、遊休農地の市民農園化も検討します。	
実施主体ごとの役割	市	農業公社と連携した遊休農地活用法の検討、補助制度の検討
	事業者	農地でのソーラーシェア実施
	市民	市民農園への参加

② 水素エネルギーの利用推進

取組	①燃料電池自動車、水素ボイラー、家庭用燃料電池の普及を推進	
内容	市内の水素供給ステーションの設置、燃料電池自動車、水素ボイラー、家庭用燃料電池の普及を推進します。	
実施主体ごとの役割	市	水素エネルギー活用の啓発、補助制度の検討
	事業者	事業所に水素ボイラー等を導入
	市民	住宅にエネファームを導入、マイカーにFCVを導入

(2) 省エネルギー化の促進

① 建築物・産業のエネルギー高効率化の促進

【産業部門】

取組	①産業界での低炭素社会実現に向けた実行計画の策定および着実な実施の推進	
内容	産業界に対して、脱炭素対策の中心的役割として、引き続き事業者による自主的な取り組みを進めるよう求めています。	
実施主体ごとの役割	市	情報提供の実施
	事業者	温室効果ガス排出削減計画を策定
	市民	—

取組	②工場等への高効率機器の導入推進	
内容	産業部門において、空調、照明、給湯、工業炉、ボイラー、コージェネレーション設備など幅広い業種で使用されている主要なエネルギー消費機器について、エネルギー効率の高い設備・機器の導入を促進するよう求めています。	
実施主体ごとの役割	市	国補助金の紹介、補助制度の検討
	事業者	高効率機器の導入
	市民	—

取組	③農業分野における省石油、脱石油の推進	
内容	施設園芸における省エネルギー型の加温設備などの導入、農業機械における燃油使用量の削減、農機具の電動化などの導入促進のための普及啓発を実施します。また、導入推進のための補助事業などについて検討します。	
実施主体ごとの役割	市	情報提供の実施、補助制度の検討
	事業者	農業ハウスへの太陽光発電などの導入
	市民	—

【業務部門】

取組	①産業界での低炭素社会実現に向けた実行計画の策定および着実な実施の推進 (再掲)
----	---

取組	②建築物の省エネルギー化の推進	
内容	新築される建築物については ZEB 基準による水準での省エネルギー性能が確保されていることを目指します。また、既存建築物の省エネルギー改修などの促進のための普及啓発を実施します。公共建築物については、計画的な省エネルギー改修の取り組み、率先した ZEB の実現を進めます。	
実施主体ごとの役割	市	建物の省エネルギー改修の啓発、情報提供、補助制度の検討
	事業者	事業所の省エネルギー改修の実施
	市民	—

取組	③業務部門における高効率な省エネルギー機器の普及推進	
内容	ヒートポンプなどの技術を用いた高効率給湯器、照明をはじめとした省エネルギー機器の導入促進を普及啓発します。また、導入のための補助事業等について検討します。公共施設においては、率先して高効率機器の導入を進めます。	
実施主体ごとの役割	市	省エネルギーの啓発、補助制度の検討
	事業者	省エネルギー機器の導入
	市民	—

取組	④BEMS による徹底的なエネルギー管理の推進	
内容	建築物への BEMS 導入を促進します。また、BEMS から得られるデータを利活用による効率的なエネルギー管理の実施を促します。中小規模の事業者には、省エネルギー診断などの受診を促し、エネルギー消費の見える化や省エネルギー診断などの結果を踏まえた省エネルギー機器・設備の導入、機器・設備の最適化を促進します。	
実施主体ごとの役割	市	省エネルギーの啓発、補助制度の検討
	事業者	BEMS の導入
	市民	—

取組	⑤地産地消エネルギーシステムの構築	
内容	市内での再生可能エネルギーと蓄電池やコージェネレーションなどの分散型エネルギーリソースを組み合わせた活用に向け、既存の系統線を活用した地域マイクログリッドの構築や自営線、熱導管等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの構築などが想定されます。都市開発等の機会において検討を進めていきます。	
実施主体ごとの役割	市	地産地消エネルギーシステム構築の検討
	事業者	再生可能エネルギーの導入
	市民	—

【家庭部門】

取組	①住宅の省エネルギー化の推進	
内容	新築住宅については、ZEH 基準による省エネルギー性能の確保を目指します。既存住宅については、省エネルギー改修などの普及啓発を実施します。市営住宅においては省エネルギー改修を実施していきます。また、住宅における省エネルギー推進の補助事業などについて検討します。	
実施主体ごとの役割	市	省エネルギーの啓発、補助制度の検討
	事業者	—

実施主体ごとの役割	市民	住宅の省エネルギー改修の実施
-----------	----	----------------

取組	②省エネルギー性能の高い設備・機器の導入推進	
内容	一般家庭における高効率給湯器、照明に関する情報提供などによる普及・啓発を進めます。また、導入促進のための補助事業などについて検討します。	
実施主体ごとの役割	市	省エネルギーの啓発、補助制度の検討
	事業者	—
	市民	住宅への省エネルギー機器の導入

取組	③徹底的なエネルギー管理の推進	
内容	住宅への HEMS 普及を促進します。また、HEMS から得られるデータの利活用による効率的なエネルギー管理を行うような啓発を行っていきます。さらに、家庭工コ診断などの受診を促していきます。加えて、V2H(住宅用外部給電機器)の普及を図ります。これらの普及促進に向けた補助事業などを検討します。	
実施主体ごとの役割	市	省エネルギーの啓発、補助制度の検討
	事業者	—
	市民	住宅への HEMS 導入

② 自動車の電動化の普及促進

【運輸部門】

取組	①一般家庭、業務用車両、公共交通機関における電動自動車の普及促進	
内容	エネルギー効率に優れる自動車の電動化(EV、FCV、PHEV)の普及拡大を促進します。また、必要に応じて、普及促進のための補助事業などについて検討します。	
実施主体ごとの役割	市	公用車に EV・FCV・PHEV を導入
	事業者	社用車に EV・FCV・PHEV を導入
	市民	マイカーに EV・FCV・PHEV を導入、補助制度の検討

取組	②公共交通機関等の利用促進	
内容	市民の公共交通機関の利用を促進すべく、地域公共交通計画の策定、公共交通機関の整備や MaaS の提供等によるサービス、利便性の向上を通じた公共交通機関の利用を促進します。	
実施主体ごとの役割	市	公共交通機関の利便性の向上
	事業者	通勤・業務での公共交通の利用
	市民	公共交通の積極的な利用

取組	③市内の充電ステーション設置推進	
内容	一般家庭、業務用車両、公共交通機関における自動車の電動化の普及促進にあたり、市内に充電ステーションの設置を推進します。そのため、必要に応じて、促進のための補助事業などについて検討します。	
実施主体ごとの役割	市	公共施設に急速充電ステーションを設置、補助制度の検討
	事業者	事業所に充電ステーションを設置
	市民	充電ステーションの利用

③ 環境配慮型の生活様式の普及

取組	④環境配慮型の生活様式の普及促進	
内容	電気使用量の節約、食品のロス削減、公共交通機関や自転車の利用、ごみの排出量を減らす、マイバック活動などの啓発を行うとともに、市内で開催しているフリーマーケットを市のHPや広報などで紹介し、シェアリングやリユースを促進していきます。	
実施主体ごとの役割	市	環境配慮型の生活様式の啓発
	事業者	グリーン購入の実践、産業廃棄物の排出量削減
	市民	公共交通機関や自転車の利用、ごみの排出量削減、マイバック利用等

(3) 資源の有効活用の促進

① 廃棄物の発生抑制

取組	①レジ袋、過剰包装の削減	
内容	レジ袋、過剰包装の削減、プラスチック類の削減のため、市民に対してマイバックの持参を呼びかけます。また、スーパー等の事業者に対してもレジ袋、過剰包装、プラスチック類の使用量の削減を促し、ごみ発生量の低減に努めます。	
実施主体ごとの役割	市	レジ袋、過剰包装削減の啓発
	事業者	マイバック持参の呼びかけ
	市民	ごみの分別収集、有価物リサイクル参加、マイバックの積極的な利用

取組	②生ごみの減量化促進	
内容	60%以上の水分を含む生ごみは、水切りが減量化につながるため、市民に協力を呼びかけます。また、生ごみ減量化に対する補助制度については、現在実施している「コンポスト式・電動式生ごみ処理機等の購入に対する助成」を継続していきます。	
実施主体ごとの役割	市	生ごみ処理機購入助成の継続
	事業者	生ごみ排出時の水切りの実践
	市民	生ごみ排出時の水切りの実践

② リサイクルの推進

取組	③リサイクル活動の啓発	
内容	資源ごみの回収、24時間リサイクルステーション、有価物の再利用など4Rの普及・定着に向けた自治会活動の啓発・促進するため、市の広報、回覧板、ホームページを活用し、周知徹底を図ります。	
実施主体ごとの役割	市	リサイクル活動の啓発
	事業者	リサイクル活動の実践
	市民	リサイクル活動の実践

取組	④フードドライブの実施	
内容	家庭の余剰食品を活動団体に寄付するフードドライブの取り組みへの支援を行い、フードロスの削減を図ります。	
実施主体ごとの役割	市	フードドライブに啓発
	事業者	フードドライブに参加
	市民	フードドライブの参加

③ サーキュラー・エコノミーの実現

取組	⑤廃棄物の原材料化に向けた取り組みの推進	
内容	サーキュラー・エコノミーについて、事業者に対しては、取り組みの理解促進・啓発の充実に取り組みます。住民に対しては、サーキュラー・エコノミーに係る取り組みを行う事業者の製品・サービスを利用することで、間接的に貢献できることなど、理解促進・啓発の充実を図ります。	
実施主体ごとの役割	市	サーキュラー・エコノミーの啓発
	事業者	廃棄物を出さない新たな事業・サービスの開発と実践
	市民	サーキュラー・エコノミーに係る製品・サービスの利用

(4) ゼロカーボンシティ実現を支える仕組み

① 環境活動を通じた地域活性化

取組	①事業会社、NPO、自治会等の活動活性化	
内容	住民の高齢化や自治会加入者の減少により、活動の担い手が不足しています。そこで事業会社、NPO、自治会等の環境活動についてバックアップ体制を強化し、地域における防災、環境活動の活性化を促進します。また、自治会を通じて資源ごみ回収の支援(助成)事業も継続活用していきます。	
実施主体ごとの役割	市	環境活動に関する広報、情報提供
	事業者	多様な主体と連携した環境活動の実施
	市民	環境活動への参加

② 多様な地域主体の連携促進

取組	②交流イベントの開催	
内容	市民、事業者、活動団体、行政等、多様な主体が温室効果ガス削減に向けて連携・協働できるよう、交流イベントを開催し、2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた機運を醸成していきます。	
実施主体ごとの役割	市	交流イベントの企画・開催・情報提供の実施
	事業者	交流イベントに参加
	市民	交流イベントに参加

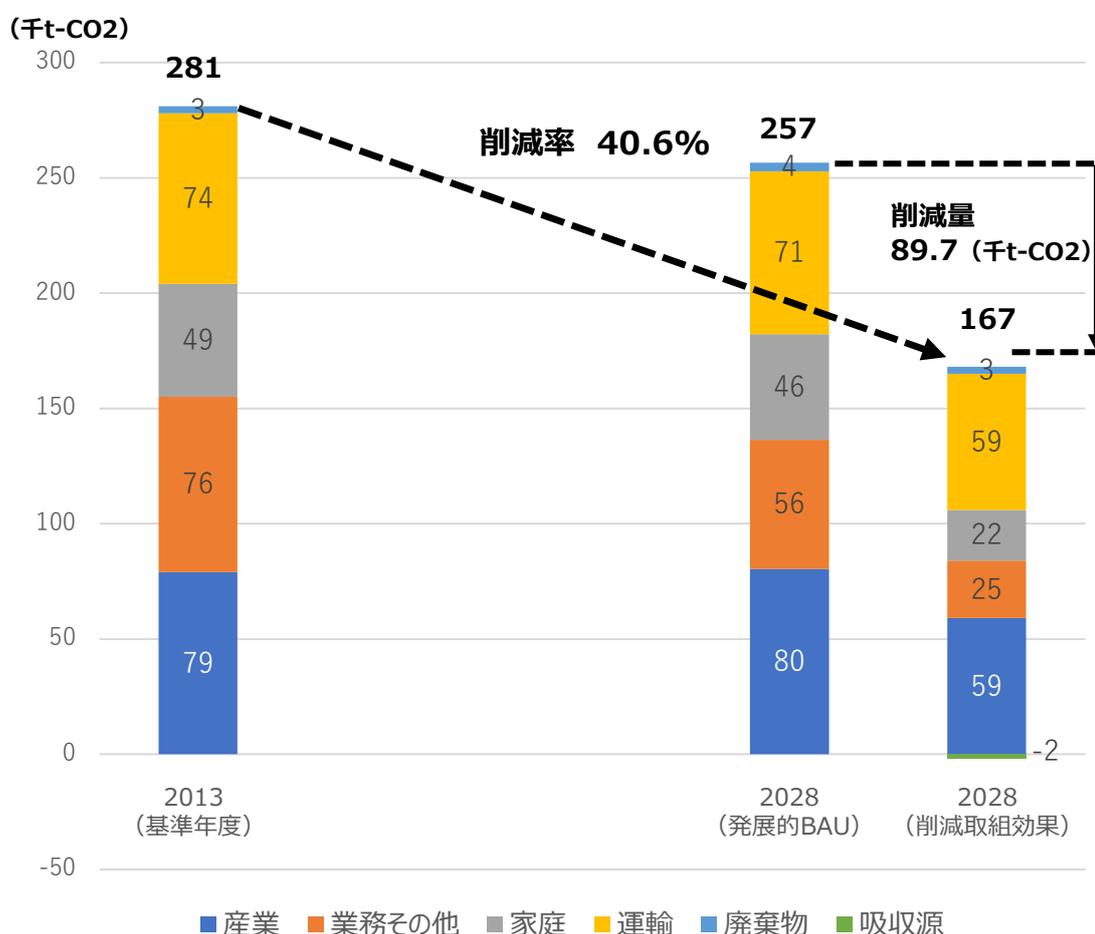
6-1-8 取り組みによる温室効果ガスの削減効果

2013(平成 25)年度を基準年度とし、取り組みが進んだ場合の推計(削減効果)を図表 6-7 に示します。目標年度となる 2028(令和 10)年度には、発展的 BAU の値と比較した場合、市全体として 89.7 千 t-CO₂ の排出量削減が見込めます。また、削減取組効果の内訳を図表 6-8 に示します。

なお、部門別では、発展的 BAU の値から産業部門で 21 千 t-CO₂、業務その他部門で 31.2 千 t-CO₂、家庭部門で 23.7 千 t-CO₂、運輸部門 11.7 千 t-CO₂、廃棄物部門で 0.3 千 t-CO₂ の削減量となります。

さらに、基準年度である 2013(平成 25)年度からの削減率は、40.6%となります。

図表 6-7 本市の全体における温室効果ガス排出量



図表 6-8 部門別の温室効果ガス削減取り組みの効果

部門	取組	2028年度までの取組によるCO2の削減量		関連施策
		削減量 (千t-CO2)	内容	
産業部門	省エネ推進	17.6	2013年度比15%の省エネが実施されると仮定	(2)-①、(3)-①
	太陽光発電の導入促進	3.0	市内事業所の35%に太陽光発電設備が導入されると仮定	(1)-①
		0.3	市内で営農型(ソーラーシェア)が農地面積の2%に導入されると仮定	(1)-①
		0.1	市内の遊休農地面積の2%に太陽光発電が導入されると仮定	(1)-①
	産業部門 合計	21.0		
業務その他部門	省エネ推進	13.4	2013年度比15%の省エネが実施されると仮定	(2)-①
	太陽光発電の導入促進	17.8	市内事業所の35%、公共施設100%に太陽光発電設備が導入されると仮定	(1)-①
	業務その他部門 合計	31.2		
家庭部門	省エネ推進	10.9	2013年度比15%の省エネが実施されると仮定	(2)-①、(3)-① (3)-②、(3)-③
	卒FIT電源の活用	2.7	FIT認定済みの太陽光発電設備のうち、2028年時点でFIT契約を終える全電源容量が市内で消費されると仮定	(1)-①
	太陽光発電の導入促進	10.1	市内住宅の35%に太陽光発電設備が導入されると仮定	(1)-①
	家庭用燃料電池の普及	0.044	市内住宅に家庭用燃料電池(エネファーム)が36台導入されると仮定	(1)-②
	家庭部門 合計	23.7		
運輸部門	電動自動車の普及(PHEV, EV, FCV)	8.2	電動自動車の普及率を8.8%と仮定(非電動車の燃費改善効果を含む)	(2)-②
	エコドライブの浸透	3.5	市内の保有自動車(旅客・貨物)の50%がエコドライブを実践すると仮定	(2)-②
	運輸部門 合計	11.7		
廃棄物部門	一般廃棄物の削減	0.3	一般廃棄物の焼却処分量が2013年度比で9%削減されると仮定	(3)-①、(3)-②
部門共通		1.8	森林吸収による削減量	(4)-①、(4)-②
	合計	89.7		

6-2 行政における脱炭素推進（中央市地球温暖化対策実行計画－事務事業編）

6-2-1 温室効果ガス排出量の状況

(1) 対象施設

本市が実施している事務及び事業(以下「本市事務事業」という。)における温室効果ガス排出量削減の取り組み対象とする施設は、基本的に本市が所有・管理する全施設です。ただし、本市が所有する施設であっても、施設の利用により排出される温室効果ガスが個人の生活に伴うものである公営住宅などは対象外とします。また、温室効果ガスの排出量を算定する範囲は、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲であり、エネルギー管理権限を有する範囲となります。そのため、本市において、他に貸与することを設置目的とする施設、指定管理者制度等により市以外の者が管理する施設、エネルギー使用量の把握が困難な施設などは除外しています。(詳細は資料編「中央市地球温暖化対策実行計画－事務事業編 対象施設」をご覧ください。)

なお、指定管理者制度により、外部への委託などを行い実施する事務事業で、温室効果ガスの排出抑制が可能なものは、受託者に対して、必要な措置を講ずるよう要請します。

図表 6-9 本市事務事業におけるエネルギー管理対象施設概要

分類	管理対象施設数／施設数※
市民文化系施設	2/4
社会教育系施設	2/4
スポーツ・レクリエーション系施設	3/8
産業系施設	5/8
学校教育系施設	10/13
子育て支援施設	12/15
保健・福祉系施設	5/8
行政系施設	32/41
上水道・簡易水道	20/23
下水道(農業集落排水含む)	6/12
公園	14/18
その他	4/7
合計	115/161

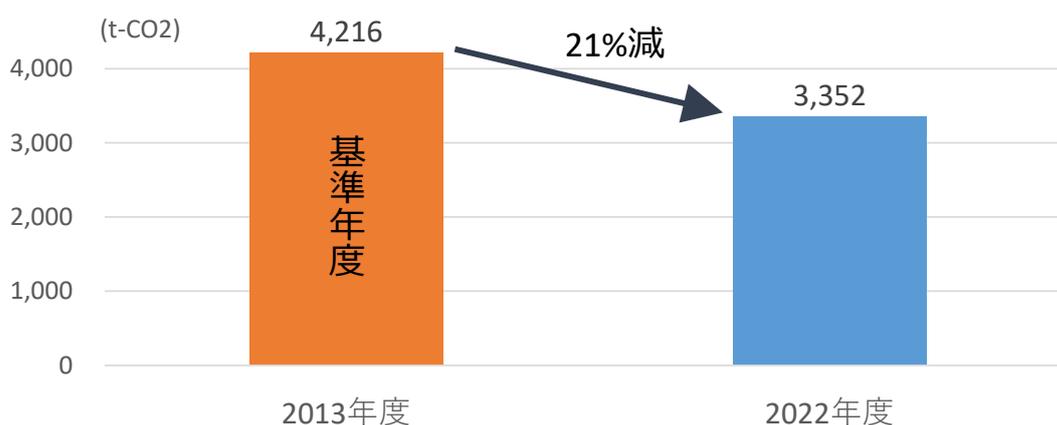
※ 公営住宅は施設数に含まれていません

(2) 本市の事務および事業による温室効果ガスの排出量の状況

本市事務事業における温室効果ガスの排出量は、基準年度である 2013(平成25)年度において 4,216t-CO₂ となっており、2022(令和4)年度には 21%減少し、3,352t-CO₂ となっています。

この温室効果ガス排出量減少の最大の要因は、電力の排出係数の低下によるものです。なお、電力の排出係数とは、電力会社が電力を作り出す際に、どれだけの CO₂ を排出したかを指し示す数値のことで、この値が小さければ消費電力量が同じであっても排出される CO₂ の量が少なくなります。本市の主たる電力の調達先である東京電力の2013(平成25)年度の電力排出係数は 0.521kgCO₂/kWh でしたが、2022(令和4)年度の排出係数は 0.376 kgCO₂/kWh(2023年8月4日公表の速報値)であり、2013(平成25)年度に比べ 28% 低下していました。つまり、2013(平成25)年度から 2022(令和4)年度にかけての温室効果ガスの排出量は、本市自らの取り組みによるものではなく、外部要因によるものとなります。

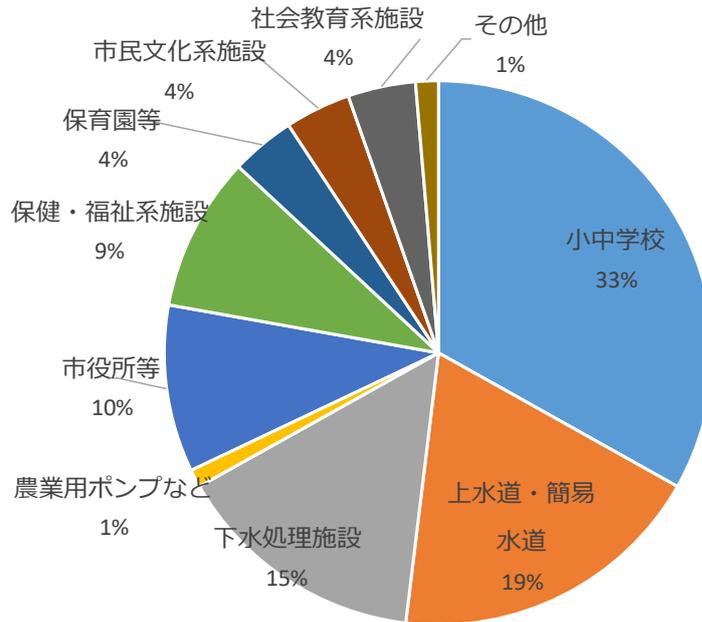
図表 6-10 本市事務事業における温室効果ガス排出量



電力の排出係数低下に伴う温室効果ガス排出量の減少は、外部要因によるものであるため、将来的な排出係数の低下に過度に期待することは適切ではありません。市としての温室効果ガス削減の取り組みにおいては、エネルギー利用量そのものを減少させることや、直接的に再生可能エネルギーを導入・活用していく取り組みが求められます。

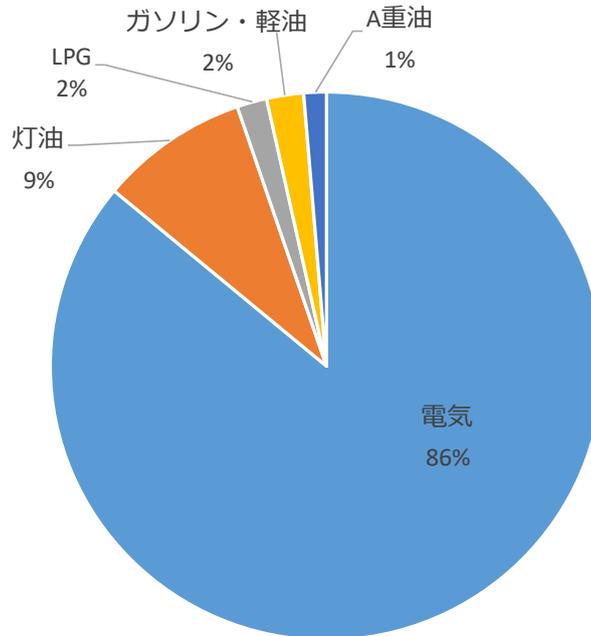
図表 6-11 は、温室効果ガスの排出量を施設分類別に表したものです。この図から、本市事務事業における温室効果ガスの排出量は、小中学校が 33%と全体の約 3 分の 1 を占めていることが分かります。続いて上水道・簡易水道(19%)、下水処理施設(15%)と、ポンプによる電力利用が多い施設が続きます。

図表 6-11 施設分類別温室効果ガス排出量の割合(2022 年度)



温室効果ガスの排出量を、エネルギー種別に見てみると(図表 6-12 参照)、電気が全体の 86%を占め、次いで灯油 9%、プロパンガス 2%、ガソリン・軽油 2%、重油 1%となっています。電気による温室効果ガスの排出量が全体の 86%も占めていることから、本市の温室効果ガス排出量の削減に向けては、この電気による排出量の削減が非常に重要になります。

図表 6-12 エネルギー種別温室効果ガス排出量の割合(2022 年度)



6-2-2 温室効果ガス排出量の削減目標

先に記載のとおり、本計画の計画期間は 2024(令和 6)年から 2028(令和 10)年であり、本市事務事業における温室効果ガス削減のための計画(以下「本市事務事業編」という。)も 2028(令和 10)年を目指した計画となります。

一方で、国が 2050 年カーボンニュートラルの達成という長期目標を掲げた「地球温暖化対策計画(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)」では、2030(令和12)年度の間目標を定めています。また、同じタイミングで改訂された、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」では、「2013 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減することを目標とする。」とされています。

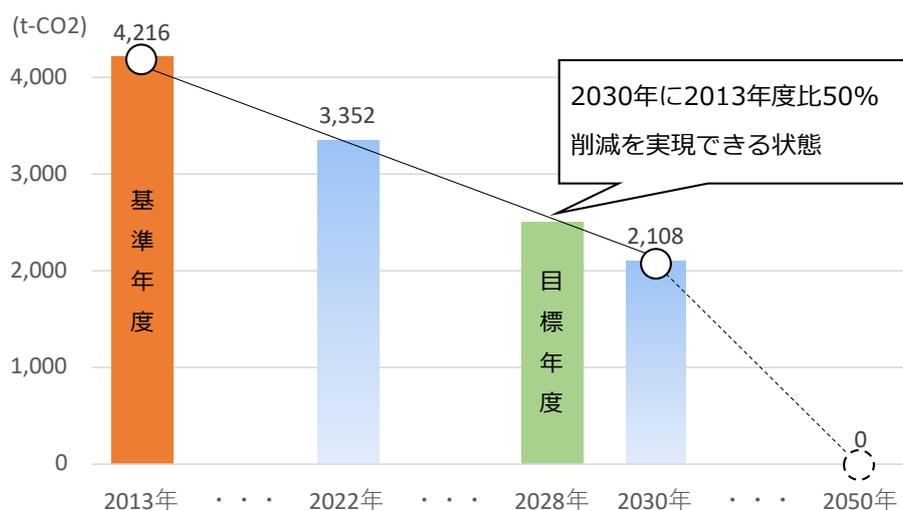
本市事務事業編では、政府目標と同等あるいはそれ以上の温室効果ガス排出量削減を目指します。ただし、本計画期間の最終年度は 2028(令和10)年度であるため、本計画の目標は、「2030 年度に温室効果ガス排出量 50%削減が達成できる準備が整っている¹³⁾」とします。

図表 6-13 本市事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標

項目	基準年度(2013 年度)	2030 年度
温室効果ガスの排出量	4,216 t-CO ₂	2,108 t-CO ₂
削減率	—	50%

目標年度(2028 年度)における目標:

2030 年度に温室効果ガス排出量 50%削減が達成できる準備が整っている



¹³⁾ 国の目標年度である 2030 年度までに必要な設備導入計画等が整い、導入に向けた関係各所の調整及び予算措置などが完了した状態となっていることをいう。

6-2-3 温室効果ガス排出量削減に向けた施策

(1) 取り組みの基本方針

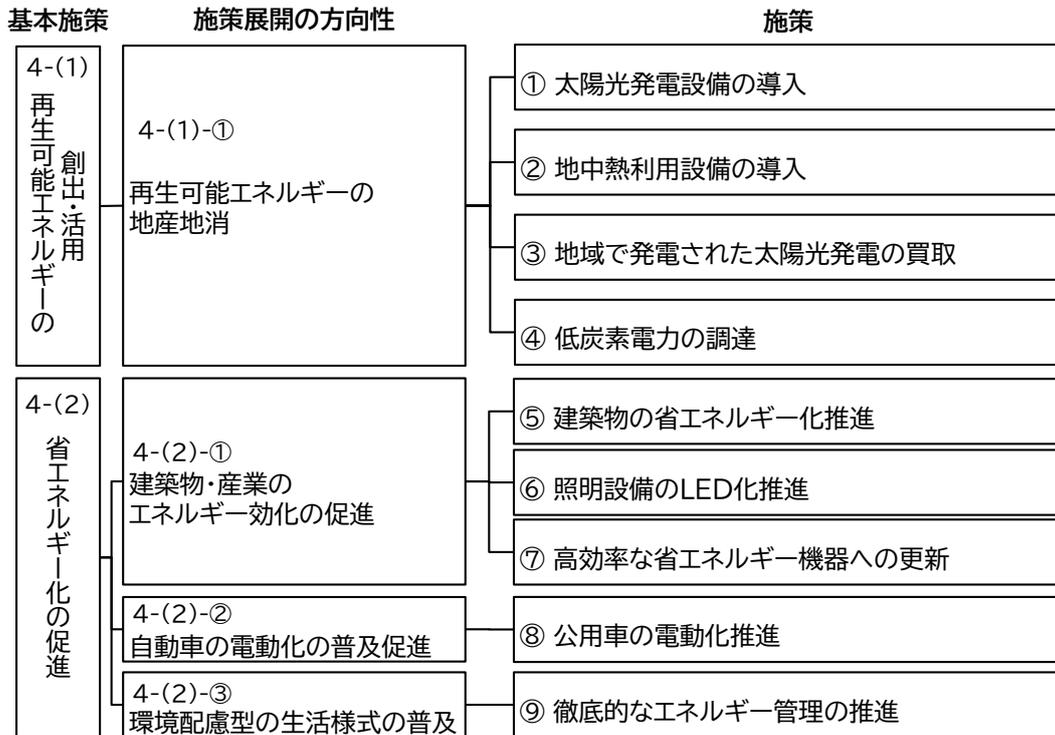
図表 6-12 のとおり、本市事務事業における温室効果ガスの排出は、その 86%が電気の使用に起因しています。このことから、本市事務事業における温室効果ガス排出量を削減するには、電気の利用量を減らしたうえで、利用する電気を、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーなどの電気に置き換えていくことが効果的であるといえます。したがって本市では、照明の LED 化など、電気利用の省エネルギー化を進めていくとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用を積極的に進めていきます。

電気の次に温室効果ガスを排出しているのは灯油の利用で、全体の 9%を占めます。灯油は、燃やして使えば必ず温室効果ガスを排出してしまいますので、2050 年ゼロカーボンシティ実現を目指す本市としては、いずれ利用を廃止していく必要のある燃料となります。灯油は、主に給湯や暖房で使われており、これを、電気を利用したヒートポンプなどの省エネルギー機器に変えていくことで、省エネルギーの推進と温室効果ガス排出量削減が同時に進められる可能性があります。今後、公共施設の設備更新時等における機器選定にあたっては、経済性だけでなく、温室効果ガス排出量削減の視点でも検討し、温室効果ガス排出量が少なくなるような機器の採用を進めていきます。

(2) 本市事務事業における施策一覧

図表 6-14 に、本市事務事業で取り組む温室効果ガス排出量削減に関する施策を示します。

図表 6-14 本市事務事業における温室効果ガス排出量削減施策一覧



4-(1) 再生可能エネルギーの創出・活用

〈施策〉

① 太陽光発電設備の導入

本市の公共施設で利用する電気を作るための太陽光発電設備の導入を進めます。

本市では既に一部の小中学校の屋根に太陽光発電設備を設置していますが、それらの施設への追加設置も含め、出来るだけ多くの公共施設への導入を進めます。また、建物の屋根だけでなく、公共施設の駐車場へのカーポートソーラーについても、導入可能性を検討し、導入を進めます。

導入推進にあたって、まずは導入対象となる施設の洗い出しを進めます。導入対象となる施設が決まれば、本市自らが太陽光発電設備を設置し運用する方法の他、PPA モデルを用いるなどして民間の事業者と協力し進めることも検討します。

② 地中熱利用設備の導入

ある程度の深さの地中の温度は、地表の気温変化の影響を受けにくく、おおむね一定に保たれています。この熱エネルギーを「地中熱」と呼んでおり、建物の冷暖房などに利用されます。地中に穴を掘り、そこに熱交換器を入れ、ヒートポンプによって、地上の外気温が高い(暑い)季節には、屋内の熱を地中に運んで排出して冷房し、逆に外気温が低い(寒い)季節には、地中の熱を屋内に引き込み暖房します。地中と地上の温度差を利用するため、無駄がなく、省エネルギー効果が非常に高い技術です。

本市は、地下水が豊富で水位が高く、わずかな掘削で地下水を得ることができることから、他地域よりも導入コストが安く、効率の良い地中熱利用設備が導入できる可能性があります。

なお、本市では既に、市役所南館と給食センターにおいて地中熱ヒートポンプを導入していますが、今後も、公共施設の大規模改修時や空調設備の更新時には、地中熱の利用可能性を調査した上で、可能な限り地中熱ヒートポンプの導入を進めます。

公共施設への積極的な地中熱利用設備の採用により、本市事務事業における温室効果ガス排出量削減だけでなく、市内の事業者や市民の皆様にも、本市の地中熱のポテンシャルや導入メリットについて知っていただくことを期待します。

③ 地域で発電された太陽光発電の活用

市内の工場や倉庫などの屋根へ太陽光発電設備を設置し、そこで発電された電気を本市が活用することなどの検討を行い、公共施設で利用する電気の脱炭素化を進めます。

太陽光発電設備の設置および買い取りの方式には、PPA モデルを活用し、屋根を貸す事業者や本市が初期費用を負担することなく、温室効果ガス排出量の削減を進めていくことを目指します。

また、本市が率先して PPA モデルの活用を進めることで、市内の事業者や市民に当モデルについて知ってもらい、工場や倉庫の屋根、あるいは住宅屋根への太陽光発電設備の設置が進むことの呼び水となることを期待します。

④ 低炭素電力の調達

電力会社が提供する、発電時に温室効果ガスが排出されない、あるいは排出量が少ない発電方式で発電された電力メニュー（以下「グリーン電力メニュー」といいます。）により電力を購入や、J-クレジットなどの環境価値を購入するなどして、本市の公共施設で利用する電力の低炭素化を図ります。

グリーン電力メニューやJ-クレジットなどの購入は、直接的に本市の再生可能エネルギーの導入増加につながるものではありませんが、それらの商品の需要を増やし、価値を高めることになり、間接的ではありますが、再生可能エネルギーの普及拡大につながります。

4-(2) 省エネルギー化の促進

〈施策〉

⑤ 建築物の省エネルギー化推進

外壁への断熱材貼り付けや断熱塗装、窓の複層ガラス化といった開口部の断熱強化など、省エネルギー改修の取り組みを進めます。この取り組みは、基本的には大規模改修時などに合わせて実施する事を想定していますが、エネルギー利用量が大きく、断熱性の低い建物については、大規模改修などを待たず、前倒しで対応することも検討します。

⑥ 照明設備のLED化推進

LED照明の消費電力は、同じ明るさの蛍光灯の3分の1程度となります。また、平均的なオフィスビルの電力消費に占める照明利用の割合は全体の4分の1程度と言われており、照明設備のLED化は大きな省エネルギー効果があります。

本市には、まだLED化を終えていない施設が数多くあります。それらの施設については、施設の大規模改修時などの時期を待たず、積極的にLED化を進めていきます。

また、街路灯や防犯灯においては、既に生産が中止されている水銀灯を使っているものもあります。それらについても早急にLED化を進めていきます。

⑦ 高効率な省エネルギー機器への更新

省エネルギー技術の進化により、空調機や給湯器などのエネルギー機器の省エネルギー性能は年々良くなってきており、古い機器を利用している場合、まだ故障していなくても、新しい機器に置き換えた方が、ランニングコストが下がるため経済的に有利になるケースもあります。

本市の公共施設で利用している空調機や給湯器については、その設備更新時に高効率な機器を採用することはもとより、古く効率が悪い機器を利用している場合には、経済性に配慮しながらも、設備更新時期を待たず積極的に省エネルギー性能の高い機器への入れ替えを進めていきます。

⑧ 公用車の電動化推進

日本全体で再生可能エネルギーによる電力の供給比率が高まると期待されること、そして本市事務事業においても積極的に太陽光発電設備の導入を進めていくことから、将来的に本市で利用する電力の排出係数が大幅に下がることを見越し、本市で所有・管理する車両を、電動化自動車(EV、PHEV等)にしていきます。

主にはEV化を検討しますが、EV化を進めるためには、十分な充電設備を準備しなければ、使いたいときに使えないという事態が発生します。また、EVを充電するための電気が、再生可能エネルギーなどで作られたものではなく、温室効果ガスの排出量の多い石油火力発電などによるものである場合、かえって温室効果ガス排出量を増やすことにもつながりかねません。

したがって、公用車の電動化推進にあたっては、まずは電動車導入方針について定め、その方針に沿って計画的に導入を進めていきます。

⑨ 徹底的なエネルギー管理の推進

本市事務事業全般における徹底した省エネルギーを促進するため、本市の職員および公共施設の管理・運営者の意識啓発を進め、省エネルギーの取り組みを定着させます。(本市職員による取り組みについては、6-2-4(2)施策推進における職員の取り組みに後述します。)

6-2-4 施策の推進

(1) 施策の進め方

6-2-3(2)で掲げた各施策については、各公共施設における設備の新設・更新スケジュールを考慮しつつ、温室効果ガスの排出削減に必要な改修・設備導入について協議・検討を行い、温室効果ガスの削減、施設のコスト改善、市民への啓発効果等が高いものから順次計画し、優先して進めていくこととします。

6-2-3(2)で掲げた各施策の中では、「①太陽光発電設備の導入」、「②地中熱利用設備の導入」、「⑥照明設備のLED化推進」、「⑦高効率な省エネルギー機器への更新」の4施策が、特に温室効果ガス排出量の削減効果が高いと考えられることと、導入時期が早期に見込まれる施策でもあるため、順次予算化を行いながら取り組みを進めていきます。

(2) 事務事業における職員の取り組み

本市では、ゼロカーボンシティの実現に向けた事務事業における取り組みの推進を目的に、各課での取り組みを指揮する担当者(以下、「推進担当」という。)を原則1名以上置くこととします。

各課では、推進担当が中心となって、温室効果ガス排出量削減対策推進のための日常業務として、次のことを実施します。

- 毎月、所管する施設の電力、A 重油などのエネルギー使用量を確認し、エネルギー調査票を作成します。
- エネルギー調査票をもとに、毎年、所管する施設のエネルギー使用量削減目標を設定します。
- 毎月、所管する施設のエネルギー使用量をチェックし、使用量削減目標の達成度を確認し、未達であれば対応を検討します。また、過年度と比較して顕著な変化が見られる場合、原因を調査し、必要に応じて推進本部に連絡し、対応します。
- 図表 6-15 に示すような基本的な省エネルギー行動の実践を徹底するとともに、各課および各課が管理する施設の特徴に応じ、より踏み込んだ省エネルギー行動をリスト化し、実践します。
- 所管する施設の空調機器などエネルギー利用機器の保全計画を立て、遂行します。
- 物品の購入や印刷物の発注などを行う場合は、環境への配慮が検討されているかを常にチェックします。
- エネルギー(電気、A 重油、灯油、プロパンガス)利用に関連する機器(空調機、給湯器、受電設備など)の新設・更新、あるいは施設そのものの大規模改修などが予定される場合、推進本部に連絡し、温室効果ガス排出量削減の視点からの必要設備要件等について相談します。

図表 6-15 本市職員による省エネルギー行動

分類	機器	対応指針
空調	空調設定温度の見直し	執務室の室内温度を、夏季は 28℃、冬季は 20℃にする。 扇風機の併用や、クールビズ・ウォームビズを実施する。
	ブラインドによる日射遮蔽	夏場はブラインドを降ろし、空調の消費電力を削減する。
	利用していない部屋の空調・換気停止	誰も使っていない部屋の空調や換気は停止する。
	フィルターの清掃	空調機のフィルターは、こまめに清掃する。
	室内機・室外機周辺の障害物の撤去	室外機や室内機の周辺に物を置かない。
	搬入口やバックヤード扉の確実な「閉」	扉は確実に閉め、冷気・暖気流出を防止する。
	照明	照度の見直しによる照明の間引き
不要な照明の消灯		昼休みや退室時に消灯する。
コンセント	OA 機器のスイッチ OFF	昼休みや業務終了時はプリンターやコピー機などの OA 機器の電源を切る。
給湯・衛生	給湯温度の見直し	給湯温度は、衛生上可能な範囲で低く設定する。
移動	低炭素な移動の実践	移動の際には公共交通機関を積極的に利用する。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践する。

6-3 計画の推進と進捗管理

6-3-1 推進体制

中央市地球温暖化対策実行計画を推進する役割は、本計画の推進を担う推進本部が担います(P91「5-1 推進体制」参照)。

6-3-2 進捗管理

中央市地球温暖化対策実行計画の推進にあたっては、本計画同様に PDCA サイクルを実施します(P92「5-2 進捗管理」参照)。

なお、温室効果ガスの排出量・排出傾向の把握に当たっては、これを行うための仕組みも併せて構築します。

区域施策編においては、市内の特定事業者(「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づくエネルギー使用量が原油換算で 1,500kl/年以上である事業所)における温室効果ガスの排出データの提供を求め、排出量・排出傾向を把握します。

事務事業編においては、公共施設を管理する各課から、各施設のエネルギー利用に関するデータを継続的に収集することとします。この仕組みについては、本計画の事務事業編作成時におけるデータ収集時に、あわせて今後の恒常的なデータ収集の手続き(データ報告フォーマット、窓口、報告タイミングなど)を整理します。

資料編

■ 1.中央市環境基本条例

平成 18 年 2 月 20 日

条例第 122 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第19条)

第3章 環境行政の総合的調整(第20条・第21条)

第4章 補則(第22条)

附則

中央市は、豊かな緑と自然の下に、先人の努力により今日の発展を遂げてきた。

しかし、近年の社会経済の進展は、生活の利便性を高める一方で、資源やエネルギーの大量消費をもたらし、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に多大な影響を与え、私たちの生活そのものを脅かす要因となっている。

更に今日の環境問題は地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑多様化してきている。

このため、私たちはこれまで以上に自然との対話と交流を図りながら、良好な環境の保全及び創造に努める新しい価値観に支えられたまちづくりを総合的に推進していかなければならない。

また、すべての市民は、健康で文化的な生活環境を享受する権利を有しているが、良好な環境を将来の世代に継承する使命をも有している。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈

下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全及び創造に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる煤(ばい)煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、環境の保全上支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これらに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、緑地、水辺等における多様な自然環境が市の区域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を尊重し、反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、中央市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現況、良好な環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況について年次報告書を作成し、公表するものとする。

(施策の策定に当たっての措置)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障の防止のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、人と自然とが触れ合う緑豊かな大地の形成を図るため、緑地の保全、緑化の推進等必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用に努めるものとする。

4 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量及び資源の循環的な利用が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する教育学習等)

第14条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに良好な環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が良好な環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動を促進するための措置)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第14条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利、利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査、監視、測定等)

第17条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に努めるものとする。

(公害等に関する苦情処理)

第18条 市は、環境への負荷又は公害に係る苦情について、他の行政機関と連携し、適正な処理に努めるものとする。

(協力)

第19条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たり、広域的な取組を必要とする場合は、他の地方公共団体と協力し、当該施策の推進に努めるものとする。

2 市は、良好な環境の保全及び創造に関する情報等の収集及び提供を行い、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境行政の総合的調整

(総合的調整)

第20条 市は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項について、必要な総合的調整を行う。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 良好な環境の保全及び創造のための施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境調整会議)

第21条 前条に規定する総合的調整を行うため、中央市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

2 調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

■ 2.中央市ごみのないきれいなまちにする条例

平成 20 年3月25日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、市民等、事業者、土地所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ等 空き缶、空き瓶、その他の容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他投げ捨てによる散乱性の高いごみをいう。
- (2) ポイ捨て 道路、公園、広場、河川、学校その他の公共の用に供する場所並びに自己が所有し、又は管理する土地、建物等以外の場所(以下「公共の場所等」という。)にごみ等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地を所有し、若しくは占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 回収容器 ごみ等を回収するための容器をいう。
- (7) 販売事業者 事業者のうち、容器若しくは包装紙に収納した飲食物、たばこ、チューインガム等の飲食後又は使用後において散乱性の高いごみを生ずる物品を製造し、又は販売する者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬(所有者のある犬をいう。以下同じ。)の所有者(所有者以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。)をいう。
- (9) ふん害 飼い犬のふんにより、公共の場所等を汚すことをいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみ等は、家に持ち帰り、又は回収容器へ収納するなど、ごみ等の散乱を防止するよう努めなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する周辺地域においてごみ等の散乱を防止するため、相互に協力して意識の醸成を図るとともに、自らごみ等の清掃に努めなければならない。

3 市民等は、市長が実施する第6条に規定する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、ポイ捨ての防止に関して、従業員等に対し意識の啓発を図るとともに、事業

所及びその周辺地域において清掃活動の充実に努め、ごみの再資源化に協力しなければならない。

2 販売事業者は、ポイ捨てを防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置及びその適正な管理に努めなければならない。

3 販売事業者のうち自動販売機を設置する販売事業者は、規則で定めるところにより回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

4 事業者は、市長が実施する第6条に規定する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、その所有し、若しくは占有し、又は管理する土地に、みだりにごみ等が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

2 土地所有者等は、市長が実施する次条に規定する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市長は、散乱ごみのない快適な市民生活を実現するため、ポイ捨て及びふん害の防止に関する措置、指導、市民意識の啓発及び高揚等必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市長は、市民が組織するごみ等の清掃活動を行う団体の育成及び活動の支援を行うものとする。

(禁止行為)

第7条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

(ポイ捨てをした者に対する命令)

第8条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。

(要請)

第9条 市長は、ごみ等が著しく散乱していると認められるときは、当該ごみ等を生ずる要因となった販売事業者又は土地所有者等に対し、ポイ捨てを防止するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(勧告)

第10条 市長は、販売事業者が第4条第3項の規定に違反していると認めるとき、若しくは前条の規定による要請に従わないとき、又は土地所有者等が第5条の規定に違反しているときは、当該販売事業者又は土地所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた販売事業者又は土地所有者等が、正当な理由がなく当該勧告に応じない場合において、ポイ捨ての防止を著しく阻害することになると認めるときは、当該販売事業者又は土地所有者等に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(報告及び立入調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、販売事業者に対して自動販売機及び回収容器の設置並びにその管理状況に関して報告を求め、又は市長の指定する職員(以下「指定職員」という。)に自動販売機が設置されている場所及び販売事業者の事業所に立ち入らせ、回収容器の設置及び管理状況並びにごみ等の散乱防止に関する必要な調査及び指導をさせることができる。

2 前項に規定する立入調査を実施する指定職員は、その身分を示す証明書を携帯するとともに、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 指定職員は、第1項に規定する立入調査の権限が、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(飼い主の遵守事項)

第13条 飼い主は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬を綱、鎖等につなぎ、制御できるようにすること。ただし、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年山梨県条例第41号)第10条ただし書に該当する場合は、この限りではない。

(2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。

(3) 飼い犬のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを持ち帰ること。

2 市長は、飼い主が前項の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な指導をすることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第15条 第8条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2 第11条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

3 第12条第1項に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、1万円以下の過料に処する。

4 第13条第2項の指導に従わない者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(中央市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例の廃止)

2 中央市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例(平成18年中央市条例第125号)は、廃止する。

■ 3.中央市環境審議会条例

平成18年2月20日

条例第123号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、本市における環境の保全に関して調査し、及び審議するため、中央市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査する。

- (1) 環境保全対策の基本方針に関すること。
- (2) 環境破壊の予防及び除去対策の推進に関すること。
- (3) その他環境保全対策上必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、決定した事項について市長に答申するほか、必要に応じて意見を述べるができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会委員
- (2) 自治会長
- (3) 教育委員会委員
- (4) 関係公共的団体等役員
- (5) 関係行政機関職員
- (6) 識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要により会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、諮問された事項について必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民環境課において処理する。

(平26条例2・令元条例17・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則(平成26年条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

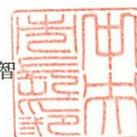
第 2 次中央市環境基本計画・後期計画原案にかかる諮問・答申

■ 諮問

中央市環第 9-42 号
令和 5 年 9 月 27 日

中央市環境審議会
会長 窪田 洋二 殿

中央市長 望月 智



第 2 次中央市環境基本計画・後期計画について（諮問）

中央市環境基本計画は、条例で「良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的としており、本市の環境施策に必要な基本的事項を定めております。

現行の「第 2 次中央市環境基本計画」は、令和 10 年度を目標年度として、平成 31 年 3 月に策定しました。

しかしながら、本市を取り巻く環境に関する状況は急速に変化しており、国・県の動向、ならびに第 2 次中央市長期総合計画・後期基本計画の基本構想の方向性や本市環境の現状と課題を踏まえつつ、現行計画の進捗状況や今後の環境行政を取り巻く状況変化に整合性をもつて的確に対応していくため、計画の中間見直しを行う必要があります。

また、計画見直しにあたり、本市として 2050 年までの脱炭素社会の実現を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく計画を策定し、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策を講じる必要もあることから、中央市地球温暖化対策実行計画を包含することとします。

このような状況を踏まえ、第 2 次中央市環境基本計画・後期計画の策定について、中央市環境審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

【諮問事項】

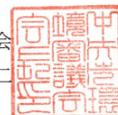
- ・「第 2 次中央市環境基本計画・後期計画（案）」について

■ 答申

令和6年3月22日

中央市長 望月 智 殿

中央市環境審議会
会長 窪田 洋二



第2次中央市環境基本計画・後期計画（案）の策定について（答申）

令和5年9月27日付け中央市環第9-42号にて諮問のありました第2次中央市環境基本計画・後期計画の策定について、当審議会において慎重に審議を重ね取りまとめた結果、別添「第2次中央市環境基本計画・後期計画（案）」をもって答申と致します。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に留意しつつ、取り組まれるよう要望致します。

記

- 1、中央市環境基本条例の理念を踏まえた目指す環境像『快適で健やかに暮らせる 持続可能な生活文化都市』の実現のために、市民・事業者・市が一体となり、カーボンニュートラル（気候変動の回避）・ネイチャーポジティブ（自然資源の維持）・サーキュラーエコノミー（持続可能な資源利用）の達成に努めること。
- 2、施策展開に当たっては、PDCAサイクルを実施するとともに、担当部署に加え庁内各部署の横断的な連携を図り、包括的かつ計画的に進めること。
- 3、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）である「中央市地球温暖化対策実行計画」を本計画に包含した趣旨を踏まえて、市が市民・事業者の模範となるよう率先して施策展開を図ること。
- 4、持続可能な社会実現のための目標値の達成状況や社会情勢の変化などから、計画の見直し等が必要な場合は、その対応を迅速かつ柔軟に図ること。

環境審議会委員名簿

所 属 名	氏 名
中央市農業委員会会長	保坂 元信
中央市自治会長会会長	矢島 孝雄
中央市教育委員会教育長職務代理者	保坂 かおり
中央市商工会会長	浦田 勉
中央市環境事業協同組合代表理事	溝口 耕一
山梨県中北林務環境事務所環境・エネルギー課長	和田 政一
中巨摩地区広域事務組合清掃センター所長	鷹野 和仁
中巨摩地区広域事務組合衛生センター所長	武藤 正樹
中央市地球温暖化対策地域協議会会長	森野 健治
山梨県小水力利用推進協議会副会長 全国小水力利用推進協議会監事	中込 秀樹
NPO 法人みどりの学校理事	石原 國恵
山梨大学教授(工学域機械工学系)	武田 哲明
山梨大学客員教授 (山梨大学クリーンエネルギー研究センター)	窪田 洋二

計画策定の経過

第1回環境審議会

日 時	令和5年9月27日(水) 午前10時~午前11時30分
場 所	中央市役所 本館2階 防災対策室1
出席者	委員:12人 事務局:3人 コンサルタント会社 4人
欠席者	1人
次 第	1.開 会 2.委嘱状交付 3.会長・副会長の選出 4.諮問・市長あいさつ 5.会長あいさつ 6.議題 (1)第2次中央市環境基本計画・後期計画の策定について ・第2次中央市環境基本計画・後期計画の内容 ・中央市の概況・環境の状況(報告) ・前期計画の評価(担当課への調査確認事項の中間報告) (2)意見交換・質疑応答 7.連絡事項 8.閉 会

第2回環境審議会

日 時	令和5年11月6日(月) 午後2時~午後4時
場 所	中央市役所 本館2階 防災対策室1・2
出席者	委員:11人 事務局:3人 コンサルタント会社 4人
欠席者	2人
次 第	1.開 会 2.会長あいさつ 3.議題 (1)第2次中央市環境基本計画・後期計画の策定について ・前期計画・取り組み指標などの評価 ・後期計画における基本目標・施策体系(案) ・後期計画の構成(目次:案) ・中央市における温室効果ガス削減(案)などについて (2)意見交換・質疑応答 4.連絡事項 5.閉 会

第3回環境審議会

日 時	令和5年12月26日(火) 午前10時～午後12時
場 所	中央市役所 本館2階 防災対策室1・2
出席者	委員:10人 事務局:2人 コンサルタント会社 4人
欠席者	4人
次 第	1.開 会 2.会長あいさつ 3.議題 (1)第2次中央市環境基本計画・後期計画の策定について ・基本目標・施策体系(案) ・施策体系と施策展開の方向性・具体的取り組み・評価指標等(案) ・地球温暖化対策実行計画 区域施策編(案): 基本目標4の実現に向けた検討 ・地球温暖化対策実行計画 事務事業編(案): 基本目標4の実現に向けた検討 ・計画の推進と進捗管理(案) (2)意見交換・質疑応答 4.連絡事項 5.閉 会

第4回環境審議会

日 時	令和6年2月8日(木) 午後2時～午後4時
場 所	中央市役所 本館2階 防災対策室1・2
出席者	委員:11人 事務局:3人 コンサルタント会社 4人
欠席者	2人
次 第	1.開 会 2.会長あいさつ 3.議題 (1)第2次中央市環境基本計画・後期計画の策定について (2)意見交換・質疑応答 4.連絡事項 5.閉 会

第2次中央市環境基本計画・後期計画(素案)に対する意見募集の結果

募集期間	令和6年2月22日(木)～令和6年3月12日(火)
閲覧及び 意見の募集方法	中央市ホームページへの掲載、中央市役所市民環境課(環境担当)、玉穂支所、豊富支所窓口での閲覧及び同場所への意見等提出
意見等状況	意見提出人数 0人、意見数 0件

中央市地球温暖化対策実行計画－事務事業編 対象施設

分類	施設
市民文化系施設	田富総合会館
	玉穂総合会館
社会教育系施設	田富図書館
	玉穂生涯学習館
スポーツ・レクリエーション系施設	田富北体育館
	浅利弓道場
	豊富農村広場
産業系施設	浅利揚水機場
	大田和用水ポンプ場
	高部地区排水機場
	宇坪排水機場
	東花輪川排水機場
学校教育系施設	田富北小学校
	田富小学校
	田富南小学校
	玉穂南小学校
	三村小学校
	豊富小学校
	田富中学校
	玉穂中学校
	学校給食センター
	中央市・昭和町教育支援センター(にじいろ教室) (玉穂支所敷地内)
子育て支援施設	田富北保育園
	田富第一保育園
	田富第二保育園
	田富第三保育園
	玉穂保育園
	豊富保育園
	田富杉の子児童館
	田富すみれ児童館
	田富中央児童館
	田富ひばり児童館
	田富わんぱく児童館
	玉穂西部児童館
保健・福祉系施設	田富福祉公園コミュニティセンター
	大鳥居ふれあいプラザ
	豊富健康福祉センター
	玉穂勤労健康管理センター
	中央市・昭和町障がい者相談支援センター
行政系施設	市役所(本館・南館)
	市役所(玉穂支所)
	市役所(豊富支所)
	消防団消防車庫(玉穂支所敷地内)

分類	施設
	消防団田富第1分団第1部
	消防団田富第1分団第2部
	消防団田富第1分団第3部
	消防団田富第1分団第4部
	消防団田富第1分団第5部
	消防団田富第1分団第13部
	消防団田富第2分団第12部
	消防団田富第2分団第6部
	消防団田富第2分団第7部
	消防団田富第2分団第8部
	消防団田富第3分団第10部
	消防団田富第3分団第11部
	消防団田富第3分団第11部(今福新田)
	消防団田富第3分団第14部
	消防団田富第3分団第9部
	消防団玉穂第1分団第1部
	消防団玉穂第1分団第2部
	消防団玉穂第1分団第4部
	消防団玉穂第1分団第5部
	消防団玉穂第1分団第6部
	消防団玉穂第2分団第10部
	消防団玉穂第2分団第11部
	消防団玉穂第2分団第12部
	消防団玉穂第2分団第7部
	消防団玉穂第2分団第8部
	消防団玉穂第2分団第9部
	田富防災会館
	臼井水防倉庫
上水道・簡易水道	今福配水場
	今福配水場第1水源
	布施配水場1
	布施第2水源
	布施第3水源
	リバーサイド配水場
	リバーサイド第2水源・車庫
	簡易水道第1水源
	簡易水道第1配水池
	簡易水道第1ポンプ場
	簡易水道第2配水池
	簡易水道第3配水池
	簡易水道第3ポンプ場・第3水源
	簡易水道第4水源
	簡易水道第4配水池
	簡易水道第5水源
	簡易水道第6水源
	簡易水道第7水源
	簡易水道第8水源

分類	施設
	簡易水道第 9 水源
下水道(農業集落排水含む)	田富よし原処理センター(し尿処理施設)
	とよとみクリーンセンター(し尿処理施設)
	浅利川西部地区農業集落排水処理施設
	浅利川東部地区農業集落排水処理施設 323
	高部地区農業集落排水処理施設
	中尾宇山地区農業集落排水処理施設
公園	若宮第 1 公園(さくら公園)
	若宮第 2 公園(若宮公園)
	若宮第 3 公園(四季の花公園)
	阿原第 2 公園(相之田公園)
	成島 1 号公園
	成島 2 号公園
	下河東 1 号公園
	下河東 2 号公園
	田富ふるさと公園
	鍛冶新居 1 号公園
	鍛冶新居 2 号公園
	玉穂ふるさとふれあい広場(管理棟)
	玉穂ふるさとふれあい広場(グランドその他)
	総合防災公園
	その他
小井川駅駐輪場	
豊富地区資源循環施設製品倉庫	
地域安全ステーション	

用語集

【英数字】

BAU(ビー・エー・ユー)

特段の対策のない自然体ケース(Business as usual)に較べての効果をいう概念。

BCP(ビー・シー・ピー)

Business Continuity Plan の略で事業継続計画。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

BEV(ビー・イー・ブイ)

蓄電池のみを電力源として積載し、モーターの動力で走行する電気自動車のこと。

BOD(ビー・オー・ディー)

Biochemical Oxygen Demand の略で生物化学的酸素要求量。水中の汚濁物質(有機物)が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量のことで、水 1 リットル当たりの量(単位は mg/L)で表される。数値が大きいほど水が汚れていることを示し、我が国では河川の有機汚濁を測る代表的な指標として用いられており、河川の利用目的に応じて類型別に環境基準が定められている。

GHG(ジー・エイチ・ジー)

温室効果ガスのこと。Greenhouse Gas の略称。

EMS(イー・エム・エス)

エネルギーマネジメントシステムのこと。EMS を導入することで電気製品の電力使用量をリアルタイムで計測し、不要なエネルギーは使用しないよう自動的に監視・制御をすることができる。EMS は管理する対象によって種類がある。

FCV(エフ・シー・ブイ)

FCV(燃料電池自動車)は、燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。

FIT(フィット)

再生可能エネルギーの固定価格買取制度のこと。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。買取期間は 10 年と定められている。

HEMS(ヘムス)

住宅用エネルギー管理システム(Home Energy Management System)の略で、住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するためのシステム。

IPCC(アイ・ピー・シー・シー)

国連気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織。

J-クレジット(ジェイ・クレジット)

温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度のこと。

MaaS(マース)

Mobility as a Service の略。従来の交通手段・サービスに、自動運転や AI などのさまざまなテクノロジーを掛け合わせた、次世代の交通サービス。

NO₂(二酸化窒素)

血液中のヘモグロビンと結合し、血液の酸素運搬能力を低下させるほか、粘膜刺激性を持ち呼吸気道及び肺に対して毒性を示す。

Ox(光化学オキシダント)

自動車や工場から排出された窒素酸化物(NO_x)などが、太陽光(紫外線)を受けて光化学反応を起こして生成される大気汚染物質。日射量が高い夏季に発生しやすく、高温・無風などの条件が重なると高濃度になり、目やのどの粘膜を強く刺激するなどの直接的な健康被害が生じるおそれがある。

PDCA(ピー・ディー・シー・エー)

マネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)のプロセスを順に実施する。最後の action では check の結果から、最初の plan の内容を継続(定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回の plan に結びつける。このプロセスを繰り返すことにより、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のこと。

PM_{2.5}(微小粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μ m(1 μ m=1mm の千分の 1)以下のもの。従来から環境基準を定めて対策を進めてきた。

PPA モデル

初期投資 0 円で発電設備を設置し、その電気を利用することで、電気料金と二酸化炭素排出を削減することができる仕組み。PPA(Power Purchase Agreement)とは電力販売契約という意味で第

三者モデルともよばれている。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出の削減ができる。

オンサイト PPA

発電する場所と、発電した電気を使う場所が、同じ敷地内にある PPA のこと。同じ敷地内であれば、発電した電気を送るための費用(=託送料)は発生しない。

オフサイト PPA

発電する場所と、発電した電気を使う場所が、離れている PPA のこと。発電した電気を使う場所に送るため、託送料が発生する。

コーポレート PPA

企業や自治体などの法人が発電事業者から自然エネルギーの電力を長期的に(通常 10~25 年)購入する契約である。

SDGs(持続可能な開発目標)

2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030(令和 12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

SPM(浮遊粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の 1)以下のもの。粒径が非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

V2H(ビークルトゥ ホーム)

Vehicle to Home の略。電気自動車のバッテリーから住宅への給電や、住宅から電気自動車への充電ができる装置。停電時には非常用電源として活用することができる。

ZEB(ゼブ)

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略。建築物における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの活用などにより削減し、年間消費量が正味でゼロまたはおおむねゼロとなる建築物。

ZEH(ゼッチ)

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略で、住宅外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅。

ZEV(ゼブ)

Zero Emission Vehicle(ゼロエミッション・ビークル)の略。走行時に二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスを出さない、又はガソリン車に比べて排出量が少ない車のこと、電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)のこと。

3R(スリーアール)

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語。①廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、②資源や製品の再使用(Reuse:リユース)、③再資源化(Recycle:リサイクル)の順で重視する。なお、中央市においては、①ゴミとなるものを断る(Refuse:リフューズ)、②廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、③資源や製品の再使用(Reuse:リユース)、④再資源化(Recycle:リサイクル)の4R(ヨンアール)として、普及啓発を実施している。

【あ行】

エコキュート

空気の熱を使ってお湯を沸かす貯湯式の高効率給湯機のこと。空気の熱と電気を利用してお湯を作る「ヒートポンプ技術」を用いるため、エネルギー使用量が少なく済む。

エコドライブ

燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。具体的には、加速・減速の少ない運転やエアコンの適切な使用、アイドリングストップを行うなどがある。

エネファーム

都市ガス(天然ガス)から採取した水素と空気中の酸素を反応させて電気を作り、この時に発生する熱を利用してお湯を作るシステムのこと。都市ガスの供給があれば、常に発電・給湯が可能。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスを指す。温室効果ガスには、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン類(HFCs、PFCs、SF₆、NF₃)等がある。

【か行】

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むための体制・手続き等の仕組み。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 等がある。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づいて国が定めるもので、現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音についての基準が定

められている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法[1999(平成 11)年]に基づいて、大気、水質及び土壌に関する環境基準が定められている。

環境経営

企業等が、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位または物量単位)に測定して事業活動に反映する経営手法のこと。

環境負荷

公害、都市開発、廃棄物の増加、温室効果ガス排出量の増加など、環境にマイナスの影響を与えるもの。

気候非常事態宣言

気候の危機的な状況について、自治体などが気候危機を宣言することで、市民と気候危機を共有し、ともに地球温暖化対策に取り組むため行うもの

気候変動

近年は地球温暖化とほぼ同じ意味で用いられることが多く、気候変動枠組条約では「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」と定義されている。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的に 2018(平成 30)年 6 月に公布された法律。第 12 条において、都道府県及び市町村は地域気候変動適応計画を策定するよう努めるものと定めている。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

クールシェア

家庭のエアコンなどを消して、商業施設や公共施設などのクールシェアスポットに出かけることにより、節電につなげる取り組み。

コージェネレーションシステム(コジェネ・コージェネ)

熱電併給のこと。天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。家庭で場合では、発電時に生じた排熱を利用して給湯を行う。工場では、熱源、冷暖房・給湯に活用する。

【さ行】

再生可能エネルギー／再エネ

自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー。石油、石炭などの化石エネルギーと異なり二酸化炭素を排出しないため、クリーンなエネルギーである。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等がある。

再生可能エネルギー由来電力／再エネ電力

再生可能エネルギーを利用してつくられた電力。石油や石炭を使用する火力発電と異なり、発電時にCO₂を排出しない環境にやさしい電力。

食品ロス

食べ残しや賞味期限切れなどにより本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品。

水質汚濁防止法

河川などの公共用水域や地下水の水質悪化の防止を図り、良好な生活環境を保全するとともに、人の健康に係る被害を未然に防止するため、工場排水に対する規制や生活雑排水の処理、水の地下浸透に対する規制について定めた法令。

生物多様性

昔からその土地にいた様々な生きものが、多様な環境の中で互いに関わりあって生きていること。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルがある。

生物多様性基本法

生物多様性に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として制定された我が国の法律。

ゼロエミッション

人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすることを目指しながら最大限の資源活用を図り、持続可能な経済活動や生産活動を展開する理念と手法。国連大学(UNU)が1994年に提唱。

ゼロカーボンエネルギー

二酸化炭素(CO₂)を排出せずに活用できるエネルギー。

ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素(CO₂)実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体。

ソーラーシェア

営農を続けながら太陽光発電を行う設備のこと。「営農型太陽光発電システム」とも呼ばれる。

【た行】

太陽光発電

太陽光を利用した発電方式。太陽光発電は、太陽エネルギーを電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットがある。

脱炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)の排出量を実質ゼロにする社会。パリ協定以降、低炭素社会(CO₂の排出が少ない社会)から脱炭素社会への移行を目指す取り組みが加速している。

脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴う二酸化炭素(CO₂)排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用なども含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。

地域循環共生圏(ローカルSDGs)

各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方。

地域脱炭素ロードマップ

地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030(令和12)年までに集中して行う取り組みや施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の工程と具体策を示すもの。

地球温暖化

人間の活動により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温が上昇すること。

地球温暖化対策の推進に関する法律

1998(平成10)年10月に国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。地方公共団体が行う事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することを義務付けている。

電気自動車(EV)

電池に蓄えた電気エネルギーを使い、モーターを回して走行する自動車。排気ガスを発生せず、低騒音であるのが特徴。

土壤汚染対策法

工場の移転・跡地利用の際、重金属類や揮発性有機化合物などの土壤汚染や地下水汚染が判明することが多くなったことを背景に、土地の所有者に対して、調査や汚染土壤の浄化などの具体的対策の実施を定めた法令。

【な行】

燃料電池

水素と酸素の化学反応によって電力を取り出す電池。機械エネルギーではなく、化学反応で電気を生み出すことから「電池」という。

燃料電池自動車(FCV)

Fuel Cell Vehicle の略で、燃料電池を搭載した電気自動車。水素を燃料とし、走行時には水だけを排出するため「究極のエコカー」と言われている。

【は行】

バイオマス／バイオマスエネルギー

再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)。木材、生ごみ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトン等の有機物がある。

ハザードマップ

洪水などの自然災害による被害を予測し、その被害範囲を既存の地図上に図示したもので、地域の自治体が防災目的で作成している。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路や避難場所などの情報が掲載されている。

パリ協定

2015(平成 27)年にパリで開かれた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で採択された、2020 年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などの合意がされた。

ヒートショック

暖かい部屋から寒い部屋への移動などによる急激な温度の変化によって血圧が上下に大きく変動することをきっかけにして起こる健康障害。失神や不整脈を起こしたり、急死に至る危険な状態で、気温の下がる冬場に多く見られる。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集め、福祉団体や施設などに提供する活動。

フードバンク

企業やご家庭においてまだ賞味期限はあるけれど、様々な理由により捨ててしまう食べ物を寄付していただきその食品を困窮者へ無償で提供する活動。

プラグインハイブリッド自動車(PHV)

コンセントから直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車(2 つ以上の動力源を持つ自動車。一般的にガソリンで動くエンジンと電気で動くモーターを備えている)。

プラスチック資源循環法

2021(令和3)年6月 11 日に公布された、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環などの取り組み(3R+Renewable)を促進するための法律。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」。

【ま行】

緑のカーテン

アサガオやハチマ、ゴーヤなどツル性の植物でつくる自然のカーテン。バルコニーや軒下に生育させて真夏の暑い日差しを避けることで、過度な冷房を抑制し CO2 排出削減につながることを期待されている。

【や行】

有害化学物質

環境を経由して人の健康または動植物の生息・生育に有害な作用を及ぼす化学物質の総称。

【ら行】

緑化率

敷地面積に対する緑化施設の面積の割合である。ここで言う緑化施設とは、その建築物の空地、屋上など屋外にある植栽、花壇、樹木などを指す。

レジリエンス

地域のレジリエンスとは、地域が災害などのリスクを予見し、危機的状況を乗り越える能力をいう。レジリエンスは、頑健性・柔軟性・適応性・回復性などの能力で構成される。

第2次中央市環境基本計画・後期計画

平成31年3月策定(令和6年3月改定)

発行 中央市

編集 市民環境課

〒409-3892 山梨県中央市白井阿原 301 番地 1

電話 055-274-8543 FAX 055-274-1130

URL <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>

「快適で健やかに暮らせる持続可能な生活文化都市」

